平成 27 年度 第 9 回一関市総合計画審議会

次 第

日 時: 平成28年1月29日(金)

10:00~12:00

場 所:一関市役所 議会棟議員全員協議会室

- 1 開 会
- 2 あいさつ会長あいさつ

3 議題

(1) 総合計画(基本構想及び前期基本計画)の計画書の構成(案)について 【資料No.32】(当日配付)

一関市総合計画(基本構想及び前期基本計画)の計画書の構成(案)について

【資料No.33】(当日配付)

まちづくりスタッフ会議で選択した(仮)重点施策について

(2) 新市建設計画変更(案)について

【資料No.34】新市建設計画変更(案)

【資料No.35】新市建設計画 新旧対照表 (案)

- (3) 過疎地域自立促進計画(案)について
 - 【資料No.36】過疎地域自立促進計画(案)
- 4 その他
- 5 閉会

第 10 回総合計画審議会(予定)

日時: 平成 28 年 2 月 24 日 (水) 13:30~15:30

場所:なのはなプラザ3階 一関市民センター大会議室

〇 一関市総合計画(基本構想及び前期基本計画)の計画書の構成(案)について

No.			備考										
	一関市民憲												
	市長あいさ 全体体系図												
	目次	4											
5					計画策定の趣旨								
7		第1章	総合計画とは		計画の役割 計画の名称		総合計画策定基本方針より						
8					計画の構成と目標年次								
9										1	地勢		
10 11								2	自然気候		総合計画策定委員会に確認		
12					歴史・沿革		松口可凹水足安貝云に確心						
13		笙2音	市のすがた		文化								
14 15		N12+	11.00) 13 12				前:人口と世帯数の見通し 統計データより						
16				6	主要指標の見通し	3 交流人口の現状	統計データより						
17						4 財政見通し	V-1111						
18		 		7	土地利用		統計データより						
		序章 第1章	一関市の将来像										
19		第2章	まちづくりの考	え方	Ī								
		第3章	まちづくりの目	標める									
20		5 4早	まちづくりの進 序(前期基本計	画の) 説明)								
21	基 本計画		前期基本計画の	体系									
22	, ,,		前期基本計画の	構成	まちプロジーク しいせ								
		<i>55</i> 4 ♣₽	重点プロジェ	1	重点プロジェクトとは まち・ひと・しごとの創生		【議決以外の掲載】						
		第1部	クト	2	ILCを基軸としたまちづく		・分野別計画の関連分野について						
				3	東日本大震災からの復旧復興		記載 【議決以外の掲載】						
					10世42/2018年7月19年4月1月7	1 農林水産業 2 工業	【磁伏以外の掲載】①分野別計画の関連分野について						
					1	地域資源をみがき生かせる 魅力あるまち	3 商業・サービス業	掲載					
						風力のつより	4雇用	②ナナ ざノ h コ h コ へ 対 で限切り					
						5 観光 1 都市間交流、国際交流	②まちづくりスタッフ会議で選択 した(仮)重点施策項目の掲載						
						2 道路	※第2分野についてはスタッフ会						
				2	みんなが交流して地域が賑 わう活力あるまち	3 公共交通	議(第2部会)では全項目を重点						
		第2部			わり位力のおり	4 地域情報化 5 地域づくり活動	施策とするため、選択しないこと とした。→取扱いをどうするか。						
						6 移住定住、結婚支援	2012. 44.00						
						1子育で	③関連データの掲載						
						2 義務教育・高等教育等 3 青少年の健全育成	④空きスペースに写真掲載						
					自ら輝きながら次代の担い	4 生涯学習	GTC: 1 (- 3)/1944						
00	# + 원교				う手を応援するまち	5 文化芸術、スポーツレクリエーション							
23	基本計画		分野別計画			6 人権・男女共同参画							
						8 平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護							
						1 自然環境・環境保全							
					terr t = de se 2. L. de = 21.3. Aut	2 公園、都市緑化 3 低炭素社会							
				4	郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち	4 循環型社会							
					くロが立かるよう	5 住環境、市営住宅、景観							
						6 上水道							
						1 医療							
						2 地域福祉 3 高齢者福祉							
				_	みんなが安心して暮らせる	4 障がい者福祉							
				5	笑顔あふれるまち	5 健康づくり							
						6 防災(治水、治山を含む) 7 消防、救急・救助							
						8 防犯・交通安全・市民相談体制							
		h-h	まちづくりの		市民と行政の協働のまちづく								
		第3部	進め方		健全な行財政運営 広域連携の推進								
24		I	<u> </u>		広奥連携の推進 前総合計画における主な取組	1							
25				2	東日本大震災からの復旧復興								
26 27					人口ビジョン(抄) 用語解説								
28				5	市民意向調査(アンケート調	骨査)の概要							
29				6	市民意向調査(アンケート調	骨査) の結果							
30					総合計画策定体系図 計画策定の経過								
31	資料編				計画水化の経遍 諮問書								
33				10	答申書(基本構想)								
34					答申書(基本計画) 一関市総合計画審議会委員名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
36				13	一関市総合計画番譲去安員名								
37				14	一関市総合計画審議会条例								
38					一関市まちづくりスタッフ会 一関市総合計画策定委員会認								
59	<u> </u>			10			<u> </u>						

- まちづくりスタッフ会議で選択した(仮)重点施策について
 - ① まちづくりスタッフ会議で選択した重点施策について、完成した前期基本計画の項目に合わせ着色しています。
 - ② まちづくりスタッフ会議で協議していた際の項目と変更がある場合はまちづくりスタッフ会議時の「施策の展開」に記載しています。
 - ③ 第2分野についてはまちづくりスタッフ会議(第2部会)では(仮)重点施策を選択しないこととしました。

前期基本計画決定後				まちづくりスタッフ会議時				
No.	施策No.	施策の 展開No.	施策の展開 施策の展開		施策の展開	(仮)重点施策を選択した理由		
1		1	魅力ある農林業と担い手づくり	1	魅力ある農業と担い手づくり			
2		2	農業生産基盤の整備と担い手育成	4	農業生産基盤の整備と担い手育成			
3		3	農業の有する多面的機能の発揮	3	農業の有する多面的機能の発揮の促進	農業の生産環境を整備することで、担い手にとって魅力ある農業となるため		
4	1-1	4	農村コミュニティの活性化	6	農村の総合コミュニティ化			
5	農林水産業	5	農林水産物の生産、販売支援	2	人が喜ぶ農林水産物の生産・販売支援	消費者が喜ぶものを作ることで販路が拡大し、生産者の所得が安定する。そのことで農業の 魅力が向上し、担い手、新規参入につながるため		
6			森林の適正管理と利活用	7	森林の適正管理と利活用			
7		7	地域木材の資源エネルギーとしての活 用	5	地域木材の利活用の促進			
8		8	森林と市民との関わりの創出	8	森林と市民との関わりの創出			
9		1	工業の振興					
10	1-2	2	ものづくり人材の確保と育成			現在及び将来、地域を担う人材を育成することが産業の発展に欠かせないため		
11	工業	3	地域内発型産業の振興			これまで一関が築いてきた産業インフラを活用して、地域産業イノベーションを図る必要があるため		
12		4	企業誘致の推進					
13		1	商業、サービス業の振興	1	中小企業の振興			
14	1-3 商業・サービス業	2	商店街の活性化					
15		3	活力ある商業の振興			地域に根ざした三次産業の振興を図る必要があるため		
16		1	関係機関との連携による就業支援			地元への就業を促進するとともに、定着への支援の必要性が高いため		
17	1-4 雇用	2	勤労者福祉の充実					
18		3	能力開発と人材育成					

	前期基本計画決定後					まちづくりスタッフ会議時
No.	施策No.	施策の 展開No.	施策の展開	施策の 展開No.	施策の展開	(仮)重点施策を選択した理由
19		1	観光資源の発掘及び活用			一関の観光資源の情報発信と周辺市町村とのネットワーク構築が必要なため
20	1-5	2	体験型観光の振興			
21	観光	3	受け入れ態勢の整備			
22		4	骨寺村荘園遺跡の活用			
23	2-1 都市間交流、国	1	多様な交流活動の推進			
24	際交流	2	外国人に優しいまちづくり	2	在住外国人に優しいまちづくり	
25		1	広域ネットワークの充実			
26	2−2 道路	2	市内ネットワークの拡充			
27		3	安全安心で快適な道路環境づくり	3	安全・安心・快適な道路環境づくり	
28		1	公共交通機関の充実	1	公共交通機関の充実	
29	2-3 公共交通	2	一ノ関駅周辺の整備	-	-	
30		3	生活交通の維持確保	2	生活交通の維持確保	
31	2-4	1	情報通信基盤の整備と活用	1	情報通信基盤の整備と活用	
32	地域情報化	2	情報の受発信と共有の促進	2	情報の発信と提供	
33		1	地域づくり活動の啓発と意識醸成	1	地域づくり活動の啓発と意識醸成	
34	2-5 地域づくり活動	2	地域づくり活動の支援	2	地域づくり活動の支援	
		_	-	3	移住・定住の促進	結婚支援の内容を含む。
35	2-6 移住定住、結婚	1	移住定住の促進	1	コミュニティ意識の向上(2-5に合体)	まちづくりスタッフ会議時は「2-6地域コミュニティ」だったが、「2-5地域づくり活動」に含めて記載した。
36	支援	2	結婚活動の支援	2	コミュニティ活動の充実(2-5に合体)	

前期基本計画決定後					まちづくりスタッフ会議時				
No.	施策No.	施策の 展開No.	施策の展開	施策の 展開No.	施策の展開	(仮)重点施策を選択した理由			
37		1	妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づ くり	1	育児支援の充実と環境づくり				
38	3-1 子育て	2	2 幼児教育及び保育環境の充実	2	幼児教育及び保育環境の充実 ○保育環境及び幼児教育の充実 に修 正してはどうか→国にあわせ幼児教育、 保育環境の記載順とした。	出産後のサポート体制が大切。生んですぐ子供を預けられる体制が必要。保育環境の充実。 O歳から2歳児の需要が高い。 特にも④が重要と思われる。表題も保育環境の充実を先に表記してはどうか。			
39		3	児童育成支援の環境整備						
40		1	教育内容の充実						
41	3-2 義務教育·高等教		地域の連携強化と学校運営の充実			(2)地域の連携強化で子どもの健全育成を進めたい。(1)は基本的な事項であるため、(2)を重点施策として選択。			
42	育等		教育環境の整備充実						
43		4	高等教育機関等の充実						
44	3-3 青少年の健全育	1	青少年育成に関するネットワークの整備						
45	成	2	青少年の社会参加機会の充実			(2)地域との連携強化の中で社会参加の機会を充実させたい。			
46		1	生涯学習環境の充実						
47	3-4	2	生涯学習活動への支援			(2)環境整備はされているので、市民参加が大切。			
48	生涯学習	3	図書館機能の充実						
49		4	博物館機能の充実	-	-				
50	3-5 文化芸術、スポー	1	文化芸術活動の振興	1	文化・芸術活動の振興	(1)(2)どちらも重要。			
51	ツレクリエーション	2	! スポーツレクリエーション活動の推進			(1)(2)どちらも重要。			
52	3-6 人権·男女共同参	1	人権教育と人権啓発の推進						
53	人惟·为女共问参 画	2	男女共同参画社会の推進			(2)社会的機運として重要。			
54	3-7 文化財の保護・地		文化財の保存、活用	1	文化財の保護				
55	域文化の伝承		地域文化の伝承			(2)地域の文化を知ることで保護にもつながる			

	前期基本計画決定後					まちづくりスタッフ会議時
No.	施策No.	施策の 展開No.	施策の展開	施策の 展開No.	施策の展開	(仮)重点施策を選択した理由
56	56 平泉関連資産「骨 1 骨寺村荘園遺跡の保護		骨寺村荘園遺跡の保護			(1)保護が世界遺産登録にもつながる。世界遺産ありきではない。
57	寺村荘園遺跡」の 保護	2	骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録			
58		1	自然の保全と活用施策の充実			(1)が最優先。(2)次世代への啓蒙活動を進める。(3)公害苦情は法律相談や市で動いていただくことだと思う。
59	4-1 自然環境・環境保 全	2	環境教育の充実			(1)と(2)だと思う。市域は広すぎる。次世代への啓蒙を図るのは大切。若い人だけでもなく全体に啓蒙は必要。
60	_	3	3 環境保全対策の充実		公害対策の充実	
61	4-2	1	公園、緑地の整備			市は緑が多いことから、緑化もこの項目に含まれる。
62	公園、都市緑化	2 緑化の推進				
63	4-3	1	地球環境にやさしいまちづくりの推進	1	「好循環のまちづくり」の推進	
64	低炭素社会	会 2 低炭素社会のシステムづくり				(2)が重要
65		1	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用 の推進	1	ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推 進	(3)は将来的には大切だが、リサイクル等に取り組んでいく必要があるため。
66	4-4 循環型社会	2	効率的な廃棄物処理システムの確立			
67		3	環境自治体のシステムづくり			
68		1	良好な住環境の形成			
69	4-5 住環境、市営住 宅、景観	2	市営住宅の適切な管理	2	適正な市営住宅の管理	
70		3	景観形成の推進	3	良好な景観形成の推進	地域の魅力を生かして解体ではなく活用することが必要だから。
71	4-6	1	安全な水の安定供給			ラインを長くするだけでなく、地域の井戸や湧水の活用も可能であると考えるが、不安定的な要素(地震などによる井戸枯れ等)あるため。
72	上水道	2	未普及地域への対応			
73	4-7 下水道	1	処理施設の整備と普及促進			
74		1	地域医療体制の充実			(2)(3)にも繋がる事項である。医療機関の体制だけではなく、適正受診のために、市全域としての移動手段の充実(患者の足の確保)も必要。
75	5-1 医療	2	救急医療体制の充実			
76		3	病院及び診療所の運営			

	前期基本計画決定後					まちづくりスタッフ会議時
No.	施策No.	施策の 展開No.	施策の展開	施策の 展開No.	施策の展開	(仮)重点施策を選択した理由
77		1	1 地域福祉を担うひとづくり	2	地域福祉活動への市民参加の促進	住民の参加、交流がまず重要である。
78	5-2 地域福祉	2	2 共に支え合う地域づくり	1	地域福祉を支えるネットワークづくり	
79		(充実した福祉サービスを提供する仕組 みづくり	3	暮らしやすい環境づくり	住民の参加、交流がまず重要である。
80		1	介護予防の推進			
81	5-3 高齢者福祉	2	2 地域包括ケアシステムの構築			
82		(3 生涯現役社会づくりの推進			長いスパンで見ると、将来にいきてくる。できることに取り組むことで、介護予防、健康維持に繋がる。
83		1	1 権利擁護、相談支援体制の充実	-		
84		2	2 ライフステージに応じた切れ目のない支 援の提供	-		
85	5-4 障がい者福祉	3	3 自立と社会参加の促進	-		
86	PT V LIBIT	4	ない は では できる は できる は ない は な	1	障害の有無に関わらず安心して暮らせ る地域づくりと社会参加の促進	多様な視点で他分野との連携が必要。
87		į	ユニバーサルデザインのまちづくりの推 進	2	ユニバーサルデザインのまちづくりの推 進	
88	5-5	1	健康づくり活動の推進			心の健康を保つことも重要。受診結果のPDCA。地域の連携、一部の人に集中する役割・負担軽減にもつながる。
89	健康づくり	2	2 保健指導等の充実			
90	F 6	1	災害を防ぐまちづくり			
91	5-6 防災(治水、治山 を含む)	2	2 災害に強いまちづくり			災害は防げない。起きる事を前提に取組をすることが必要。
92		;	3 地域防災活動の充実			自主防災組織の取組が必要になってくる。顔の見える防災。
93		1	消防力の強化			指標による数値で見えることにより、意識向上につなげる。全て重要であり、比較はできない。
94	5-7 消防、救急·救助	2	2 予防体制の強化			指標による数値で見えることにより、意識向上につなげる。全て重要であり、比較はできない。
95		:	3 救急体制の充実			指標による数値で見えることにより、意識向上につなげる。全て重要であり、比較はできない。
96		1	1 防犯体制の整備			生命の安全を最優先に考えるべき。
97	5-8 防犯·交通安全· 市民相談体制	2	2 交通安全対策の推進			生命の安全を最優先に考えるべき。子供と高齢者が安心して歩ける環境。
98		3	3 市民相談体制の充実			

新市建設計画 (案)

人と人、地域と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷

平成17年2月

一関地方合併協議会

平成 28 年 3 月 変更

一関市

目 次

至 1 音	序 論 ———————————————————————————————————	
# 「子 1	 	
2	計画作成の方針	
第2章	新市の概況	
1	位置・地勢	
2	沿革	
3	面積・土地利用	
4	人口・世帯	
5	産業	
6	主要指標の見通し	
* 0 *	ᆥᅷᄺᇌᇝᄫᅷᅷᄼ	
第3章 1	新市建設の基本方針 ———————— 将来像	
$\frac{1}{2}$	基本目標	
3	まちづくりの方向性	
ა	よりラくりのが同性	
第4章	新市の主要施策	
1	『ふれあいと交流で広がりを感じるまち』をめざして	
2	『自然と共生し地域の良さを感じるまち』をめざして	
3	『安心ネットワークで優しさを感じるまち』をめざして	
4	『心豊かな人生と文化の香りを感じるまち』をめざして	
5	『地域の賑わいと夢と希望を感じるまち』をめざして	
第5音	計画の推進	
おり早	計画の推進	
第6章	まちづくりの重点施策 —————————————————————	
~ - ~	·····································	
	新市における県事業 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
$\frac{1}{2}$	果の役割	
2	新市における県事業	
第8章	公共施設等の適正配置と整備の方針 ————————	
	財政計画	
	財政計画作成にあたって	
2	歳 入	
	歳 出	
4	財政計画	
月語解:		
ᄁᄱᅜᄭᆍᄆ	70	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

はじめに

私たちが暮らしている一関地方は、西に栗駒国定公園の秀峰栗駒山、東に県立自然公園の室根山を仰ぎ、中央部に広がる田園・丘陵地帯を東北一の大河北上川がゆったりと流れています。また、冷涼な気候の岩手県内にあっては比較的温暖な地域であり、このような水と緑の豊かな自然に恵まれた美しいゆとりのある環境の中で人々の暮らしが営まれています。

一関地方の歴史は古く、旧石器時代から人が住み始めた形跡がみられ、縄文時代や弥生時代の遺跡も各地にあります。平安時代には安倍氏、藤原氏が独自の文化を築き上げ、その後葛西氏、伊達氏、田村氏の治世下に置かれました。歴代の先人たちは文化の興隆に力を注ぎ、当地方から多くの優れた人材が輩出されました。この教育と文化を尊ぶ伝統は現在にも受け継がれています。

以来、それぞれの変遷を経て、今の一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村に至りましたが、今日までの歩みは決して平坦なものではなく幾多の困難にも直面しました。 それらを克服し今日に至ったのは、住民一人ひとりの地域発展に対する強い意欲とたゆまぬ努力の積み重ねによるものでした。

一関市の歩みは水害復興から始まり、今では岩手県南・宮城県北の地域経済、医療、教育などの中核都市としての役割を担うまでになりました。

花泉町は、農業を立町の基本に据えながら、農・商・工の調和のとれた振興、さらには教育、 文化、福祉の充実に取り組み、着実に歩んできました。

大東町は、第一次産業を基幹とし、豊かな自然と調和した室蓬譲水の里として活力と魅力に 満ちたまちづくりを進めてきました。

千厩町は、古くから農業を基幹に商工業も盛んに行われ、東磐井における経済や暮らしの中 心的な役割を担いながら発展してきました。

東山町は、町制施行年の大型工場の立地を契機に、それまでの基幹産業であった農業とあわせて、工業の町としても発展を続けてきました。

新市建設計画

室根村は、農業や工業、室根山の資源を活かした観光の振興、環境と調和した地域づくりなどに取り組み、着実な成果をあげてきました。

川崎村は、川を活かしたまちづくりの推進と、昨今の治水事業等の進捗もあって、内陸部と 沿岸部を結ぶ要衝として発展してきました。

このように様々な面で交流と連携を深め、築き上げてきた1市4町2村は、今を生きる私たちの生活をより一層向上させるため、これまで生活圏・経済圏・文化圏を共にしてきた両磐広域圏が一体として栄えることを希求し、次代を担う子供たちが誇りを持てる「まち」を創造していくことをめざして、今また、新たな歩みを始めようとしています。

第1章 序論

1 合併の必要性

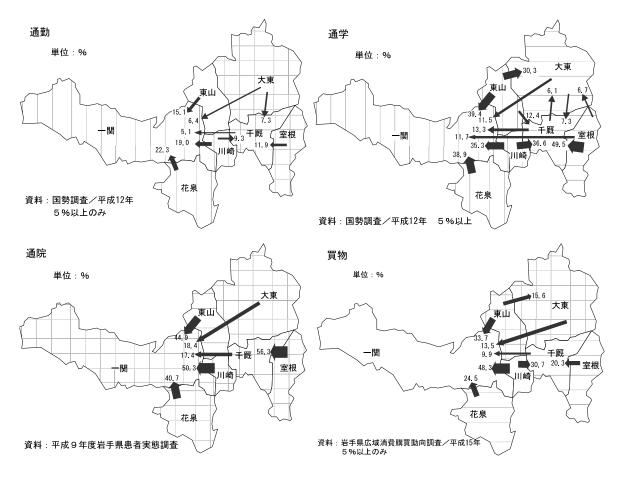
(1)暮らしやすい地域をつくるために

①広域化する人々の暮らしや経済活動を支える

昭和の大合併から約50年が経過し、この間、交通機関や道路網の発達、車社会の進展などに伴って、人々の日常生活や経済活動の範囲は広域化してきました。

本地域においては、就労の場、病院、商業施設などが集積している一関市を中心とした生活 圏が形成されており、通勤、通学、通院、買物などは、既にこれまでの行政区域を越えて大きく 広がっています。

こうした人々の暮らしや経済活動がよりスムーズに行われるようにするためには、生活圏に見合った市町村の再編により、広域的な活動を支える一体的な行政サービスの提供が必要です。



②安全で快適な生活環境を確保する

本地域は、北上川とその支流域が洪水の常襲地となっていて、治水対策が地域固有の重要な課題であり、現在行われている治水事業の促進をはじめとした、より安全なまちづくりが強く求められています。また、地域の一体感を高め、人や物の移動・交流をスムーズにする道路交通網の整備、快適な暮らしを支える上下水道や公園の整備、さらには情報通信分野の整備などが求められています。

広大な面積を有し、県境に位置している本地域において、安全で快適な生活環境を整えていくためには、 国や県の支援制度等の効果的な導入を図りつつ、広域 的な視点による計画的かつ重点的なまちづくりを進め ていくことが必要です。

市町村道の整備状況(平成14年度)単位:%

区 分	改良率	舗装率
新 市	45. 7	43. 5
岩手県内平均	53.8	51.8

資料: 岩手県市町村概要資料集/平成16年6月発行

上下水道の整備状況(平成14年度)単位:%

	水 道 普及率	/方水衛生 処理率
新市	77. 9	35. 2
岩手県内平均	90. 1	56. 1

資料:岩手県市町村概要資料集/平成16年6月発行

(2) 自主・自立の地域をつくるために

①地域活力の向上を図る

地域の産業経済は現在、多くの分野において厳しい状況におかれています。

農業は自然環境の保全や食の安全性などが重要視され、その果たす役割が再認識されてきていますが、耕地面積、農家数とも減少傾向が進み、近年さらにその減少幅が大きくなっています。

これまで地域経済をリードしてきた工業も、厳しい国際競争のなかで事業所の減少傾向が続いています。

商業は商圏の広域化や郊外への大型商業施設の立地などにより、中心市街地の活力が低下しています。

観光も主力となる観光地を中心に観光客が減少しています。

また、雇用情勢も依然として厳しい状況が続いており、新たな雇用の場を創出し雇用の安定 を図ることが急務となっています。

このように苦境に立たされている地域産業・地域経済を活性化させるためには、若者の定着と交流人口の増加を図ることが重要であり、誰もが魅力を感じ安心して暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、7市町村の地域資源を結集・共有し、都市としての総合力を高めるとともに、

県内で2番目となる人口規模や拡大する経済規模を活かし、国・県はもとより民間資本の投入 も導くことができるよう岩手県南・宮城県北の中核都市としての存在感を高めていくことが必 要です。

総人口、農業産出額、製造品出荷額、商業年間販売額、観光客入込数

人口		農業産出額		製造品出荷額等		商業年間原	仮売額	観光客入込数		
区分	実数	県内	実数	県内	実数	県内	実数	県内順	実数	県内順
	(人)	順位	(億円)	順位	(億円)	順位	(億円)	位	(万人回)	位
新 市	130, 373	2	275	1	2, 643	2	2,074	4	200	5
一関市	63, 510	4	62	19	1, 340	5	1, 476	9	127	10
花泉町	16, 127	27	56	22	131	27	146	28	11	51
大 東 町	17, 789	20	85	13	104	34	115	29	9	54
千 厩 町	13, 504	31	23	38	832	6	203	21	10	53
東山町	8, 493	39	8	52	129	28	79	35	25	39
室 根 村	6, 316	45	27	34	86	37	29	52	16	46
川崎村	4, 634	52	15	48	21	50	26	54	1	57
資料	国勢調査/፲	区成12	岩手県生産農	岩手県生産農業所		平成14	商業統計/平成14		岩手県観光統計概	
	年		得統計/平成	得統計/平成14年		年(従業者4人以上)			要/平成1	4年

②地方分権時代に即応し自治能力を強化する

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、これまでの中央集権から地方分権への移行に向けた抜本的な改革が始められ、地方においては、自らの進むべき方向を自らが決める自己決定能力と、その責任を自らが果たす自己責任能力を備えることが求められてきます。

また、岩手県を含む北東北3県では、県境を越えた連携活動が活発に行われており、近い将来の道州制の可能性も議論されているところです。

こうした地方分権の進展とこれに伴う権限や財源の移譲により、地域の実情に即したまちづくりが可能となることから、本地域においても、独創的な政策を立案できる行政基盤とそれを 主体的に遂行できる安定した財政基盤を備えた強固な体制を築いていくことが必要です。

③効率的・効果的な行財政の基盤を確保する

戦後、順調に成長を続けてきた我が国の経済は深刻な不況に陥り、そのうえ国・地方ともに 多額の債務を抱えている状況にあります。消費需要は冷え込んだまま景気回復の兆しは容易に 見えてこない状況にあり、これからの低成長時代には、経済が大きく好転して人々の所得が大 幅に増加することは期待できず、地方交付税や自主財源となる市町村税などの減収が見込まれ ます。

このような中で行政サービスを維持・向上していくためには、合併によるスケールメリットを最大限に活かしながら行財政の改革に努め、行政コストの削減を図るとともに限られた財源を効率的かつ効果的に運用していくことが必要です。

主な財政指標(平成15年度)

項 目	単位	一関市	花泉町	大東町	千厩町	東山町	室根村	川崎村	合計
歳入決算総額		241. 1	76. 1	120. 2	61.7	60.8	43. 6	40.1	643. 7
うち市町村税の占める割合	%	29.6	13.0	7.4	16. 3	10. 1	6. 7	7.0	17. 4
うち地方交付税の占める割合	%	24. 9	38. 9	34. 0	34. 9	30. 9	45. 7	46. 4	32. 5
歳出決算総額	億円	237. 0	75. 4	114.0	60.6	58.8	42.0	38. 4	626. 2
住民1人当たり決算額	万円	38. 4	46. 9	65. 1	45. 1	69. 9	66. 3	82.8	48. 9
財政力指数		0. 54	0. 27	0. 22	0.34	0. 27	0.16	0.16	0.41
経常収支比率	%	85. 2	91.7	89. 5	93. 6	84. 0	82. 0	80. 9	87. 0
職員数(H16. 4. 1)		526	164	219	167	121	109	85	1, 391
人口千人当たり	人	8. 5	10. 2	12. 5	12. 4	14. 4	17. 2	18. 3	10. 9

資料:各市町村決算カード/平成15年度、(職員数は各市町村担当課調べ)。

財政力指数の合計については、平成16年度普通交付税の一本算定による試算値。

(3) 社会の変化に対応していくために

①多様化・高度化する住民ニーズに応える

人々の意識や価値観、社会の態様も従来とは大きく様変わりしてきています。情報化や国際 化の進展、環境への意識の高まり、女性の社会進出などが進み、人々の意識は、経済的な価値を 重視する考え方から、健康や心のゆとりを大切にし、自己を実現して質的に豊かな生き方を求 めようとする考え方へと変わりつつあり、同時に社会への参加や貢献を重視する意識も芽生え てきました。 こうした大きな時代の転換期にあって、行政が対応する社会問題や求められる行政サービス も自ずと変化してきており、今後ますます多様化・高度化していくと予想される住民ニーズを 的確に捉えながら、将来にわたって柔軟に対応できる体制を整えていくことが必要です。

②少子高齢・人口減少社会に対応する

我が国は世界にも例を見ないスピードで少子高齢化が進行しています。少子高齢化は、経済成長の低迷や地域社会の活力維持に大きな影響をもたらします。ひとり暮らし老人の世帯や介護を必要とするお年寄りなどが増え、医療や福祉などの公的サービスの需要が増大し、高齢者を支えるために若年層への負担は年々重くなってきます。

高齢化率

区 分	高齢化率(%)
新 市	24. 9
岩 手 県	21.5
全 国	17.3

資料:国勢調査/平成12年

本地域は、その度合いが県内でも顕著で、今後ますます少子高齢化と人口減少が進むことは確実であり、このような社会構造の中で、高齢者福祉や子育てサービス水準を維持・向上させることができる体制を確保していくためには、サービス提供にかかるコストを可能な限り低減させていくことが必要です。

2 計画作成の方針

(1)計画作成の趣旨

新市建設計画は、一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村の合併による 新市のまちづくりを進めるにあたっての基本方針等を定め、その効果的な推進により、新市の 一体性の速やかな確立と住民福祉の向上等を図るために作成するものです。

(2)計画の構成

計画は、新市建設の基本方針、これを実現するための主要施策、公共施設の統合整備の方針 及び財政計画を中心に構成します。

(3)計画の期間

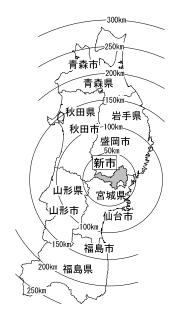
計画の期間は、新市の将来を展望した長期的なものとし、合併後おおむね 20 年間 (平成 18 年度から平成 37 年度) とします。

(4)計画の実施にあたって

主要施策については、今後の社会経済情勢等の変化によっては、事業手法の変更、新たな事業の展開や改廃などが必要となることから、これを硬直的なものとせず、合併後、新市の総合計画に基づき毎年度定められる実施計画(向こう3カ年の事業計画)の策定作業や予算編成において、その時点で最良と考えられる方策を選択し、そのときどきの課題に柔軟に対処していきます。

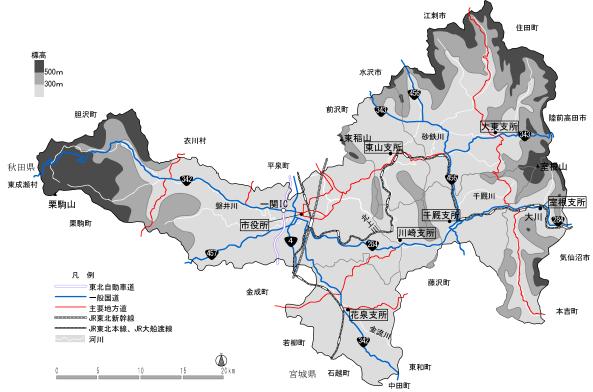
第2章 新市の概況

1 位置・地勢



新市は、岩手県の南端に位置し、南は宮城県、西は秋田県と接 しています。首都圏から 450 kmの距離で、東北地方のほぼ中央、 盛岡と仙台の中間地点にあります。

地形は、中央部を流れる北上川とその支流域に平野部が開けています。西は奥羽山脈で栗駒山の周囲に深い森がひろがり、東は北上山系で全般に緩やかな丘陵地が続いています。北上川は一関の狐禅寺地区まではゆったりと流れていますが、それより下流側は狭窄部となっていて、大雨が降ると洪水となり、ときには大きな被害をもたらしてきました。

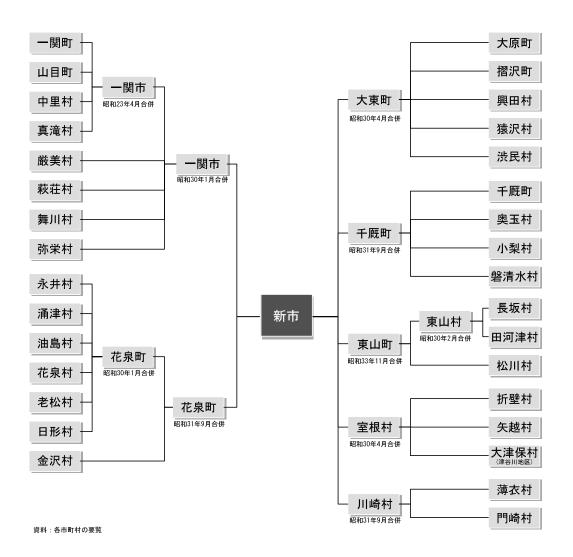


2 沿 革

明治の近代化以降の地域の成り立ちは、明治の廃藩置県によって胆沢県、一関県、水沢県、磐井県と変遷し、明治9年に岩手県に編入されました。戦後まもなくまでは、下の図に示すように32の町村に分かれていました。

昭和23年から33年にかけてのいわゆる昭和の大合併によって、現在の一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村の7市町村となりました。

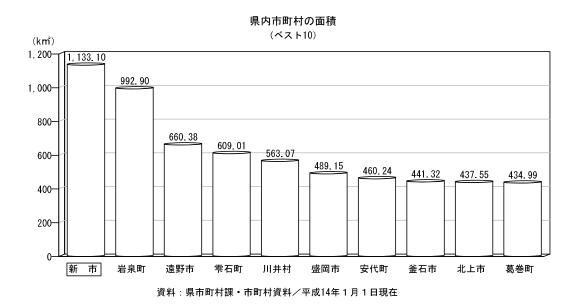
このように市町村の区域はその時代の移り変わりに対応して、変遷をたどってきました。



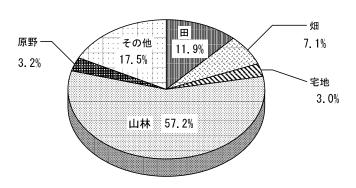
3 面積・土地利用

新市の総面積は 1,133.10 km²で県内一の規模となり、東西は約 63 km、南北は約 46 kmの広がりがあります。

土地利用の状況は、総面積のうち 57.2%が山林で占められ、次いで田が 11.9%、畑が 7.1% となっており、県内でみれば比較的農地の割合が高い地域といえます。



地目別の面積



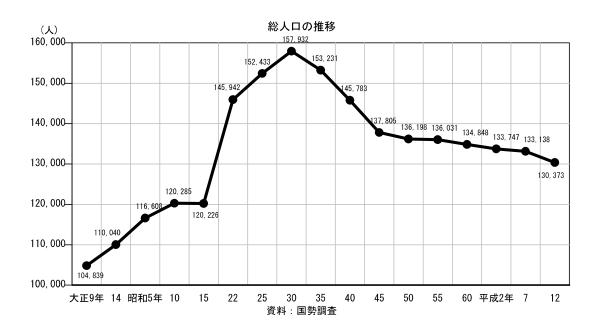
資料:県市町村課・市町村資料/平成14年1月1日

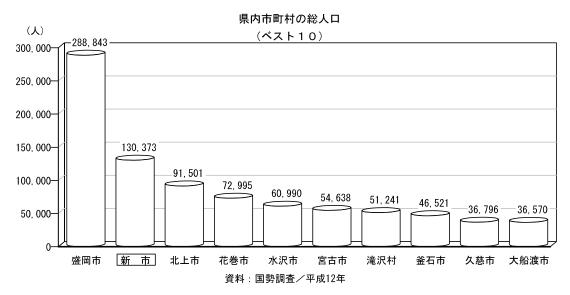
4 人口・世帯

(1) 総人口

平成12年の国勢調査による新市の人口は130,373人で、岩手県全体の9.2%を占め、県内では盛岡市に次いで第2位の人口規模となります。

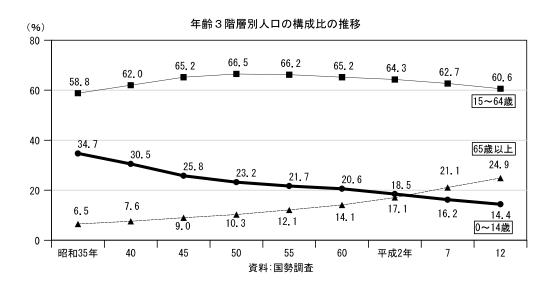
過去の人口の推移をみると、戦後大きく増加した人口は昭和 30 年代から 40 年代にかけて転 出超過により大幅な人口減となりました。昭和 50 年からは緩やかな減少傾向が続いており、平 成7年から 12 年の 5 年間では約 2,800 人の減少となりました。





(2)年齢3階層別人口

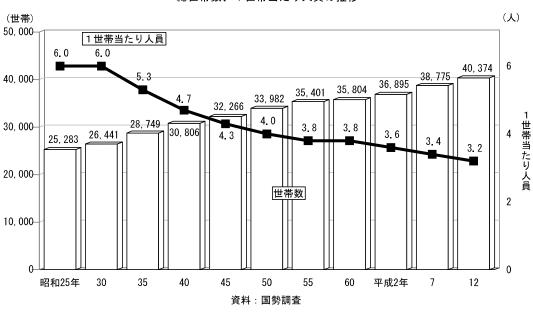
新市の年齢3階層別の人口をみると、年々人口の高齢化が進んでいます。平成12年では65歳以上の人口が全体の24.9%を占めており、全国平均の17.3%、岩手県平均の21.5%をも上回っています。



(3) 世帯数

新市の総世帯数は、人口が減少傾向で推移しているのに対して増加を続けており、40,374世帯となっています。

1世帯当たり人員は、核家族化を反映して、昭和30年以降急速に低下してきました。その後、昭和60年頃にいったん落ち着きかけましたが、近年はまた核家族化の傾向が強く表れてきています。

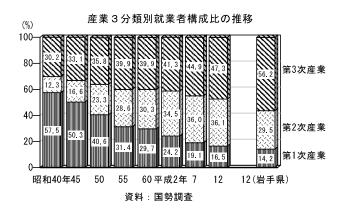


総世帯数、1世帯当たり人員の推移

5 産業

(1)産業構造

産業3分類別にみた新市の産業構造は、第1次産業から第2次産業、第3次産業主体へと移ってきており、今後もこの傾向は続くと予測されます。県平均と比較すると第3次産業より第2次産業のウェイトがやや高くなっています。



産業3分類別就業者数の推移

単位:人

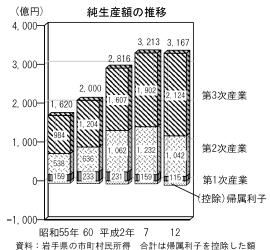
産業分類	昭和40年	45	50	55	60	平成2年	7	12
第1次産業	41, 081	36, 752	29, 473	22, 770	21, 589	17, 645	13, 704	11, 431
第2次産業	8, 815	12, 134	16, 957	20, 781	22, 019	25, 151	25, 854	25, 044
第3次産業	21, 575	24, 184	26, 032	28, 982	29, 008	30, 070	32, 268	32, 848
総数	71, 496	73, 075	72, 623	72, 587	72, 629	72, 881	71, 849	69, 383

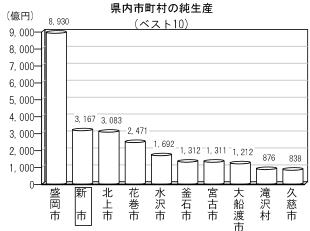
資料:国勢調査 総数には分類不能の産業を含む

(2)経済

平成12年度の新市の純生産は3,167億円で、ここ10年ほどは多少の変動はあるものの、微増の状態が続いています。産業別では、第3次産業が比較的順調に伸びてきていますが、1次産業は減少が続き、2次産業も増加からやや減少に転じています。

県内では盛岡市に次いで第2位の規模となります。

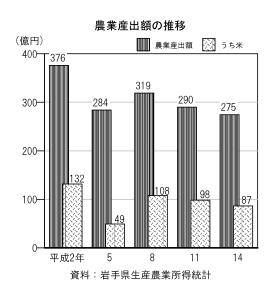


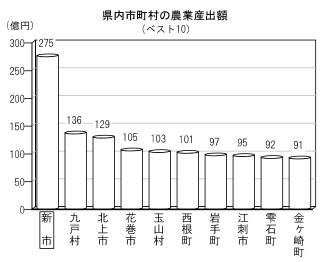


資料:岩手県の市町村民所得/平成12年度

(3)農業

平成 12 年の新市の経営耕地面積は 14,129ha、農家数は 13,031 戸、農業就業人口は 16,475 人となっています。経営耕地面積、農家数、農業就業人口とも減少傾向が続き、近年さらにその減少幅が大きくなっています。 平成 14 年度の農業産出額は 275 億円で、岩手県全体の 10.1%を占め、県内では第1位の規模となります。



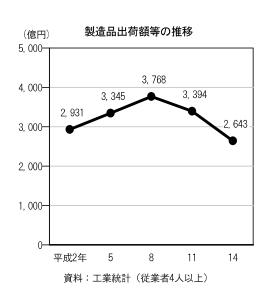


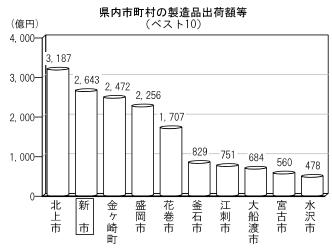
資料:岩手県生産農業所得統計/平成14年

(4) 工 業

平成14年の新市の工業は、329事業所、従業者数13,578人、製造品出荷額等2,643億円となっています。事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも減少傾向が続いています。製造品出荷額等は岩手県全体の12.8%を占め、県内では第2位の規模となります。

製造業の業種別では電気機械が大きなウェイトを占めていますが、国際競争の波を強く受ける分野であり、その動向が地域経済に大きく影響しています。



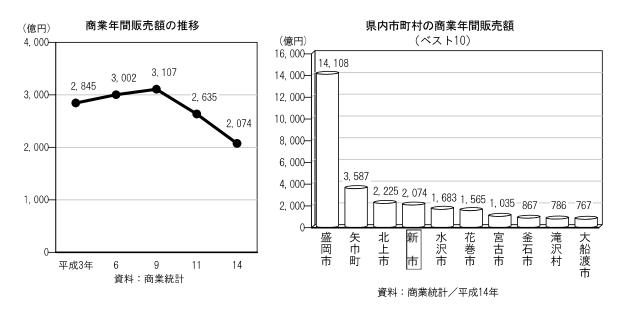


資料:工業統計(従業者4人以上)/平成14年

(5) 商 業

平成14年の新市の商業は、商店数1,816店、従業者数9,629人、年間販売額2,074億円となっています。消費の低迷が続いていることなどが影響し、商店数、従業者数、年間販売額とも減少傾向にあります。

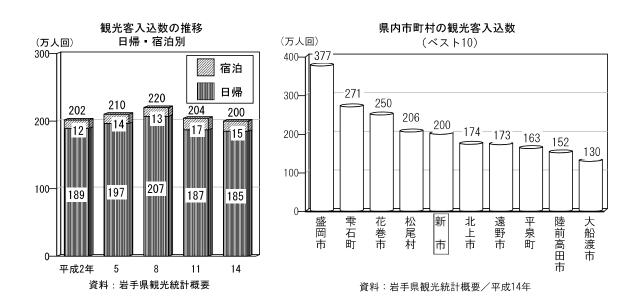
年間販売額は岩手県全体の5.9%を占め、県内では第4位の規模となります。



(6) 観 光

平成 14 年の新市の観光客入込数は約 200 万人で、岩手県全体の 5.2%を占め、県内では第 5 位の規模となります。

新市は観光資源に恵まれ、毎年多くの観光客が訪れますが、以前は年間 220 万人以上であったのに対し、ここ数年は 200 万人前後となっています。日帰・宿泊別では日帰客が多く、宿泊客の割合は 7 %程度となっています。

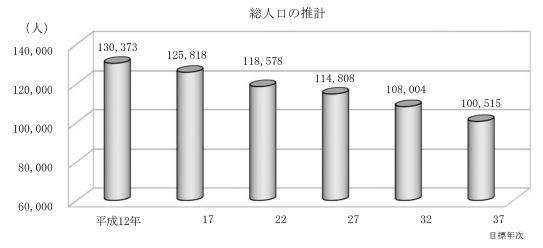


6 主要指標の見通し

(1)人口

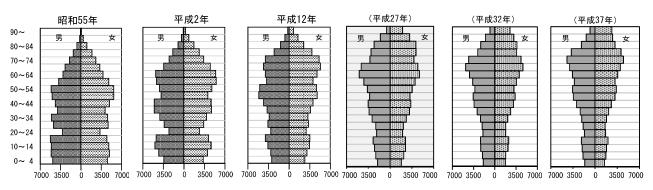
新市の人口は、これまでのすう勢などからみると、今後も緩やかに減少を続け、平成 32 年に は約 108,000 人、平成 37 年には約 100,500 人程度になると見通されます。

年齢構造は、今後も高齢化が進み、65歳以上人口の構成比は平成32年には35.6%、平成37年には37.6%程度にまで達すると見通されます。

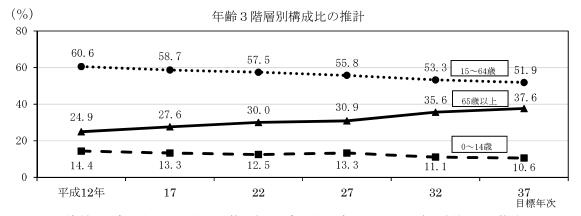


資料: 平成12年から22年は国勢調査 平成27年以降はコーホート変化率法による推計





資料:国勢調査 平成27年以降はコーホート変化率法による推計



資料: 平成12年から22年は国勢調査 平成27年以降はコーホート変化率法による推計

(2) 就業人口

新市の産業構造は、これまでのすう勢などからみると、第1次産業から第2次産業、第3次産業への移行が進み、平成37年の産業3分類別就業者の構成比は、第1次産業が8.0%、第2次産業が26.6%、第3次産業が65.5%程度になると見通されます。

産業3分類別就業者数の推計

単位:人

産業分類	平成12年	17	22	27	32	37
第1次産業	11, 431	10, 330	7, 952	7, 100	5, 392	3, 830
第2次産業	25, 044	20, 369	16, 579	15, 892	14, 311	12, 744
第3次産業	32, 848	31, 772	31, 067	32, 010	31, 906	31, 398
総数	69, 383	62, 571	55, 979	55, 002	51, 609	47, 972

資料: 平成12年から22年は国勢調査(総数には分類不能の産業を含む) 平成27年以降はコーホート変化率法による推計

(%) 100 47.3 80 50.8 55. 5 65.5 58. 2 61.8 60 40 36. 1 32.6 29.6 28.9 27.7 26.6 20 16.5 16.5 14.2 12.9 10.4 8.0 0 17 32 37 平成12年 22 27 ■第1次産業 ■第2次産業 □第3次産業

産業3分類別就業者構成比の推計

資料: 平成12年から22年は国勢調査 平成27年以降はコーホート変化率法による推計

第3章 新市建設の基本方針

1 将来像

人と人、地域と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷

・・・・北東北の玄関口に息吹き、 多様な核(確・角・画・格)により躍動する都市の始動・・・

社会が大きく変わり、地方自治の枠組みが変貌しつつある今、地域や時代を超えた新たな視点からのまちづくりが求められています。

新市には、豊かな自然と古くから培われてきた歴史や文化があり、それぞれの地域に心温かで意欲に満ちた人々によって育まれてきた豊かなコミュニティがあります。

これら新市が持つ本当の豊かさのなかで、互いの結びつきや支え合いのもとに、市民みんなが笑顔の絶えない幸せな暮らしをおくることができる理想的な地域社会を、市民一丸となって形成していきたい。そんな願いを込めて『人と人、地域と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷』を新市の将来像に掲げます。

合併により新たに生まれる市は『各地域に特色ある「核」をもち、「確」かな安全と生活の基盤のもと、多「角」的な交流・連携と、市民主体の積極的な参「画」によって、岩手県南・宮城県北の中核都市としてまた北東北の玄関口としてふさわしい風「格」をもつまち』の創造に向けて動き始めます。

2 基本目標

「人と人、地域と地域が結び合う みんなで創る みちのく理想郷」の実現をめざし、基本目標として次の5つを掲げます。

ふれあいと交流で 広がりを感じるまち

地域内の連携と広域的な交流 を推進し、地域内外の人々が 活発に行き交うことができる まちをめざします。

自然と共生し 地域の良さを感じるまち

豊かな水と緑を大切にし、自然と調和した快適な生活環境を将来へ受け継ぐまちをめざします。

安心ネットワークで 優しさを感じるまち

人と人とが支え合い、健やかに安心して暮らすことができるまちをめざします。

心豊かな人生と 文化の香りを感じるまち

歴史・風土に培われた地域 文化の中で生涯にわたって 学び育み合えるまちをめざ します。

地域の賑わいと 夢と希望を感じるまち

地域特性を活かしながら産業 を振興し、将来にわたって持 続的に発展する豊かなまちを めざします。

3 まちづくりの方向性

(1) 各地域の核となる拠点づくりとネットワークの構築

①広域拠点 一関地域には、新市の「顔」となる一ノ関駅を中心に、高速交通や広

域道路網の結節点という優位性を活かして都市機能の充実を図り、新 市全域、さらには岩手県南から宮城県北にかけての周辺地域をけん引

する広域拠点の形成を進めます。

②地域拠点 花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎の各地域には、日常生活に関わ

りの深い行政サービスや身近な生活サービスが享受でき、地域コミュ

ニティの核となる地域拠点の形成を進めます。

③ネットワーク 日常生活の利便性の向上と地域産業の活性化を図るとともに、新市

の一体性の確立と地域内外の交流・連携を促進するため、交通や情報 通信の基盤整備など、拠点間相互と周辺地域との結びつきを深めるネ

(2) ゾーニングによる機能分担と広域的視点からのまちづくりのイメージ

①市街地ゾーン 新市の中心部に位置し、商工業施設、広域医療や高等教育機関など

の都市機能が集積している地域については、豊かさと快適さを兼ね備 えた賑わいと活力を創出する市街地エリアとして、市街化の課題に的

確に対処しながら、秩序ある計画的な市街地整備を進めます。

②水と緑の定住ゾーン 北上川の東側、砂鉄川の流域に広がる地域については、水と緑に囲

まれ、活気と安らぎを兼ね備えた定住を促進するエリアとして、恵まれた水辺や森林の環境、豊富な地域資源を活かし、農工商が一体とな

った産業振興により快適な生活環境の整備を進めます。

③定住と交流ゾーン 国道 284 号に沿って広がる平野部や周囲のゆるやかな丘陵地につい

ては、農工商の一体的な振興と、地域資源を活かした交流活動の展開

を図るとともに、水と緑の豊かな自然と調和した快適な生活環境の整

備による住み心地の良い定住の場を形成します。

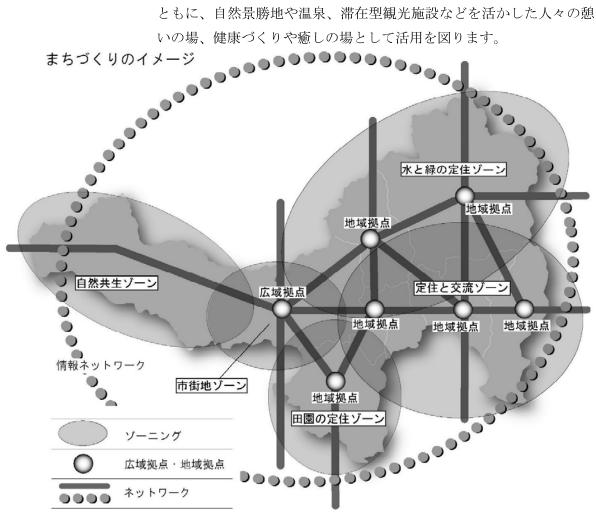
④田園の定住ゾーン 金流川の流域に広がる平野部や周囲のゆるやかな丘陵地について

は、田園の景観に囲まれながら、便利さと安らぎを兼ね備えた定住を 促進するエリアとして、大地の恵みと温暖な気候を活かした産業を振

興し、豊かな自然と調和した快適な生活環境の整備を進めます。

⑤自然共生ゾーン

栗駒山とその裾野に広がる地域については、人と自然とが共生する エリアとして、貴重な自然環境の保全と快適な生活環境を確保すると ともに、自然景勝地や温泉、滞在型観光施設などを活かした人々の憩 いの場、健康づくりや癒しの場として活用を図ります。



(3) 土地利用の基本的な考え方

土地は、人々の暮らしや様々な生産活動を支える基盤となるものであり、限りのある貴重な 資源です。よって、土地の利用にあたっては、将来へ良好な状態で受け継ぐこと、市民の健康で 文化的な生活環境の確保に資すること、市域の一体的な振興・発展を図ることを念頭に、総合 的かつ計画的な利用を行っていきます。

このため、市民生活の安全性・快適性の確保、生産性の向上に配慮しながら土地需要に対する量的な調整を行い、貴重な文化遺産や自然環境と調和した、また、将来にわたって持続的な発展が可能な土地の保全・活用に努めます。さらに、各地域の特性と地域間のバランスに配慮しながら適切な機能の分担・配置を行い、これらの有機的な連携を図るなど、広域的な視点に立った土地利用に努めます。

第4章 新市の主要施策

施策の体系

将来像

基本目標

施策の大綱

へと人、

、地域と地域が結び

結び合う

みちのく理想郷

創

る

ふれあいと交流で 広がりを感じるまち 交通網の整備情報通信網の

- 情報通信網の整備
- 交流と連携の推進

自然と共生し 地域の良さを感じるまち

- 自然と共生する環境保全
- 居住環境の整備

安心ネットワークで 優しさを感じるまち

- 保健、医療、福祉の連携と充実
- 安全で秩序ある環境の確保

心豊かな人生と 文化の香りを感じるまち

- 生涯学習の充実
- 文化の振興
- スポーツ・レクリエーションの振興

地域の賑わいと 夢と希望を感じるまち

- 農林水産業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用対策と職業能力開発の充実

≪計画の推進≫

※第5章

- 市民主体の地域づくり活動の促進
- 市民参画機会の確保と住民自治の確立
- 行政体制の充実
- 効果的な財政投資と健全な財政運営

『ふれあいと交流で広がりを感じるまち』をめざして

施策の大綱

(1)交通網の整備

広域的な交流と連携を支え、緊急輸送・物流・広域観光ネットワークの機能もあわせもつ 骨格道路の整備を促進し、高速交通拠点へのアクセス時間の短縮を図ります。また、新市全 体の発展、一体感の醸成、通勤・通学・通院・買物など日常生活の利便性向上につながる幹 線道路や市民生活に密着した生活道路の体系的な整備を推進します。

鉄道や民間バスなど公共交通については、市民に身近な交通手段の確保に努めるとともに、コミュニティバス等については、利用者ニーズを把握しながら新たな運行形態について検討します。また、JR-ノ関駅については、新市の玄関口としてふさわしい周辺整備を進めます。

(2)情報通信網の整備

行政情報や防災情報、生活関連情報を地域格差なく享受できるよう、情報通信技術の発達に対応した高度な情報網等の整備を促進します。また、テレビ・ラジオの難視聴解消と携帯電話の不感地域の解消を図ります。

本庁と各支所等を結ぶ情報ネットワーク網の整備を進め、窓口サービスの充実を図ります。また、公共施設のネットワーク化を進め、各地域にある施設の有効活用を図ります。

(3) 交流と連携の推進

東北の中心に位置する立地条件を最大限に活かし、観光・産業・文化など多様な分野において、北東北と南東北の交流拠点となるよう広域的な交流と連携を推進します。

また、新市を構成する各地域が、互いの良さを発揮しながら、一丸となって新市全体の発展に取り組めるよう地域間交流の機会を設けるなど、速やかな一体感の醸成を図ります。

主要施策

	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
7	交通網の整備	(仮称)磐井環状線 の整備促進	産業活動支援、市民生活の利便性向上、地域内外の交流促進等に資するため、主要箇所を結ぶ環状道路網の整備を働きかけていく 【主な整備要望路線】 ・国道4号:4車線化継続整備* 交通事故対策事業の区間拡大**	

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
交通網の整備	工な事業 (仮称)磐井環状線 の整備促進	・国道284号:室根バイパス・清田*・砂子田・真滝・弥栄*・石法華*地区の改良整備・弥栄変更及び改良整備* 白崖地区の改良整備・国道343号:大原市街地の整備 大原渋民線の昇格(付帯)と整備* 大原渋民線の昇格(付帯)と整備* 新笹ノ田トンネルの整備* ・国道456号:摺沢・猿沢市街地の整備* 国道 284号との接続道路の整備* 千厩市街地の整備 ・主要地方道:花泉藤沢線の整備* ・主要地方道:花泉藤沢線の整備* 一関大東線の整備 江刺室根線の整備 江刺室根線の整備 ・本言室根線の整備 ・本門中線の整備 ・本市室根線の整備 ・本市塚の整備 ・本市塚の整備 ・松川駅舘下線の県道昇格と整備 ・松川駅舘下線の県道昇格と整備 ・松川駅舘下線の県道昇格と整備 ・本市区は、10年間・10年間・10年間・10年間・10年間・10年間・10年間・10年間・	事業工作
	市道整備事業	幹線市道、その他の市道の改良・舗装整備	新市
	公共交通体制確保 事業	交通手段の確保とコミュニティバス等の運行形態 の検討	新市等
	都市計画道路整備 事業	道路拡幅及び歩道整備	新市
情報通信網の 整備	テレビ難視聴地域 解消事業	テレビ共同受信施設設置に対する支援	施設設置 組合等
TE NH	移動通信用鉄塔整 備事業	携帯電話の利用可能区域拡大に対する支援	新市
	地域情報化推進事 業	地域情報化に向けた調査研究及び整備	新市
	情報ネットワーク 整備事業	本庁と各支所等を結ぶ情報ネットワーク網の整備	新市

新市建設計画

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
交流と連携の 推進	交流施設等整備事 業	道の駅等、地域間の交流・連携を促進するため の施設整備	新市
	新市交流イベント 開催事業	各地域住民間の融和を図るための音楽祭や民俗 芸能祭等交流イベントの開催	新市
	国際交流支援事業	市民による国際交流活動の促進・支援、人材の 育成	新市等
	情報発信事業	新市の魅力を全国にアピールする情報発信	新市

『自然と共生し地域の良さを感じるまち』をめざして

施策の大綱

(1) 自然と共生する環境保全

行政・市民・企業等が一体となって大気・水質の保全、騒音の防止などに取り組みます。 また、自然環境や森林環境の保全に努め、森林や水辺などの身近な自然に親しむ環境づく りや幼児期からの環境教育を推進します。

太陽・風力・水力・バイオマスなど身近でクリーンな自然エネルギーの導入を促進するなど、エネルギーの有効活用に努めます。

家庭から排出されるごみについては、減量化と分別による再資源化を図るとともに、企業におけるゼロ・エミッションへの取り組みや産業廃棄物の適正処理を促進するなど、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進します。

(2)居住環境の整備

水道については、未普及地域の解消に向け計画的に進めるとともに、水道施設の適正な維持管理を図り、良質な水の安定供給に努めます。

下水道については、衛生的で快適な暮らしの実現と河川等公共用水域の水質保全を図るため、着実に整備を推進します。また、合併処理浄化槽の設置を促進します。

美化活動の促進など美しいまちなみの景観形成を図るとともに、市民の憩いの場となる公園・緑地の整備を推進します。

また、これからの住宅需要を見通しながら、快適な居住環境を備えた住宅や住宅地の整備を図ります。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
自然と共生す る環境保全	環境基本計画策定事業	長期的な環境政策の指針となる基本計画の策定	新市
	森林交流公園整備事業	森林や身近な自然と親しむ森林交 流公園の整備及び遊具等の整備	新市
	河川公園整備事業	河川堤防敷への散策路・広場等の 整備	新市
	水辺環境整備事業	生態系と景観に配慮した水辺環境 の整備	新市

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
居住環境の整 備	上水道整備事業	上水道の拡張及び浄配水施設の整 備・更新	新市
	簡易水道整備事業	簡易水道の拡張及び浄配水施設の 整備・更新	新市
	漏水防止・防災対策等事業	老朽管及び給水鉛管等の更新、緊 急遮断弁の設置、耐震管の布設、 施設管理システムの整備等	新市
	下水道・農業集落排水整備事業	汚水管整備、処理施設等の整備及 び整備に対する負担金	新市、県
	合併処理浄化槽整備事業	合併処理浄化槽の整備及び設置に 対する補助	新市、一 般家庭等
	歴史の小道整備事業	歴史的建造物と調和させたまちな みの整備	新市
	公営住宅等整備事業	既存公営住宅の改修・老朽化に伴 う建替え、公園・駐車場等の整備	新市

『安心ネットワークで優しさを感じるまち』をめざして

施策の大綱

(1) 保健、医療、福祉の連携と充実

保健、医療、福祉の相互連携を強化し、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めます。 健康づくりについては、子どもから高齢者までみんなが健やかに暮らせるよう、健康相談など指導体制や各種検診の充実を図ります。また、市民が自主的に取り組む健康づくりを支援するとともに、心と体の健康づくりの環境整備を推進します。

医療については、圏域の基幹的な医療機関である県立磐井病院を核として市内の医療機関が連携を深め、質の高い医療が安心して受けられる地域医療体制の充実を図ります。

地域福祉については、支え合いをもとにした地域福祉を充実させるため、各地域における福祉団体、ボランティア団体、NPO等の育成と相互連携を図るとともに、多様な福祉ニーズに対応できる人材の育成・確保に努め、市民参加型の福祉活動を促進します。

高齢者福祉については、高齢者が生きがいを感じながら住み慣れたところで自立した生活を送ることができるよう、豊かな知識や経験を発揮して活躍できる場の確保を図るなど、高齢者の社会参加を促進します。また、在宅での生活を支援する各種サービスの充実を図るとともに多様な介護需要に適切に対応します。

子育て環境については、育児の不安や負担の軽減を図るため、保育ニーズを的確にとらえた保育サービスや子育てのネットワークづくりなど子育て支援機能の充実を図ります。

障害者福祉については、障害者の自立と社会参加を支援していくため、保健・医療・福祉のほか教育・就労等のサービスを総合的に提供する障害者ケアマネジメントの普及・定着を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

(2) 安全で秩序ある環境の確保

一関遊水地事業、砂鉄川治水事業など北上川とその支流域における治水事業の早期完成を 促進します。また、山地災害の危険箇所を的確に把握しながら治山事業を促進します。

防災体制については、災害予防対策を推進するとともに自然災害をはじめ火災、事故などに迅速に対応し、被害を最小限に食い止めることができるよう、災害時の情報伝達、避難誘導、救助等災害応急対策と住民生活安定のための復旧対策を円滑に行える体制を整備します。また、自主防災組織の育成を行い地域防災力の向上を図ります。

防犯については、市民生活の安全を確保するため、関係機関との連携を図りながら各地域における巡回パトロールの実施など、地域ぐるみの防犯活動を促進します。また、情報通信技術のめざましい進展の一方で、プライバシーの侵害やネットワークを介した犯罪も増加していることから、個人情報の適正な取り扱いを確保し個人の権利利益の侵害の防止を図ります。

交通安全については、交通事故から市民の生命を守り、誰もが安心して道路を利用できるよう、関係機関との連携により交通安全意識とマナーの向上を図るとともに、歩道やガードレールなど交通安全施設の整備を進めます。また、冬期間の除雪体制の充実を図り、通行の

安全を確保します。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
保健、医療、福祉の連携と	健康づくり推進・支援事業	各種検診や予防事業の実施と健康 相談や健康教育の充実	新市
充実 	保健・福祉施設整備事業	健康・福祉センターの整備及び老 朽施設の改修	新市
	休日・夜間医療体制確保事業	休日及び夜間における救急患者の 医療の確保	新市
	高齢者福祉施設整備事業	特別養護老人ホーム等の増改築	法人等
	高齢者等住宅改良助成事業	要介護高齢者や身体障害者を有する世帯が行う住宅のバリアフリー 化等に対する補助	
	高齢者社会参加促進事業	シルバー人材センターの運営等、 高齢者の生きがいと就労の支援	新市
	児童福祉施設整備事業	保育所・認定こども園・児童館及 び児童クラブの整備等	新市
	子育て支援体制整備事業	子育てグループの育成及び子育て 支援ネットワークの確立	新市
	障害者作業所拠点整備事業	在宅障害者の社会参加等を支援す る施設の整備	新市
安全で秩序あ る環境の確保	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊対策事業に対する 負担金	県
	河川等改修事業	河川改修及び浸水地区の解消等	新市
	消防施設整備事業	消防車両等の更新、防火水槽・消 火栓・耐震性貯水槽の設置等	新市
	消防防災拠点施設整備事業	消防屯所等の新設及び改築	新市

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
安全で秩序あ る環境の確保	防災情報通信施設整備事業	災害時の情報伝達を円滑に行うた めの情報通信施設等の整備	新市
	自主防災組織結成支援事業	市内全域における自主防災組織の結成支援	新市
	自主防災組織リーダー育成事業	指導者講習会への派遣、リーダー 相互のネットワークづくり及び救 急指導員等の育成	
	防災知識普及事業	防災に関する各種講習会等の開催 、一関市防災マップによる危険箇 所等の周知、地域防災の参考とな るテキストの作成・配布	
	総合防災訓練事業	防災関係機関等と住民が一体となった防災訓練の実施	新市
	防犯灯整備事業	夜間における歩行者等の安全を確保するための防犯灯設置	新市
	交通安全施設整備事業	区画線・反射鏡・防護柵・標識の 設置、歩道段差切り下げ等	新市
	歩道整備事業	幹線道路や通学路等の歩道整備	新市
	道路災害防除事業	落石防護網の設置等	新市

『心豊かな人生と文化の香りを感じるまち』をめざして

施策の大綱

(1) 生涯学習の充実

就学前教育については、幼稚園と保育所の連携と家庭における教育力の充実を促進するなど、子どもたちがのびのびと健やかに育つことができる教育環境の充実を図ります。

学校教育については、子どもたちが持っている潜在的な力を引き出し可能性を伸ばしていくため、学力の向上を図るとともに、郷土理解を深めるための学習や人間性・社会性を育てる総合的な学習を推進します。学校施設の整備にあたっては、地域的な配置のバランスと適正規模に配慮しながら学習環境の充実を図ります。また、学校給食施設の適切な配置を進め、地元の食材を活かすとともに食育を推進します。

高等教育については、国際化や情報化など新しい時代に即応できる優れた能力と独創性を備えた人材の養成と、若年層の地元定着を図るため、特色ある高等教育の促進、既存の高等専門学校や短期大学等の充実とあわせて四年制大学の実現を働きかけます。

生涯学習については、子どもから高齢者まで生涯にわたって自発的な学習を続けていくことができるよう、生涯学習環境の充実を図り多様な学習機会を提供します。また、各地域の図書館の機能充実や連携を図るとともに、施設の整備を推進します。

男女共同参画社会の推進については、講座等の開催により家庭や地域、働く場における意識啓発を図り、女性と男性がそれぞれの持ち味を活かして等しく社会に参画できるような環境づくりを進めます。

(2) 文化の振興

芸術文化の振興については、音楽や演劇、美術、工芸などの鑑賞や参加、発表機会の拡充に努め、市民がそれぞれの趣味に応じて芸術文化に親しむことができるよう、環境づくりを進めるとともに、施設の整備を推進します。

地域に根ざした伝統文化の継承については、歴史や各地域の風土に培われてきた伝統・ 文化の保存と継承、遺産の保護に努め、これらを新市全体で認識しながら、地域の魅力を 掘り起こし、新たな文化を創造できるよう学習機会や地元学の実践活動を促進します。

世界文化遺産「平泉」と関わりの深い骨寺村荘園遺跡については、国・県や関係市町とともに拡張登録実現を目指します。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進を図るため、スポーツ施設の充実や地域に根ざしたスポーツクラブの支援、指導者育成などを進めるとともに、総合型地域スポーツクラブの育成を促進します。また、各種スポーツ大会を招致するなど競技スポーツの充実を図ります。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
生涯学習の充 実	統合学校整備事業	統合学校の整備、廃校校舎の解体 、校歌保存等	新市
	小中学校建物耐震診断事業	旧耐震基準により建設された学校 施設の耐震診断の実施	新市
	幼稚園および小中学校整備事業	校舎・体育館・グラウンド・プー ル等の改修、防犯対策等	新市
	学校給食センター整備事業	学校給食センターの建設及び改築	新市
	スクールバス整備事業	スクールバスの購入及び更新	新市
	生涯学習施設整備事業	市民センター等の整備及び改修	新市
	生涯学習支援事業	ガイドブックの発行、各種講座の 開催等	新市
	図書館整備事業	図書館の整備及び改修	新市
	図書館ネットワーク事業	学校図書館を含む各地域の図書館 のシステム統合	新市
	図書館ボランティア養成事業	研修会の開催及びサービス機器の 購入等	新市
	男女共同参画推進事業	学習機会及び情報の提供、地域に おける女性活動の支援等	新市
	校務用コンピュータ整備事業	端末機器の購入及び更新、LAN 環境の整備等	新市
文化の振興	文化活動施設整備事業	芸術・文化活動を促進する施設の 整備	·
	ふるさと発見・学習塾開催事業	地域資源を相互認識し、これから の地域づくりのあり方を共に考え るための探索会・講座等の開催	新市
	合併記念特別展等開催事業	合併を記念した企画展及び特別展 等の開催	新市
	地元学活動支援事業	地域文化の振興や地域再発見等に 関する自主活動組織の支援及びリ ーダーの育成	団体等

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
文化の振興	世界遺産登録推進事業	県、関係市町との連携による「平 泉の文化遺産」の早期の拡張登録 の実現	県等
	郷土歴史資料館整備事業	郷土の歴史や偉人を後世に継承する記念館・資料館の整備	新市
	史跡公園整備事業	文化財の保存と活用を目的とした 史跡公園等の整備	新市
	遺跡発掘調査等事業	埋蔵文化財の調査等	新市
	古文書等資料調查事業	古文書等の文化財の所在及び保存 状況の確認調査、目録作成	新市
スポーツ・レ クリエーショ	スポーツ施設整備事業	スポーツ施設の整備及び改修、多 目的グラウンドの整備等	新市
ンの振興	総合型地域スポーツクラブ育成 事業	地域住民が主体的に運営するスポ ーツクラブの立ち上げ支援及び指 導者の養成等	団体等

『地域の賑わいと夢と希望を感じるまち』をめざして

施策の大綱

(1)農林水産業の振興

農林水産業については、地域特産物など各種農林水産物のブランド化、高収益化、加工品の開発や販路の拡大を支援するなど、生産する喜びと魅力を感じる産業として育て、意欲ある担い手の育成・確保を図ります。また、地域の食生活を支え、特色ある食文化を育む産業であるとの視点から、地産地消を促進するとともに、生産者と消費者との結びつきを強め、消費者ニーズに対応した安全で計画的な農林水産物の供給を図ります。あわせて、森林のもつ水源涵養などの多面的な機能にも配慮しながら林産物の生産振興を図ります。

(2) 商工業の振興

工業については、交通や情報通信基盤の充実など工場立地の条件整備を進めるとともに、研究開発工業団地や拠点工業団地の整備を促進し、優良な企業の立地と技術力の集積を図ります。また、産学官の連携を深め、起業や独自の技術開発、新分野への進出などに対し支援を行います。

商業については、消費者ニーズに即したサービスを提供できる商業・サービス業の活性化を促進します。新市の顔となる中心市街地と地域コミュニティの核となる商店街については、商店主や関係団体との連携を図りながら人が集まる仕組みを創造するなど、賑わいと活気のある商店街の形成に努めます。

(3) 観光の振興

新市の優れた観光資源を有機的・効果的に結びつけながら、回遊型・通年型の新たな観光ルートを確立するなど、魅力ある観光地の形成を図ります。また、関係団体との連携を深め、観光ニーズに対応したグリーン・ツーリズムなど体験型・滞在型観光の企画と受け皿づくり、新たな観光資源の発掘、効果的な宣伝活動を展開し、高速交通の立地条件も活かして誘客を図ります。

(4) 雇用対策と職業能力開発の充実

起業支援や新産業の創出に努め、年齢や性別を問わず意欲のある人が就業できる雇用の受け皿づくりを促進します。また、技術革新や情報化など雇用環境の変化に対応するため、職業訓練や職業能力開発の充実を図ります。

これからの新市を支える若者が「住み続けたい、住んでみたい」と感じられるまちを創造するため、雇用や生活環境の充実など定着のための環境整備を進めるとともに、他地域に向け積極的に情報を発信します。

主要施策

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
農林水産業の 振興	農業担い手支援事業	水稲・野菜・家畜・園芸等における施設整備、機械導入等に対する 補助	農業団体等
	農業経営構造対策事業	産直・加工施設、農村公園、体験 農場、栽培ほ場等の整備	新市
	農業経営指導マネージャー支援 事業	担い手農業者の経営を支援する指 導者の養成	新市
	農業・農村整備事業(土地改良 事業)	経営体育成基盤整備事業、かんが い排水事業、畑地帯総合整備事業 等に対する負担金等	
	広域農道等整備事業	広域営農団地農道整備事業、ふる さと農道緊急整備事業等に対する 負担金	県
	農産物生産振興事業	農産物の生産振興・販路拡大、食の安全確保のための事業に対する 支援	
	畜産担い手育成総合整備事業	草地造成及び草地整備等	公社等
	森林整備事業	市有林・分収林・民有林の造林、 除間伐等	新市、林 業者等
	森林資源活用促進事業	森林資源の活用促進及び林業経済 の活性化促進のための施設整備	新市、林 業者等
	森林病害虫等防除対策事業	松くい虫等の被害木の伐倒駆除等	新市
	林道整備事業	林道の開設	新市
	バイオマス産業化整備事業	バイオマスエネルギーの活用と資源・エネルギー循環型まちづくり の推進	
商工業の振興	研究開発工業団地整備事業	用地取得及び公園・配水管整備等 の団地造成関連事業	新市
	新製品・新技術開発事業	(公財)岩手県南技術研究センター との共同又は委託により行う研究 費に対する補助	企業
	工業立地資金利子補給事業	工場等の立地に対する利子補給	企業

施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
商工業の振興	中心市街地活性化事業	中心市街地における環境整備や商 店街の活性化支援	新市•商 工団体等
	大型空き店舗利活用事業	中心市街地大型空き店舗の利活用 の検討及び再生事業の推進	新市
	中小小売商業者等強化支援資金 利子補給事業	中小小売商業者等強化支援資金の 貸付を受けた商業者等に対する利 子補給	商業者等
	中小企業振興資金貸付事業	中小企業資金貸し付けのための原 資預託、保証料・利子補給等	企業
	新貸し工場整備事業	企業誘致の推進及び地域産業の発展を図るため、立地環境の優れた地区に貸し工場を整備する企業の事業活動の支援	新市
観光の振興	観光案内板設置事業	外国人観光客向けのインフォメー ションボードの設置	新市
	観光イベント開催事業	各地域の特色ある観光イベントの 開催支援	実行委員 会等
	体験交流施設整備事業	グリーン・ツーリズムの拠点となる施設の整備	新市
	グリーンマスター育成事業	グリーン・ツーリズムの実践指導 員の育成	新市
業能力開発の	離職者対策資金利子補給事業	離職者対策資金の貸付を受けた離職者に対する利子補給	市民
充実	人材育成事業	各種研修会等の実施による企業の 人材育成支援及び職業訓練校等と の連携による職業能力開発と技術 ・技能の伝承等の支援	新市
	UIJターン支援事業	雇用関係機関・企業との連携による就業支援等	新市
	新規高卒者ふるさと就職支援事 業	新規高卒者を採用した事業雇用主 に対する人材育成費用の助成	新市
	若者等ふるさと就職支援事業	若者等の地元就職及び定着を促進 するため、市内に居住する若者等 を雇い入れた市内の事業主への人 材育成に要する経費の助成	新市

第5章 計画の推進

(1) 市民主体の地域づくり活動の促進

これまでの地域内のつながりやコミュニティを尊重しながら、福祉活動や環境美化活動、 伝統・文化の継承活動など、市民が主体となって行う地域づくり活動を支援します。また、 NPO・ボランティア団体などの活動の中心となるリーダー的人材の育成を図りながら、市 民の自助努力・参加意欲を喚起するほか活動基盤の強化に努めます。

(2)市民参画機会の確保と住民自治の確立

情報公開を積極的に行いながら、地区懇談会の開催など広聴機能の充実を図り、市民の意見・提言を市政に反映させる新たな市民参画の仕組みを構築します。また、地域自治区に地域協議会を設置し、地域の特色を活かした施策を展開するなど、住民自治の充実を図るとともに住民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

(3) 行政体制の充実

県事務の権限移譲により権限の強化充実を図りつつ、行政課題や行政需要に的確かつ柔軟に対応できる機動性を重視した組織機構を構築するとともに、専門的知識・技術を持った職員を育成するなど行政体制の充実を図ります。

(4)効果的な財政投資と健全な財政運営

限られた財源を有効に活用するため、事務事業の有効性や効率性を常に点検する政策評価システムの確立を図ります。また、中・長期的な見通しのもとに健全な財政運営に努めます。

項目	主 な 施 策
市民主体の地域づくり活動	自治会等の地域づくり活動の支援
の促進	自治活動拠点等の整備支援
	地域づくりリーダー・地域コーディネーターの育成
	NPO・ボランティア団体等の活動支援
	(仮称) 新市振興基金の造成
	地域振興基金の活用

項目	主 な 施 策
市民参画機会 の確保と住民	地域自治区の設置
自治の確立	地区懇談会等の開催
	インターネット・広報等多様な媒体を活用した行政情報の提供
行政体制の充 実	地域住民の生活に密着した支所機能の確保及び庁舎の整備・改修
	職員の能力開発
	新たな行政課題や行政需要に対応した組織機構の編成
	電子自治体の推進
	電算システムの統合
効果的な財政 投資と健全な	政策評価システムの確立
財政運営	行財政改革の推進
	公有財産の有効活用と公共施設の適切な管理

第6章 まちづくりの重点施策

新市の将来像を実現するため重点的に取り組むべき施策を「まちづくりの重点施策」として 位置付け、共通のテーマのもとに横断的に体系化し、総合的、戦略的に取り組みます。

(1) 仙台・盛岡間の中核拠点都市の形成

- ●仙台・盛岡間の中核拠点都市にふさわしい質の高い都市空間を創造し、民間資本の投入 を導くことができる魅力ある都市づくりを進めます。
- 都市の活力と農村の潤いを同時に兼ね備えた地域特性を活かし、機能性と多様性が融和 したまちづくりを進めます。
- 広大な面積を有する新市の一体化と活性化を図るため、広域的なネットワークの整備や、 それぞれの個性を活かした交流を推進します。

(2)「住み続けたい 住んでみたい」定住環境の整備

- ●地域の特性を活かした多様な産業の育成と新たな就労の場の創出により、若者の定住を 積極的に促進し、賑わいと活力のあるまちづくりを進めます。
- 若い世代が安心して子供を産み育てることができる環境づくりを進めるとともに、次代を担う子供たちが健やかにのびのびと育つ教育環境の充実を図ります。
- ●市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを基本に、自然と調和した安全で 快適な生活環境の実現に取り組みます。

(3) 市民一人ひとりが輝く協働のまちづくりの推進

- 多様な主体による協働のまちづくりを進めるとともに、自治能力を高め、自らの地域の ことは自ら決定し、その責任も自ら果たす自立した地域をめざします。
- ¶相互扶助を基本とした「結い」のこころを改めて見直し、人と人のつながりを大切にした共に支え合う地域社会の実現をめざします。
- ●世代や性別をこえ、すべての市民が個性や能力を発揮しながら社会に参加し自己実現に 取り組むことができる環境を整備します。
- 教育、文化を尊び多くの優れた人材を輩出してきたこの地の伝統を継承し、未来を志向する意欲に燃えた人材の育成を積極的に推進します。

第7章 新市における県事業

1 県の役割

岩手県は、県南の中核都市としての役割を担う新市の発展のため、新市と連携して必要な事業を推進するとともに、新市の一体的なまちづくりへの支援を行います。

また、新市が主体的・自立的なまちづくりに取り組めるよう、新市の要望に基づき、県事務の 人的・財政的支援を伴う権限移譲を積極的に推進するとともに、新市が自立に向けた新たな行 政課題等に先導的に対応するための取り組みに対して、合併市町村自立支援交付金を交付しま す。

2 新市における県事業

項目	事業名	事業概要 (事業箇所)
交通網の整備	一般国道284号道路改良事業	真滝地区〔一関〕
	(B)	清田地区〔千厩〕
		室根バイパス〔室根〕
		砂子田地区〔川崎〕
		石法華地区〔一関〕
	一般国道342号道路改良事業	須川地内、厳美バイパス〔一関〕
		花泉バイパス〔花泉〕
		白崖地区〔花泉〕
	一般国道343号道路改良事業	大原バイパス〔大東〕
		渋民地区〔大東〕
		一ノ通地区〔大東〕
	主要地方道道路改良事業	一関北上線〔一関〕
		江刺室根線〔大東〕
		一関大東線〔一関・大東・東山〕
	一般県道道路改良事業	東山薄衣線〔東山〕
	都市計画道路整備事業	中央町南谷起線、山目駅前釣山線〔
	Last to track the Laste	一関
	市道代行整備事業	市道鬼頭明通線〔一関〕

項目	事 業 名	事業概要 (事業箇所)
自然と共生す る環境保全	河川環境整備事業	砂鉄川〔東山〕
居住環境の整 備	磐井川流域下水道事業	〔一関〕
, viii	公共下水道事業 (県代行)	〔川崎〕
保健、医療、 福祉の連携と 充実	県立磐井病院・南光病院の移転整備	
安全で秩序あ る環境の確保	急傾斜地崩壊対策事業	
	地すべり防止事業	
	治山事業	
	河川改修事業	久保川、吸川〔一関〕 夏川、磯田川、上油田川〔花泉〕 千厩川〔千厩〕 砂鉄川〔東山〕
	砂防事業	
	步行環境整備事業	一般県道柴宿横沢線〔東山〕
文化の振興	世界遺産登録推進事業	県、関係市町との連携による「平泉 の文化遺産」の早期の拡張登録の実 現
農林業の振興	経営体育成基盤整備事業 田園自然環境保全整備事業	一関第1地区、滝沢地区、下大桑地区、西黒沢地区、小猪岡地区、富沢地区、小猪岡地区、富沢地区、川台地区、厳美・滝原ひがし地区、山谷地区、瑞山地区〔一関〕金流川沿岸地区、夏川2期地区、夏川3期地区、川北地区、日形地区、内ノ目地区〔花泉〕渋民地区、山口地区〔大東〕奥玉地区、清田地区〔千厩〕松川地区〔東山〕若原地区〔東山〕若原地区〔川崎〕本寺地区〔一関〕
	水田農業経営確立排水対策特別事業	赤荻地区、菖蒲地区〔一関〕
	小四辰禾柱百帷丛排小刈界竹別尹未	浦ノ沢地区、大登地区〔千厩〕

7F 🗆	古 业 b	中华加里(中华然二)
項目	事業名	事業概要(事業箇所)
農林業の振興	畑地帯総合整備事業	藤崎地区〔川崎〕
	中山間地域総合整備事業	市野々地区、笹谷地区〔一関〕
		猿沢地区、霞沢地区、下大原地区、
		大久保地区〔大東〕
		仏坂地区、上奥玉地区、小梨地区〔
		千厩]
		矢越・津谷川地区、上折壁地区〔室
	曲山畑はお供す場	根
	農地環境整備事業	藤ヶ崎地区、前田野地区〔大東〕
	曲、芳勒·萨市·光	再般开协区 (
	農道整備事業	西磐井地区〔一関・花泉〕 東磐井地区〔花泉・大東・千厩〕
		東岩井地区〔化氷・八泉・ 成〕
		東八地区〔一阕〕 夏川地区〔花泉〕
		要害地区〔千厩〕
	ため池等整備事業	真打堰用水地区、須川1号支線地区
	ため付き 一	[一関]
		偽
		区〔花泉〕
		有切地区〔室根〕
		赤荻線〔一関〕
	THE WIN S AND	夏山線〔東山〕
		251 794: 2/15/17
	保安林改良事業	

第8章 公共施設等の適正配置と整備の方針

新市の市域は、岩手県内では第一位、全国でも上位となる規模を有することとなります。各地域に整備されている施設は目的や利用形態が類似しているものもありますが、それらが必ずしも不用の施設ではありません。したがって、既存の公共施設等については、市民の相互利用を図りながら有効に活用していくことを基本とします。また、新市の一体的・効率的な行財政運営を図る観点から必要なものについては、新市の財政状況を踏まえながら、機能の見直しや統合整備を検討し、公共施設等の適正配置に努めます。

公共施設等の統合整備等にあたっては、地域住民等の意向はもとより、地域の実情や市域全体のバランス、利用状況、サービスの低下等を総合的に勘案しながら検討します。

新たな公共施設等の整備にあたっては、その必要性や効果を十分に検討し、既存施設の有効活用、施設の多目的化・複合化を図るなど効率的な整備に努めます。

また、公共施設等の整備・管理運営にあたっては、コスト縮減やサービス内容の一層の充実等を図る観点から、民間事業者への委託、NPOやボランティア団体等との連携、さらにはPFI方式による民間活力の導入について積極的に検討を行います。

第9章 財政計画

1 財政計画作成にあたって

新市における財政計画は、合併後の平成18年度から平成37年度までのおおむね20年間について、 健全な財政運営を行うことを基本に、経済情勢や人口推移などを勘案し、事務事業の調整内容 を踏まえ、合併によるスケールメリットや行政改革による経費の縮減効果等を反映させ、新市 建設計画の推進に配慮して策定したものです。

2 歳 入

(1)地方税

現行制度を基本に、人口推計による今後の人口減少分などを見込んでいます。

(2) 地方交付税

① 普通交付税

現行の交付税制度により算定し、地方財政計画に基づく経費の縮減や合併算定替による増加額の段階的縮減、さらに人口推計による人口の減等の影響を見込んでいます。

② 特別交付税

交付実績を基本として見込んでいます。

(3) 国庫支出金 県支出金

生活保護、その他福祉事務の新市移行拡大による増加分等を見込んでいます。

(4)地方債

通常債のほか合併特例債の借り入れを見込んでいます。

(5) その他

各種譲与税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などを見込み、財源が不足する年度に あっては財政調整基金からの繰り入れを行うこととしております。

3 歳 出

(1) 人件費

① 一般職

平成26年4月1日現在職員数1,059人を目標として見込んでいます。

区分	H16. 4. 1 現在	Н26.4.1
一般職員	1,402人	1,059人

2 特別職

- ◆議員数は、合併後4年間は41名、その後は34名を見込んでいます。
- ◆給与・報酬は、一関市の現行額で仮に計算しています。

(2) 扶助費

現行制度を基本に、今後の人口動向等を考慮し見込んでいます。

(3)公債費

合併前に借り入れた地方債の償還額と、合併後の新市建設計画事業等に伴う借り入れに 対する償還額を見込んでいます。

(4)物件費•補助費等

行政改革の推進による経費の縮減を見込んでいます。

(5) 普通建設事業費

新市建設計画に基づくまちづくりを進めるための事業等を見込んでいます。

(6) 繰出金

下水道などの建設事業を行う特別会計は、新市建設計画に基づく事業費などから見込んでいます。

また、国保、介護、後期高齢者の各特別会計は、人口推計や高齢化の進行による伸びを見込んでいます。

(7) その他

① 維持補修費

公の施設や道路等の管理、補修などに要する経費

② 貸付金

奨学資金等の貸し付けに要する経費等

などの経費が含まれています。

(用語解説)

◆地方交付税

地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるようにするため、不足する必要な 財源を国が保障するもので、国税の一定割合を普通交付税及び特別交付税として各地方自 治体に交付されるものです。

・普通交付税

各自治体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費と、その自治体が税等をどの 程度確保できるかを算定し、財源不足がある場合に交付されるものです。

• 特別交付税

普通交付税の算定の際に反映することのできなかった特別な財政需要を考慮して交付される ものです。

◆地方債

地方公共団体が建設事業等の財源として借り入れる資金をいいます。

◆合併特例債

新市建設計画に基づいて行う事業について、合併後おおむね20年間(平成24年6月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が施行され、被災地では、合併特例債を起こすことができる期間が10年間延長されました。)に限り発行できる地方債で、その元利償還金の70%が地方交付税として国から交付されます。

◆財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための積立金です。

◆扶助費

社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき支給される経費です。

◆公債費

地方債の償還金などに要する経費です。

◆物件費

臨時職員賃金、旅費、消耗品、委託料などの経費です。

4 財政計画

(1) 歳 入 単位: 百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地方税	10, 970	12, 031	12, 086	11, 403	11, 213
地方交付税	21,774	21, 538	22, 083	22, 290	23, 739
国庫支出金・県支出金	9, 244	10, 840	9, 432	14, 869	11, 549
地方債	4, 739	6, 275	5, 351	7, 273	8, 085
その他	8, 989	8, 675	8, 307	7, 728	8, 062
計	55, 716	59, 359	57, 259	63, 563	62, 648

(2) 歳 出 単位: 百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	12, 375	12, 062	11, 460	11, 313	11, 094
扶助費	5, 559	5, 941	6, 084	6, 273	8,006
公債費	8, 953	9, 660	9, 384	9, 423	9, 295
物件費・補助費等	11,552	11, 047	10, 909	14, 091	11,618
普通建設事業費	8, 249	10, 680	9, 421	10, 433	10, 829
繰出金	3, 929	4,071	5, 227	4, 795	4, 416
その他	2, 891	3, 314	3, 086	4, 662	5, 179
計	53, 508	56, 775	55, 571	60, 990	60, 437

(1)歳入

(1) 歳 入					単位:百万円
区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	11, 762	12, 152	12, 166	12, 374	11, 949
地方交付税	30, 710	26, 564	26, 417	25, 858	25, 652
国庫支出金・県支出金	16, 088	17, 549	15, 445	15, 734	13, 867
地方債	8, 401	10, 240	11, 451	10, 919	8, 567
その他	10, 122	12, 117	11,050	11, 728	9, 946
計	77, 083	78, 622	76, 529	76, 613	69, 981

(2)歳 出

(2) 歳 出 単位: 百万F					
区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	11, 781	11, 354	11, 168	11, 074	11, 899
扶助費	8, 949	9, 103	9, 123	9, 596	10, 093
公債費	9, 315	9, 409	9, 253	9, 364	8, 869
物件費・補助費等	15, 801	17, 662	15, 841	16, 521	19, 023
普通建設事業費	14, 196	15, 174	15, 375	13, 358	10, 500
繰出金	4, 906	4, 856	5, 215	5, 214	4, 152
その他	7, 091	8, 141	6, 866	8, 299	5, 445
計	72, 039	75, 699	72, 841	73, 426	69, 981

(1)歳入

(1) 歳 入 単位: 百万					
区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地方税	12, 120	12, 145	12, 030	12, 060	12, 066
地方交付税	23, 653	23, 772	23, 165	24, 300	22, 077
国庫支出金・県支出金	13, 012	12, 711	11,885	13, 076	12, 662
地方債	6, 061	6, 442	6, 112	10, 102	10, 264
その他	6, 798	6, 577	6, 718	6, 457	8, 108
計	61, 644	61, 647	59, 910	65, 995	65, 177

(2)歳 出

(2) 歳 出 単位: 百万円					
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	11,885	11,661	11, 516	11, 104	10, 724
扶助費	9, 998	9, 775	9, 659	9, 541	9, 429
公債費	8, 941	9, 308	9, 287	9, 894	9, 736
物件費・補助費等	18, 183	18, 562	18, 144	18, 534	18, 364
普通建設事業費	6, 901	7, 184	6, 141	11,632	12, 046
繰出金	4, 188	3, 352	3, 363	3, 404	3, 317
その他	1,548	1,805	1,800	1,886	1, 561
計	61,644	61, 647	59, 910	65, 995	65, 177

(1)歳入

(1) 歳 入 単位: 百万F					
区 分	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
地方税	11,960	11, 988	12, 005	11,887	11, 901
地方交付税	20, 793	20, 649	20, 762	20, 878	20, 460
国庫支出金・県支出金	11, 184	11, 718	11, 723	10, 617	10, 431
地方債	6, 480	5, 849	6, 038	4, 596	4, 036
その他	9, 642	8, 786	8, 448	8, 149	8, 013
計	60, 059	58, 990	58, 976	56, 127	54, 841

(2)歳 出

(2) 歳 出 単位:百万					
区 分	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
人件費	10, 584	10, 440	10, 233	10, 074	10, 070
扶助費	9, 323	9, 218	9, 115	9, 014	8, 914
公債費	9, 984	10, 141	10, 452	10, 522	10, 062
物件費・補助費等	18, 746	18, 020	17, 829	17, 752	17, 826
普通建設事業費	6, 622	6, 374	6, 726	4, 240	3, 538
繰出金	3, 247	3, 268	3, 099	3, 015	2, 933
その他	1, 553	1, 529	1, 522	1, 510	1, 498
計	60, 059	58, 990	58, 976	56, 127	54, 841

用語解説

【ア行】——

〈アクセス〉

近づく方法。高速道路へのアクセスと言えば、 家庭や事業所などから最寄りの高速道路のイン ターチェンジへ到達するまでのことを指す。

〈インターネット〉

コンピュータを使って情報を相互にやりとり するための技術で、世界中のコンピュータが情報 交換できる。

$\langle NPO \rangle$

Non-Profit Organization の略。営利を目的としないで、住民の自発的意思により公共的な活動を行う民間団体。

【力行】—

〈合併処理浄化槽〉

水洗トイレからの汚水と台所や風呂などから の生活雑排水とをあわせて微生物の働きを使っ て浄化する方式。

〈グリーン・ツーリズム〉

農山漁村地域において、その自然、文化、人々 との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

〈グリーンマスター〉

グリーン・ツーリズムでの活動にあたって、体験や学習の手助けを行う指導員。

〈ケーブルテレビ〉

アンテナを使って電波を受信する一般のテレビと違い、電話線のように張られたケーブルを使ってテレビ放送を受信するもの。

〈コーホート要因法〉

人口推計に当たって出生、死亡、社会移動の年 次変化から算出して求める方法のこと。コーホートとは、同期間に出生した集団を意味する。

〈コーホート変化率法〉

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

〈コミュニティ〉

人々が共同意識を持って生活を営む一定の地域及び人々の集団。地域社会。共同体。

【サ行】-----

〈室蓬譲水〉

室蓬は山々、譲水は山野を流れる清らかな水を 象徴した言葉で、刑法界の先駆者である芦東山の 命名。

〈シェア〉

全体に占める割合。一般的には、ある市場において自社の製品売上がどのくらいの割合を占有しているかを示す指標。

〈地元学〉

地域づくりを進める上で基本となる地元を見 つめ直そうというもので、地元の人達とよそから の人も参加し、地域を歩きながら資源を発見して いく地域づくりの実践的な手法。

〈循環型社会〉

廃棄物の再生利用や再資源化などを進め、廃棄 物の増加を抑え、環境への影響をできる限り減ら す社会。

〈障害者ケアマネジメント〉

障害者が抱えている暮らし、健康、教育、就労などのさまざまな悩みに対して、適切なサービスを結びつけ総合的に支援していく方法。

〈食育〉

日常の食生活をとおして健康によい食生活や 食習慣を身につけるとともに、地域で得られる産 物や食品を学びながら食べ物の大切さやそれを 育む自然の素晴らしさを学ぶこと。

〈スケールメリット〉

規模が大きくなることによって得られる利益。

〈政策評価システム〉

ひとつひとつの施策や事務事業について、目的 と目標を明確にし、その成果について評価、見直 しを重ねて目標達成をめざす仕組み。

〈世界遺産〉

ユネスコ (国際連合教育科学文化機関) において世界遺産リストに登録された未来の世代に引き継いでいくべき人類共通の宝物。

〈ゼロ・エミッション〉

ある産業の生産工程から排出される廃棄物を 別の産業の再生原料として利用することで廃棄 物を社会全体としてゼロにしようという考え方。

〈総合型地域スポーツクラブ〉

地域住民が主体となって運営するスポーツクラブで、多くの種目のスポーツが用意され住民が幅広く参加できるようにしたもの。

〈ゾーニング〉

地域の土地利用を計画するにあたって、一体的 な性格付けを行う区画 (ゾーン) に分割し、その 方針を示すもの。

【タ行】————

〈男女共同参画社会〉

男女が対等に社会のあらゆる分野の活動に参 画することができる機会を得られ、均等に利益を 享受し、また責任を担う社会。

〈地方分権〉

国が持っていた権限や財源を、県や市町村に移 して地域のことは地域で決められるようにする こと。

〈地産地消〉

地域生産地域消費を略した言葉で、地域で生産された食材をその地域で消費すること。

〈電算システム〉

行政が行っている事務などをコンピュータで 処理する仕組み。戸籍などの情報をコンピュータ で管理したりすること。

〈電子自治体〉

コンピュータなどを活用して行政事務の効率 化を図ること。特にインターネットを利用した行 政窓口を開設し、コンピュータから行政サービス を利用できるようにすること。

【ナ行】———

〈ニーズ〉

需要、要求、求めていること、必要であると感じていること。住民が必要として求めていることを、住民のニーズというように使う。

【八行】———

〈バイオマス〉

エネルギー源としての生物群とその排出物の 総体。生物体をエネルギー源に用いるとき、これ をバイオマスエネルギーという。

〈バリアフリー〉

バリアとは障壁や障害といった意味、フリーとは自由や開放などの意味で、バリアフリーとは日常生活の中で不便な障害となるものを取り除くこと。

〈PFI方式〉

公共施設の建設・運営に際して、民間の資金や ノウハウを活用し、設計・建設から運営・維持管 理までを一体的に民間企業に委ねるもの。

〈ブランド化〉

優れた品質の商品であることが広く一般に認 知されるようにすること。

〈ホームページ〉

インターネット上に情報を公開し、世界中のパソコンからその情報を見てもらうことができるようにしたもの。

【マ行】-----

〈道の駅〉

道路利用者が休憩したり交通情報を得たりすることができる場所。24 時間利用の駐車場、トイレが整備されているほか、案内サービス、さらには地域の産物の提供などが行われている。

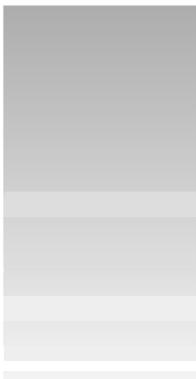
【ヤ行】—

〈UIJターン〉

東京や大都市から地方へ転職・移住することを 指し、地方出身の場合UターンやJターンと呼ばれ、都会出身の場合Iターンと呼ばれている。

〈ユニバーサルデザイン〉

すべての人にとって利用しやすい製品や建物、 道路などの空間をつくること。





一関市新市建設計画 新旧対照表(案)

ページ	変更前	変更後
表紙	新市建設計画	新市建設計画
	人と人、地域と地域が結び合う	人と人、地域と地域が結び合う
	みんなで創る	みんなで創る
	みちのく理想郷	みちのく理想郷
	平成 17 年 2 月	平成 17 年 2 月
	一関地方合併協議会	一関地方合併協議会
		平成 28 年 3 月 変更
		<u>一関市</u>
	After a when at 11 Marsh, as belongered PTR 3 and 4 Marsh . 1 A M	Merconder of 11 11 11 201 data and value conserved PTT 3 and 4 data and 1 A A
目次	第8章 公共施設の適正配置と整備の方針	第8章 公共施設等の適正配置と整備の方針
8ページ	2 計画作成の方針	2 計画作成の方針
	Z 司 岡 I F IX (グノ) Ø I	
	(0) 51 Tr 6 #188	(0) 51 Tr 6 #188
	(3)計画の期間	(3)計画の期間
	計画の期間は、新市の将来を展望した長期的なものとし、合併後おおむね 10 年間とします。	計画の期間は、新市の将来を展望した長期的なものとし、合併後おおむね20年間(平成18年度
		<u>から平成 37 年度)</u> とします。

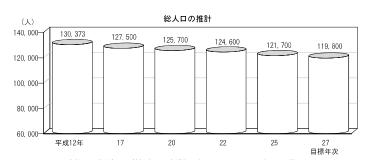
ページ 17ページ **6 主要指標の見通し**

(1)人口

新市の人口は、これまでのすう勢などからみると、今後も緩やかに減少を続け、平成22年には約124,600人、平成27年には約119,800人程度になると見通されます。

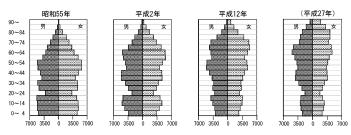
変更前

年齢構造は、今後も高齢化が進み、65歳以上人口の構成比は平成22年には28.5%、平成27年には30.9%程度にまで達すると見通されます。



資料:平成12年は国勢調査 平成17年以降はコーホート要因法による推計

人口ピラミッドの推移(縦軸は年齢5歳階級別、横軸の単位は人)



資料: 国勢調査 平成27年はコーホート要因法による推計

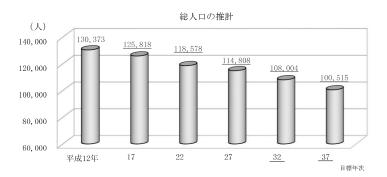
6 主要指標の見通し

(1)人口

新市の人口は、これまでのすう勢などからみると、今後も緩やかに減少を続け、平成 <u>32</u>年には約 108,000 人、平成 37年には約 100,500 人程度になると見通されます。

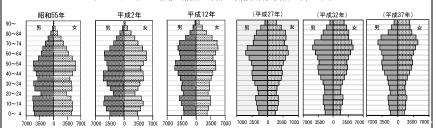
変更後

年齢構造は、今後も高齢化が進み、65歳以上人口の構成比は平成<u>32</u>年には<u>35.6</u>%、平成<u>37</u>年には<u>37.6</u>%程度にまで達すると見通されます。



資料: 平成12年から22年は国勢調査 平成27年以降はコーホート変化率法による推計

人口ピラミッドの推移(縦軸は年齢5歳階級別、横軸の単位は人)



資料: 国勢調査 平成27年以降はコーホート変化率法による推計

18ページ

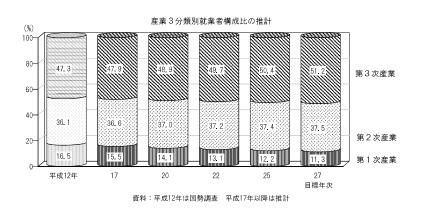
(2) 就業人口

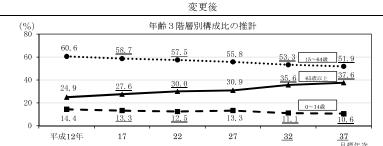
新市の産業構造は、これまでのすう勢などからみると、第1次産業から第2次産業、第3次産業への移行が進み、平成27年の産業3分類別就業者の構成比は、第1次産業が11.3%、第2次産業が37.5%、第3次産業が51.2%程度になると見通されます。

産業3分類別就業者数の推計

産業分類	平成12年	17	20	22	25	27
第1次産業	11,431	10,400	9,200	8,400	7,500	6,800
第2次産業	25,044	24,500	24,100	23,800	23,100	22,600
第3次産業	32,848	32,100	31,900	31,800	31,100	30,800
総数	69,383	67,000	65,200	64,000	61,700	60,200

資料:平成12年は国勢調査(総数には分類不能の産業を含む) 平成17年以降は推計





資料: 平成12年から22年は国勢調査 平成27年以降はコーホート変化率法による推計

(2) 就業人口

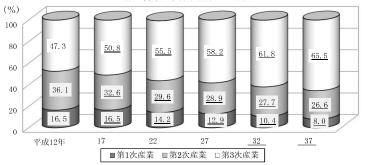
新市の産業構造は、これまでのすう勢などからみると、第1次産業から第2次産業、第3次産業への移行が進み、平成37年の産業3分類別就業者の構成比は、第1次産業が8.0%、第2次産業が26.6%、第3次産業が65.5%程度になると見通されます。

産業3分類別就業者数の推計

	産業分類	平成12年	17	22	27	32	37
	第1次産業	11, 431	10, 330	7, 952	7, 100	5, 392	3,830
Ī	第2次産業	25, 044	20, 369	16, 579	15, 892	14, 311	12, 744
I	第3次産業	32, 848	31, 772	31, 067	32, 010	31, 906	31, 398
ſ	総数	69, 383	62, 571	55, 979	55, 002	51,609	47, 972

資料: 平成12年から22年は国勢調査(総数には分類不能の産業を含む) 平成27年以降はコーホート変化率法による推計

産業3分類別就業者構成比の推計



資料: 平成12年から22年は国勢調査 平成27年以降はコーホート変化率法による推計

ページ			変更前		変更後					
24ページ	1 『ふれね	あいと交流で広が			1 『ふれあいと交流で広がりを感じるまち』をめざして					
			7 2 2 3 3 2 3 2 3 2 3 2 3 3							
					主要施策					
	主要施策				土安旭東					
	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体	施策の大綱	主な事業	事業の概要	業主体		
	交通網の整備	の整備促進	産業活動支援、市民生活の利便性向上、地域内 外の交流促進等に資するため、主要箇所を結ぶ 環状道路網の整備を働きかけていく 【主な整備要望路線】 ・国道 4 号: 4 車線化継続整備*	国・県等	交通網の整備	(仮称)磐井環状線 の整備促進	産業活動支援、市民生活の利便性向上、地域内 外の交流促進等に資するため、主要箇所を結ぶ 環状道路網の整備を働きかけていく 【主な整備要望路線】 ・国道 4 号: 4 車線化継続整備* 交通事故対策事業の区間拡大**	・県等		
25 ページ	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体		
	交通網の整備	(仮称)磐井環状線の	・国道284号:室根バイパス・清田・砂子田・	国・県等	交通網の整備	(仮称)磐井環状線	・国道284号:室根バイパス・清田 [※] ・砂子田・真滝 ・弥栄*・石法華*地区の改良整備	国・県等		
		整備促進	真滝・弥栄**地区の改良整備 ・国道342号: 花泉バイパスの整備			の整備促進	・国道342号: 花泉バイパスの整備			
			路線変更及び改良整備**				路線変更及び改良整備**			
			・国道343号:大原市街地の整備				白崖地区の改良整備			
			大原渋民線の昇格(付替)と整備**				・国道343号:大原市街地の整備			
			・国道456号:摺沢市街地の整備**				大原渋民線の昇格(付帯)と整備**			
			国道 284 号との接続道路の整備※				新笹ノ田トンネルの整備※			
			·主要地方道:花泉藤沢線の整備 [※]				・国道456号: 摺沢 <u>・猿沢</u> 市街地の整備**			
			弥栄金成線の整備**				国道 284 号との接続道路の整備*			
	一関大東線の整備						千厩市街地の整備			
	江刺室根線の整備						・主要地方道:花泉藤沢線の整備**			
			・一般県道:猿沢東山線の整備**				弥栄金成線の整備**			
			相川平泉線の整備**				一関大東線の整備			
			藤沢津谷川線の整備**				江刺室根線の整備			
			折壁大原線の整備**				本吉室根線の整備**			
			東山薄衣線の整備				・一般県道:猿沢東山線の整備**			
			・松川駅舘下線の県道昇格と整備**				相川平泉線の整備**			
			※印は現時点で具体的な整備計画のない地区及び 路線で、引き続き整備を働きかけるもの				藤沢津谷川線の整備**			
							折壁大原線の整備**			
							東山薄衣線の整備			
							・松川駅舘下線の県道昇格と整備※			
							※印は現時点で具体的な整備計画のない地区及び 路線で、引き続き整備を働きかけるもの			

ページ	変更前					変更後					
25 ページ											
	施策の大綱 主な事業			事業の概要		施策の大綱	主な事業		事業の概要	事業主体	
	交通網の整備				_	交通網の整備	都市計画道路整備 事業	道路拡幅及び	び歩道整備	<u>新市</u>	
	情報通信網の 整備	テレビ難視聴地域 解消事業	テレビ共同受信施設設置に対する支援 携帯電話の利用可能区域を拡大するための施設整 備 ケーブルテレビ等、地域内高度情報通信網の整備		施設設置 組合等	情報通信網の 整備	テレビ難視聴地域 解消事業	テレビ共同受信施設設置に対する支援		施設設置組合等	
		移動通信用鉄塔整 備事業			新市新市		移動通信用鉄塔整備事業	携帯電話の利用可能区域拡大に対する支援		新市	
		地域情報化推進事業					地域情報化推進事業	地域情報化	こ向けた調査研究及び整備	新市	
		情報ネットワーク 整備事業	本庁と各支所	f等を結ぶ情報ネットワーク網の整備	新市		情報ネットワーク整備事業	本庁と各支所等を結ぶ情報ネットワーク網の整備		新市	
28ページ	施策の大綱 主な事業			事業の概要	事業主体	施策の大綱	主な事業		事業の概要	事業主体	
28ページ	施策の大綱	主な事	業	事業の概要	事業主体	施策の大綱	主な事業		事業の概要	事業主体	
	自然と共生す 水辺環境整備事業 る環境保全			生態系と景観に配慮した水辺環境の整備		店住塚現の整 備 	上水道整備事業		上水道の拡張及び浄配水施設の整備・更新		
	居住環境の整備	上水道整備事業		上水道の拡張及び浄配水施設の整備・更新	新市		簡易水道整備事業		簡易水道の拡張及び浄配水施設の 整備・更新		
		簡易水道整備事業		簡易水道の拡張及び浄配水施設の 整備・更新	新市		漏水防止・防災対策等事業		老朽管及び給水鉛管等の更新、緊 急遮断弁の設置、耐震管の布設、 施設管理システムの整備等	新市	
		漏水防止·防災対策	策等事業	老朽管及び給水鉛管等の更新、緊 急遮断弁の設置、耐震管の布設、 施設管理システムの整備等	新市		下水道・農業集落排	水整備事業	汚水管整備、処理施設等の整備及 び整備に対する負担金		
		下水道・農業集落技	非水整備事業	汚水管整備、処理施設等の整備及 び整備に対する負担金	新市、県		合併処理浄化槽整備事業 歴史の小道整備事業 公営住宅等整備事業		合併処理浄化槽の整備及び設置に 対する補助	新市、一 般家庭等	
		合併処理浄化槽整体	備事業	合併処理浄化槽の整備及び設置に 対する補助	新市、一 般家庭等				歴史的建造物と調和させたまちな みの整備	新市	
		(仮称)歴史の小記	直整備事業	歴史的建造物と調和させたまちな みの整備	新市	市			既存公営住宅の改修・老朽化に伴 う建替え、公園・駐車場等の整備	新市	
		公営住宅等整備事業	*	既存公営住宅の改修・老朽化に伴 う建替え、公園・駐車場等の整備	新市						

ページ	変更前	変更後
29 ページ	3 『安心ネットワークで優しさを感じるまち』をめざして	3 『安心ネットワークで優しさを感じるまち』をめざして
	施策の大綱	施策の大綱
	(1) 保健、医療、福祉の連携と充実 保健、医療、福祉の相互連携を強化し、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めます。 健康づくりについては、子どもから高齢者までみんなが健やかに暮らせるよう、健康相談な ど指導体制や各種検診の充実を図ります。また、市民が自主的に取り組む健康づくりを支援す るとともに、心と体の健康づくりの環境整備を推進します。 医療については、新築される県立磐井病院を核として市内の医療機関が連携を深め、質の高 い医療が安心して受けられる地域医療体制の充実を図ります。	るとともに、心と体の健康づくりの環境整備を推進します。

ページ		変	更前			変更	更後	
30ページ	主要施策				主要施策			
	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
	福祉の連携と	健康づくり推進・支援事業	各種検診や予防事業の実施と健康 相談や健康教育の充実	新市	福祉の連携と	健康づくり推進・支援事業	各種検診や予防事業の実施と健康 相談や健康教育の充実	新市
	充実	保健・福祉施設整備事業	健康・福祉センターの整備及び老 朽施設の改修	新市	充実	保健・福祉施設整備事業	健康・福祉センターの整備及び老 朽施設の改修	新市
		休日・夜間医療体制確保事業	休日及び夜間における救急患者の 医療の確保	新市		休日・夜間医療体制確保事業	休日及び夜間における救急患者の 医療の確保	新市
		高齢者福祉施設整備事業	特別養護老人ホーム等の増改築	法人等		高齢者福祉施設整備事業	特別養護老人ホーム等の増改築	法人等
		高齢者等住宅改良助成事業	要介護高齢者や身体障害者を有す る世帯が行う住宅のバリアフリー 化等に対する補助			高齢者等住宅改良助成事業	要介護高齢者や身体障害者を有する世帯が行う住宅のバリアフリー 化等に対する補助	
		高齢者社会参加促進事業	シルバー人材センターの運営等、 高齢者の生きがいと就労の支援	新市		高齢者社会参加促進事業	シルバー人材センターの運営等、 高齢者の生きがいと就労の支援	新市
		児童福祉施設整備事業	保育所・児童館及び児童クラブの 整備等	新市		児童福祉施設整備事業	保育所 <u>・認定こども園</u> ・児童館及び児童クラブの整備等	新市
		子育て支援体制整備事業	子育てグループの育成及び子育て 支援ネットワークの確立	新市		子育て支援体制整備事業	子育てグループの育成及び子育て 支援ネットワークの確立	新市
		障害者作業所拠点整備事業	在宅障害者の社会参加等を支援す る施設の整備	新市		障害者作業所拠点整備事業	在宅障害者の社会参加等を支援する施設の整備	新市

ページ		変更前			変更後				
31 ページ	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体	
	安全で秩序あ る環境の確保	防災情報通信施設整備事業	災害時の情報伝達を円滑に行うた めの情報通信施設等の整備	新市	安全で秩序あ る環境の確保	防災情報通信施設整備事業	災害時の情報伝達を円滑に行うた めの情報通信施設等の整備	新市	
		自主防災組織結成支援事業	市内全域における自主防災組織の 結成支援	新市		自主防災組織結成支援事業	市内全域における自主防災組織の 結成支援	新市	
		自主防災組織リーダー育成事業	指導者講習会への派遣、リーダー 相互のネットワークづくり及び救 急指導員等の育成			自主防災組織リーダー育成事業	指導者講習会への派遣、リーダー 相互のネットワークづくり及び救 急指導員等の育成		
		防災知識普及事業	防災に関する各種講習会等の開催	新市			防災知識普及事業	防災に関する各種講習会等の開催 、一関市防災マップによる危険箇	新市
		総合防災訓練事業	防災関係機関等と住民が一体となった防災訓練の実施	新市			所等の周知、地域防災の参考となるテキストの作成・配布		
		防犯灯整備事業	夜間における歩行者等の安全を確 保するための防犯灯設置	新市			総合防災訓練事業	防災関係機関等と住民が一体となった防災訓練の実施	新市
		交通安全施設整備事業	区画線・反射鏡・防護柵・標識の 設置、歩道段差切り下げ等	新市		防犯灯整備事業	夜間における歩行者等の安全を確保するための防犯灯設置	新市	
		步道整備事業	幹線道路や通学路等の歩道整備	新市		交通安全施設整備事業	区画線・反射鏡・防護柵・標識の 設置、歩道段差切り下げ等	新市	
		道路災害防除事業	落石防護網の設置等	新市		歩道整備事業	幹線道路や通学路等の歩道整備	新市	
						道路災害防除事業	落石防護網の設置等	新市	

(2) 文化の振興

芸術文化の振興については、音楽や演劇、美術、工芸などの鑑賞や参加、発表機会の拡充に 努め、市民がそれぞれの趣味に応じて芸術文化に親しむことができるよう、環境づくりを進め るとともに、施設の整備を推進します。

地域に根ざした伝統文化の継承については、歴史や各地域の風土に培われてきた伝統・文化の保存と継承、遺産の保護に努め、これらを新市全体で認識しながら、地域の魅力を掘り起こし、新たな文化を創造できるよう学習機会や地元学の実践活動を促進します。

平泉の文化遺産を構成する骨寺村荘園遺跡については、早期に世界遺産登録されるよう取り組みを推進します。

(2) 文化の振興

芸術文化の振興については、音楽や演劇、美術、工芸などの鑑賞や参加、発表機会の拡充に 努め、市民がそれぞれの趣味に応じて芸術文化に親しむことができるよう、環境づくりを進め るとともに、施設の整備を推進します。

地域に根ざした伝統文化の継承については、歴史や各地域の風土に培われてきた伝統・文化の保存と継承、遺産の保護に努め、これらを新市全体で認識しながら、地域の魅力を掘り起こし、新たな文化を創造できるよう学習機会や地元学の実践活動を促進します。

世界文化遺産「平泉」と関わりの深い骨寺村荘園遺跡については、国・県や関係市町とともに拡張登録実現を目指します。

施罗		主な事業 統合学校整備事業	事業の概要 児童・生徒数の適正規模に配慮し	事業主体	主要施策施策の大綱	스, b. 후 제6		
生涯	王学習の充		児童・生徒数の適正規模に配慮し		施策の大綱	シャ 手派		
		統合学校整備事業		4 1	7007 C 17 7 C 11 13	主な事業	事業の概要	事業主体
			た統合学校の整備	新市	生涯学習の充 実	統合学校整備事業	統合学校の整備、廃校校舎の解体 、校歌保存等	新市
		小中学校建物耐震診断事業	旧耐震基準により建設された学校 施設の耐震診断の実施	新市		小中学校建物耐震診断事業	旧耐震基準により建設された学校 施設の耐震診断の実施	新市
		小中学校整備事業	校舎・体育館・プール等の改修、 耐震補強等	新市		<u>幼稚園および</u> 小中学校整備事業	校舎・体育館・ <u>グラウンド・</u> プール等の改修、 <u>防犯対策等</u>	新市
		学校給食センター整備事業	学校給食センターの建設及び改築	新市		学校給食センター整備事業	学校給食センターの建設及び改築	新市
		スクールバス整備事業	スクールバスの購入及び更新	新市		スクールバス整備事業	スクールバスの購入及び更新	新市
		生涯学習施設整備事業	公民館等の整備及び改修	新市		生涯学習施設整備事業	市民センター等の整備及び改修	新市
		生涯学習支援事業	ガイドブックの発行、各種講座の 開催等	新市		生涯学習支援事業	ガイドブックの発行、各種講座の 開催等	新市
		図書館整備事業	図書館の整備及び改修	新市		図書館整備事業	図書館の整備及び改修	新市
		図書館ネットワーク事業	学校図書館を含む各地域の図書館 のシステム統合	新市		図書館ネットワーク事業	学校図書館を含む各地域の図書館 のシステム統合	新市
		図書館ボランティア養成事業	研修会の開催及びサービス機器の 購入等	新市		図書館ボランティア養成事業	研修会の開催及びサービス機器の 購入等	新市
		男女共同参画推進事業	学習機会及び情報の提供、地域に おける女性活動の支援等	新市		男女共同参画推進事業	学習機会及び情報の提供、地域に おける女性活動の支援等	新市
						校務用コンピュータ整備事業	端末機器の購入及び更新、LAN 環境の整備等	新市

ページ		変	更前			変	更後	
34 ページ	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
	文化の振興	世界遺産登録推進事業	「平泉の文化遺産」の世界遺産登録にかかる登録推薦書作成等		文化の振興	世界遺産登録推進事業	県、関係市町との連携による「平 泉の文化遺産」の早期の拡張登録	
		郷土歴史資料館整備事業	郷土の歴史や偉人を後世に継承する記念館・資料館の整備	新市		郷土歴史資料館整備事業	の実現。 郷土の歴史や偉人を後世に継承する記念館・資料館の整備	新市
		史跡公園整備事業	文化財の保存と活用を目的とした 史跡公園等の整備	新市		史跡公園整備事業	文化財の保存と活用を目的とした	新市
		遺跡発掘調査等事業	埋蔵文化財の調査等	新市			遺跡発掘調査等事業	史跡公園等の整備 埋蔵文化財の調査等
		古文書等資料調査事業	古文書等の文化財の所在及び保存	新市			这 奶儿加阿里·(1 字术	
			状況の確認調査、目録作成			古文書等資料調査事業	古文書等の文化財の所在及び保存 状況の確認調査、目録作成	新市

ページ		変更	更前			変更	[後				
36ページ	主要施策				主要施策						
	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体			
	農林水産業の 振興	農業担い手支援事業	水稲・野菜・家畜・園芸等におけ る施設整備、機械導入等に対する 補助		農林水産業の 振興	農業担い手支援事業	水稲・野菜・家畜・園芸等におけ る施設整備、機械導入等に対する 補助				
		農業経営構造対策事業	産直・加工施設、農村公園、体験 農場、栽培ほ場等の整備	新市		農業経営構造対策事業	産直・加工施設、農村公園、体験 農場、栽培ほ場等の整備	新市			
		農業経営指導マネージャー支援 事業	担い手農業者の経営を支援する指 導者の養成	新市		農業経営指導マネージャー支援 事業	担い手農業者の経営を支援する指導者の養成	新市			
		農業・農村整備事業(土地改良 事業)	経営体育成基盤整備事業、かんが い排水事業、畑地帯総合整備事業 等に対する負担金等			農業・農村整備事業(土地改良 事業)	経営体育成基盤整備事業、かんが い排水事業、畑地帯総合整備事業 等に対する負担金等	— —			
		広域農道等整備事業	広域営農団地農道整備事業、ふる さと農道緊急整備事業等に対する 負担金	県		広域農道等整備事業	広域営農団地農道整備事業、ふる さと農道緊急整備事業等に対する 負担金				
		農産物生産振興事業	農産物の生産振興・販路拡大、食の安全確保のための事業に対する 支援							農産物生産振興事業	農産物の生産振興・販路拡大、食 の安全確保のための事業に対する 支援
		畜産担い手育成総合整備事業	草地造成及び草地整備等	公社等		畜産担い手育成総合整備事業	草地造成及び草地整備等	公社等			
		森林整備事業	市有林・分収林・民有林の造林、 除間伐等	新市、林 業者等		森林整備事業	除間伐等	新市、林 業者等			
		森林資源活用促進事業	森林資源の活用促進及び林業経済 の活性化促進のための施設整備	新市、林 業者等			森林資源活用促進事業	森林資源の活用促進及び林業経済 の活性化促進のための施設整備	新市、林 業者等		
		森林病害虫防除対策事業	松くい虫の被害木の伐倒駆除等	新市		森林病害虫等防除対策事業	松くい虫等の被害木の伐倒駆除等	新市			
		林道整備事業	林道の開設	新市		林道整備事業	林道の開設	新市			
						バイオマス産業化整備事業	バイオマスエネルギーの活用と資源・エネルギー循環型まちづくり の推進				

ページ		変	更前			変	更後	
36ページ	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
	商工業の振興	研究開発工業団地整備事業	用地取得及び公園・配水管整備等 の団地造成関連事業	新市	商工業の振興	研究開発工業団地整備事業	用地取得及び公園・配水管整備等 の団地造成関連事業	新市
		新製品・新技術開発事業	(財)岩手県南技術研究センターと の共同又は委託により行う研究費 に対する補助			新製品・新技術開発事業	(公財)岩手県南技術研究センター との共同又は委託により行う研究 費に対する補助	企業
		工業立地資金利子補給事業	工場等の立地に対する利子補給	企業		工業立地資金利子補給事業	工場等の立地に対する利子補給	企業

ページ		変見	更前			変更	更後	
37ページ	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体	施策の大綱	主な事業	事業の概要	事業主体
	商工業の振興	中心市街地活性化事業	中心市街地における環境整備や商 店街の活性化支援	新市·商 工団体等	商工業の振興	中心市街地活性化事業	中心市街地における環境整備や商 店街の活性化支援	新市・商 工団体等
	の検討及び再生事業の推進 中小小売商業者等強化支援資金 中小小売商業者等強化支援資金の 商業者等	大型空き店舗利活用事業		新市		大型空き店舗利活用事業	中心市街地大型空き店舗の利活用 の検討及び再生事業の推進	新市
		中小小売商業者等強化支援資金 利子補給事業	中小小売商業者等強化支援資金の 貸付を受けた商業者等に対する利 子補給					
		中小企業振興資金貸付事業	中小企業資金貸し付けのための原 資預託、保証料・利子補給等	企業	観光の振興	中小企業振興資金貸付事業	中小企業資金貸し付けのための原 資預託、保証料・利子補給等	企業
	観光の振興	観光案内板設置事業	外国人観光客向けのインフォメーションボードの設置	新市		新貸し工場整備事業	企業誘致の推進及び地域産業の発展を図るため、立地環境の優れた	新市
		観光イベント開催事業	各地域の特色ある観光イベントの 開催支援	実行委員 会等		観光案内板設置事業	地区に貸し工場を整備する企業の 事業活動の支援 外国人観光客向けのインフォメー	新市
		体験交流施設整備事業	グリーン・ツーリズムの拠点となる施設の整備	新市		観光イベント開催事業	ションボードの設置 各地域の特色ある観光イベントの	実行委員
		グリーンマスター育成事業	グリーン・ツーリズムの実践指導 員の育成	新市		体験交流施設整備事業	開催支援 グリーン・ツーリズムの拠点とな	会等
	雇用対策と職業能力開発の	離職者対策資金利子補給事業	離職者対策資金の貸付を受けた離 職者に対する利子補給	市民		グリーンマスター育成事業	る施設の整備 グリーン・ツーリズムの実践指導	
	充実	人材育成事業	県立高校や国立高専、職業訓練校との連携による人材育成の強化	新市		1,000	員の育成	
		UJIターン支援事業	雇用関係機関・企業との連携によ	新市	業能力開発の	離職者対策資金利子補給事業	離職者対策資金の貸付を受けた離職者に対する利子補給	市民
			る就業支援等		充実	人材育成事業	各種研修会等の実施による企業の 人材育成支援及び職業訓練校等と の連携による職業能力開発と技術 ・技能の伝承等の支援	新市
						<u>UIJ</u> ターン支援事業	雇用関係機関・企業との連携によ る就業支援等	新市
						新規高卒者ふるさと就職支援事 <u>業</u>	新規高卒者を採用した事業雇用主 に対する人材育成費用の助成	新市
						<u>若者等ふるさと就職支援事業</u>	若者等の地元就職及び定着を促進 するため、市内に居住する若者等 を雇い入れた市内の事業主への人 材育成に要する経費の助成	新市

ページ	変更前
38ページ	(4) 効果的な財政投資と健全な財政運営
	限られた財源を有効に活用するため、事務事業の有効性や効率性を常に点検する政策評価
	ステムの確立を図ります。また、中・長期的な見通しのもとに健全な財政運営に努めます。
	項 目 主 な 施 策
	市民主体の地 自治会等の地域づくり活動の支援 域づくり活動
	の促進 自治活動拠点等の整備支援
	地域づくりリーダー・地域コーディネーターの育成
	NPO・ボランティア団体等の活動支援
	(仮称)新市振興基金の造成
41 ページ	2 新市における県事業
	項 日 事 業 名 事業概要 (事業簡所)

項目	事業名	事業概要(事業箇所)
交通網の整備	一般国道284号道路改良事業	真滝地区〔一関〕 清田地区〔千厩〕 室根パイパス〔室根〕 砂子田地区〔川崎〕
	一般国道342号道路改良事業	須川地内、厳美バイパス〔一関〕 花泉バイパス〔花泉〕
	一般国道343号道路改良事業	大原バイパス〔大東〕
	主要地方道道路改良事業	一関北上線〔一関〕 江刺室根線〔大東〕 一関大東線〔一関・大東・東山〕
	一般県道道路改良事業	東山薄衣線〔東山〕
	都市計画道路整備事業	中央町南谷起線〔一関〕
	市道代行整備事業	市道鬼頭明通線〔一関〕

(4)効果的な財政投資と健全な財政運営

限られた財源を有効に活用するため、事務事業の有効性や効率性を常に点検する政策評価システムの確立を図ります。また、中・長期的な見通しのもとに健全な財政運営に努めます。

変更後

項目	主 な 施 策
市民主体の地域づくり活動	自治会等の地域づくり活動の支援
の促進	自治活動拠点等の整備支援
	地域づくりリーダー・地域コーディネーターの育成
	NPO・ボランティア団体等の活動支援
	(仮称) 新市振興基金の造成
	地域振興基金の活用

2 新市における県事業

項目 事業名 事業概要(事業箇所) 交通網の整備 一般国道284号道路改良事業 真滝地区 [一関])
清田地区〔千厩〕	
室根バイパス〔室根〕	
砂子田地区〔川崎〕	
石法華地区〔一関〕	
一般国道342号道路改良事業 須川地内、厳美バイパス〔-	一関〕
花泉バイパス〔花泉〕	
白崖地区〔花泉〕	
一般国道343号道路改良事業 大原バイパス〔大東〕	
渋民地区〔大東〕	
一ノ通地区〔大東〕	
主要地方道道路改良事業 一関北上線〔一関〕	
江刺室根線〔大東〕	
一関大東線〔一関・大東・〕	東山〕
一般県道道路改良事業 東山薄衣線〔東山〕	
都市計画道路整備事業中央町南谷起線〔一関〕	
山目駅前釣山線〔一関〕	
市道代行整備事業 市道鬼頭明通線〔一関〕	

ページ		変更前			変更後	
42 ページ	項目	事 業 名	事業概要(事業箇所)	項目	事 業 名	事業概要 (事業箇所)
	自然と共生す る環境保全	河川環境整備事業	砂鉄川〔東山〕	自然と共生す る環境保全	河川環境整備事業	砂鉄川〔東山〕
	居住環境の整 備	磐井川流域下水道事業	〔一関〕	備	磐井川流域下水道事業	〔一関〕
		公共下水道事業(県代行)	〔川崎〕		公共下水道事業 (県代行)	〔川崎〕
	保健、医療、 福祉の連携と 充実	県立磐井病院・南光病院の移転整備		保健、医療、 福祉の連携と 充実	県立磐井病院・南光病院の移転整備	
		急傾斜地崩壊対策事業		安全で秩序ある環境の確保	急傾斜地崩壊対策事業	
	る環境の確保	地すべり防止事業		の探究の唯体	地すべり防止事業	
		治山事業			治山事業	
					河川改修事業	久保川、吸川〔一関〕 夏川、磯田川、 <u>上油田川〔花泉〕</u>
		河川改修事業	夏川、磯田川〔花泉〕 千厩川〔千厩〕 砂鉄川〔東山〕			千厩川〔千厩〕 砂鉄川〔東山〕
		砂防事業	D WITH CHAP		砂防事業	
			如果是此中世边位(主儿)		歩行環境整備事業	一般県道柴宿横沢線〔東山〕
		歩行環境整備事業	一般県道柴宿横沢線〔東山〕	文化の振興	世界遺産登録推進事業	<u>県、関係市町との連携による「平泉</u>
	文化の振興	世界遺産登録推進事業	世界遺産登録に向けた各種事業の実 施、登録推薦書の作成			<u>の文化遺産」の早期の拡張登録の実</u> <u>現</u>
	農林業の振興	経営体育成基盤整備事業	一関第1地区(一関) 金流川沿岸地区、夏川地区、川北地区、日形地区(花泉) 渋民地区(大東) 奥玉地区(千厩) 松川地区(東山) 若原地区(室根) 門崎地区(川崎)	農林業の振興	経営体育成基盤整備事業	一関第1地区、 <u>滝沢地区、下大桑地区、西黒沢地区、小猪岡地区、富沢地区、川台地区、厳美・滝原ひがし地区、山谷地区、瑞山地区</u> [一関]金流川沿岸地区、夏川也区、夏川2期地区、夏川3期地区、川北地区、日形地区、内ノ目地区「花泉」渋民地区、山口地区「大東」奥玉地区、清田地区〔千厩〕
		田園自然環境保全整備事業	本寺地区〔一関〕			英工地区 <u>、</u> 何田地区 (下成) 松川地区 (東山) 若原地区 (室根)
		水田農業経営確立排水対策特別事業	赤荻地区、菖蒲地区〔一関〕 浦ノ沢地区、大登地区〔千厩〕			門崎地区〔川崎〕
					田園自然環境保全整備事業	本寺地区〔一関〕
					水田農業経営確立排水対策特別事業	赤荻地区、菖蒲地区〔一関〕 浦ノ沢地区、大登地区〔千厩〕

ページ	変更前			変更後			
43 ページ	項目	事業名	事業概要(事業箇所)	項目	事 業 名	事業概要 (事業箇所)	
	農林業の振興	畑地帯総合整備事業	藤崎地区〔川崎〕	農林業の振興	畑地帯総合整備事業	藤崎地区〔川崎〕	
		中山間地域総合整備事業	猿沢地区〔大東〕 矢越・津谷川地区〔室根〕		中山間地域総合整備事業	市野々地区、笹谷地区〔一関〕 猿沢地区、霞沢地区、下大原地区、	
		農地環境整備事業	藤ヶ崎地区、前田野地区〔大東〕			大久保地区 [大東] 仏坂地区、上奥玉地区、小梨地区 [
		農道整備事業	西磐井地区〔一関・花泉〕 東磐井地区〔花泉・大東・千厩〕 柴沢地区〔一関〕			<u>千厩)</u> 矢越・津谷川地区、 <u>上折壁地区</u> 〔室 根〕	
			夏川地区〔花泉〕 摺沢東部地区〔大東〕 要害地区〔千厩〕		農地環境整備事業 農道整備事業 ため池等整備事業	藤ヶ崎地区、前田野地区〔大東〕 西磐井地区〔一関・花泉〕	
		ため池等整備事業	鴻南沢地区、角屋地区〔花泉〕 有切地区〔室根〕			東磐井地区〔花泉・大東・千厩〕 柴沢地区〔一関〕 夏川地区〔花泉〕	
		林道整備事業	赤荻線〔一関〕 夏山線〔東山〕			摺沢東部地区〔大東〕 要害地区〔千厩〕	
		保安林改良事業				真打堰用水地区、須川1号支線地区 [一関市] 鴻南沢地区、角屋地区、 <u>油井名沢地</u>	
						区〔花泉〕 有切地区〔室根〕	
					林道整備事業	赤荻線〔一関〕 夏山線〔東山〕	
					保安林改良事業		

ページ	変更前	変更後
44 ページ	第8章 公共施設の適正配置と整備の方針	第8章 公共施設 <u>等</u> の適正配置と整備の方針
	新市の市域は、岩手県内では第一位、全国でも上位となる規模を有することとなります。各地域に整備されている施設は目的や利用形態が類似しているものもありますが、それらが必ずしも不用の施設ではありません。したがって、既存の公共施設については、市民の相互利用を図りながら有効に活用していくことを基本とします。また、新市の一体的・効率的な行財政運営を図る観点から必要なものについては、新市の財政状況を踏まえながら、機能の見直しや統合整備を検討し、公共施設の適正配置に努めます。	新市の市域は、岩手県内では第一位、全国でも上位となる規模を有することとなります。各地域に整備されている施設は目的や利用形態が類似しているものもありますが、それらが必ずしも不用の施設ではありません。したがって、既存の公共施設等については、市民の相互利用を図りながら有効に活用していくことを基本とします。また、新市の一体的・効率的な行財政運営を図る観点から必要なものについては、新市の財政状況を踏まえながら、機能の見直しや統合整備を検討し、公共施設等の適正配置に努めます。
	公共施設の統合整備等にあたっては、地域住民等の意向はもとより、地域の実情や市域全体のバランス、利用状況、サービスの低下等を総合的に勘案しながら検討します。	ー 体のバランス、利用状況、サービスの低下等を総合的に勘案しながら検討します。
	新たな公共施設の整備にあたっては、その必要性や効果を十分に検討し、既存施設の有効活用、施設の多目的化・複合化を図るなど効率的な整備に努めます。	新たな公共施設等の整備にあたっては、その必要性や効果を十分に検討し、既存施設の有効活用、施設の多目的化・複合化を図るなど効率的な整備に努めます。
	また、公共施設の整備・管理運営にあたっては、コスト縮減やサービス内容の一層の充実等を図る観点から、民間事業者への委託、NPOやボランティア団体等との連携、さらにはPFI方式による民間活力の導入について積極的に検討を行います。	また、公共施設等の整備・管理運営にあたっては、コスト縮減やサービス内容の一層の充実等を図る観点から、民間事業者への委託、NPOやボランティア団体等との連携、さらにはPFI方式による民間活力の導入について積極的に検討を行います。

ページ 変更前 変更後 45ページ 1 財政計画作成にあたって 財政計画作成にあたって 新市における財政計画は、合併後の平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間について、健全な | 新市における財政計画は、合併後の平成 18 年度から平成 37 年度までのおおむね 20 年間について、 財政運営を行うことを基本に、経済情勢や人口推移などを勘案し、事務事業の調整内容を踏ま 健全な財政運営を行うことを基本に、経済情勢や人口推移などを勘案し、事務事業の調整内容 え、合併によるスケールメリットや行政改革による経費の縮減効果等を反映させ、新市建設計 を踏まえ、合併によるスケールメリットや行政改革による経費の縮減効果等を反映させ、新市 画の推進に配慮して策定したものです。 建設計画の推進に配慮して策定したものです。 2 歳 入 2 歳 入 (1)地方税 (1)地方税 現行制度を基本に、人口推計による今後の人口減少分などを見込んでいます。 現行制度を基本に、人口推計による今後の人口減少分などを見込んでいます。ただし、 市民税の法人税割の税率を一関市は現行の14.7%とし、6町村については平成18年度 13.1%、平成19年度13.9%、平成20年度以降14.7%としています。 (2) 地方交付税 (2) 地方交付税 ① 普通交付税 ① 普通交付税 現行の交付税制度により算定し、地方財政計画に基づく経費の縮減や 現行の交付税制度により算定し、地方財政計画に基づく経費の縮減や合併算定替によ 人口推計による人口の減等の影響を見込んでいます。 る増加額の段階的縮減、さらに人口推計による人口の減等の影響を見込んでいます。 さらに、合併後の臨時的経費に対し交付される合併補正を5年間で16億9千万円程を 見込んでいます。 ② 特別交付税 ② 特別交付税 交付実績を基本として見込んでいます。 交付実績を基本として見込んでいます。 また、合併に伴う臨時的な需要に対する措置分として、平成17年度より3年間で10億 円程を見込んでいます。 (3) 国庫支出金・県支出金 (3) 国庫支出金・県支出金 生活保護、その他福祉事務の新市移行拡大による増加分等を見込んでいます。 生活保護、その他福祉事務の新市移行拡大による増加分等を見込んでいます。 (4)地方債 (4)地方債 通常債のほか合併特例債及び岩手県自治振興基金の借り入れを見込んでいます。 通常債のほか合併特例債 の借り入れを見込んでいます。 (5) その他 (5) その他 各種譲与税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などを見込み、財源が不足する年度 各種譲与税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などを見込み、財源が不足する年度 にあっては財政調整基金からの繰り入れを行うこととしております。 にあっては財政調整基金からの繰り入れを行うこととしております。

(1)人件費

ページ

① 一般職

平成26年4月1日現在職員数1,059人を目標として見込んでいます。

変更前

区分	H16.4.1現在	H26. 4. 1
一般職員	1,402人	1,059人

② 特別職

- ◆議員数は、合併後4年間は41名、その後は34名を見込んでいます。
- ◆給与・報酬は、一関市の現行額で仮に計算しています。

(2)扶助費

合併に伴う町村の生活保護費等の増加分や、今後の人口動向等を考慮し見込んでいます。

(3)公債費

合併前に借り入れた地方債の償還額と、合併後の新市建設計画事業等に伴う<u>新たな</u>借り 入れに対する償還額を見込んでいます。

(4)物件費•補助費等

行政改革の推進による経費の縮減を見込んでいます。

(5)普诵建設事業費

新市建設計画に基づくまちづくりを進めるための事業等を見込んでいます。

(6)繰出金

下水道などの建設事業を行う特別会計は、新市建設計画に基づく事業費などから見込んでいます。

また、国保、介護、<u>老人保健</u>の各特別会計は、人口推計や高齢化の進行による伸びを見 込んでいます。

3 歳 出

(1)人件費

① 一般職

平成26年4月1日現在職員数1,059人を目標として見込んでいます。

変更後

区分	H16.4.1現在	H26. 4. 1
一般職員	1,402人	1,059人

② 特別職

- ◆議員数は、合併後4年間は41名、その後は34名を見込んでいます。
- ◆給与・報酬は、一関市の現行額で仮に計算しています。

(2)扶助費

現行制度を基本に、今後の人口動向等を考慮し見込んでいます。

(3)公債費

合併前に借り入れた地方債の償還額と、合併後の新市建設計画事業等に伴う____借り入れに対する償還額を見込んでいます。

(4)物件費•補助費等

行政改革の推進による経費の縮減を見込んでいます。

(5)普诵建設事業費

新市建設計画に基づくまちづくりを進めるための事業等を見込んでいます。

(6)繰出金

下水道などの建設事業を行う特別会計は、新市建設計画に基づく事業費などから見込んでいます。

また、国保、介護、<u>後期高齢者</u>の各特別会計は、人口推計や高齢化の進行による伸びを 見込んでいます。

ページ 変更前	変更後
(用語解説) ◆地方交付税 地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるようにするため、不足する必要な財源を国が保障するもので、国税の一定割合を普通交付税及び特別交付税として各地方自治体に交付されるものです。 ・普通交付税 各自治体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費と、その自治体が税等をどの程度確保できるかを算定し、財源不足がある場合に交付されるものです。 ・特別交付税 普通交付税の算定の際に反映することのできなかった特別な財政需要を考慮して交付されるものです。 ◆地方債 地方公共団体が建設事業等の財源として借り入れる資金をいいます。 ◆合併特例債 新市建設計画に基づいて行う事業について、合併年度とその後の10年間に限り発行できる地方債で、その元利償還金の70%が地方交付税として国から交付されます。 ◆財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するための積立金です。 ◆扶助費 社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき支給される経費です。 ◆公債費 地方債の償還金などに要する経費です。 ◆効件費 臨時職員賃金、旅費、消耗品、委託料などの経費です。	(用語解説) ◆地方交付税 地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるようにするため、不足する必要な 財源を国が保障するもので、国税の一定割合を普通交付税及び特別交付税として各地方自 治体に交付されるものです。 ・普通交付税 各自治体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費と、その自治体が税等をどの 程度確保できるかを算定し、財源不足がある場合に交付されるものです。 ・特別交付税 普通交付税の算定の際に反映することのできなかった特別な財政需要を考慮して交付される ものです。 ◆地方債 地方公共団体が建設事業等の財源として借り入れる資金をいいます。 ◆合併特例債 新市建設計画に基づいて行う事業について、合併後おおむね20年間(平成24年6月に「 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が施行され、被災地で は、合併特例値を起こすことができる期間が10年間延長されました。) に限り発行できる 地方債で、その元利償還金の70%が地方交付税として国から交付されます。 ◆財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するための積立金です。 ◆大助費 社会保障制度の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき支給される経費です。 ◆公債費 地方債の償還金などに要する経費です。 ◆物件費 臨時職員賃金、旅費、消耗品、委託料などの経費です。

ページ 48ページ 4 財政計画 (1)歳 入 区分 地方税 地方交付税 国庫支出金・県支出金 地方債 その他 計

変更前

10, 972

22, 415

6, 691

4, 481

7, 018

51, 577

平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度

11, 059

21, 985

6, 081

4, 645

6, 698

50, 468

4 財政計画

単位:百万円

10, 927

21, 239

4, 925

3, 824

6, 192

47, 107

単位:百万円

10, 818

21, 636

5, 662

3, 358

6, 853

48, 327

(1)歳入

単位:百万円

11, 213

23, 739

11,549

8,085

8,062

62,648

平成21年度 平成22年度

11, 403

22, 290

14, 869

7, 273

7, 728

63, 563

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地方税	10, 970	12,031	12, 086
地方交付税	21,774	21,538	22, 083
国庫支出金・県支出金	9, 244	10,840	9, 432
地方債	4, 739	6, 275	5, 351
その他	8, 989	8, 675	8, 307
計	55, 716	59, 359	57, 259

(2)歳 出

10, 879

20, 792

7, 181

4, 870

7, 172

50, 894

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	12, 338	12, 104	11, 704	11, 579	11, 041
扶助費	5, 469	5, 436	5, 403	5, 370	5, 338
公債費	9, 092	9, 168	9, 228	8, 960	8, 737
物件費·補助費等	12, 114	12, 018	11, 802	11, 661	10, 633
普通建設事業費	6, 573	7, 550	7, 109	5, 418	5, 872
繰出金	3, 668	3, 758	3, 879	3, 996	4, 120
その他	1, 640	1, 543	1, 343	1, 343	1, 366
ā†	50, 894	51, 577	50, 468	48, 327	47, 107

(2)歳 出

単位:百万円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	12, 375	12,062	11, 460	11, 313	11, 094
扶助費	5, 559	5, 941	6, 084	6, 273	8, 006
公債費	8, 953	9,660	9, 384	9, 423	9, 295
物件費・補助費等	11,552	11,047	10, 909	14, 091	11, 618
普通建設事業費	8, 249	10,680	9, 421	10, 433	10, 829
繰出金	3, 929	4,071	5, 227	4, 795	4, 416
その他	2, 891	3, 314	3, 086	4, 662	5, 179
計	53, 508	56, 775	55, 571	60, 990	60, 437

変更後

.9ページ			変更前						変更後			
	(1)歳 入				単位	立:百万円						
							(1)歳入					単位:百万円
	区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	地方税	11, 022	10, 776	10, 866	10, 956	10, 718	地方税	11, 762	12, 152	12, 166	12, 374	11, 94
	地方交付税	20, 143	20, 249	20, 050	19, 652	19, 519	地方交付税	30, 710	26, 564	26, 417	25, 858	25, 65
	国庫支出金・県支出金	4, 715	4, 580	4, 691	4, 963	4, 954	国庫支出金・県支出金	16, 088	17, 549	15, 445	15, 734	13, 8
	地方債	3, 399	3, 236	2, 812	3, 125	3, 428	地方債	8, 401	10, 240	11, 451	10, 919	8, 50
	その他	6, 363	6, 233	6, 257	6, 277	6, 360	その他	10, 122	12, 117	11, 050	11, 728	9, 9
	==	45, 642	45, 074	44, 676	44, 973	44, 979	計	77, 083	78, 622	76, 529	76, 613	69, 98
	区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	(2)歳出	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位:百万F
	(2)歳 出				単位	立:百万円						
	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年月
	人件費	10, 687	10, 337	10, 097	9, 905	9, 653	人件費	11, 781	11, 354	11, 168	11, 074	11, 89
	扶助費	5, 287	5, 235	5, 183	5, 132	5, 081	扶助費	8, 949	9, 103	9, 123	9, 596	10, 09
	公債費	8, 494	8, 321	8, 007	7, 526	7, 606	公債費	9, 315	9, 409	9, 253	9, 364	8, 86
		10, 435	10, 360	10, 514	9, 998	9, 862	物件費・補助費等	15, 801	17, 662	15, 841	16, 521	19, 02
	物件費・補助費等				5. 230	5, 683	普通建設事業費	14, 196	15, 174	15, 375	13, 358	10, 5
	物件費·補助費等 普通建設事業費	5, 320	4, 994	4, 610	0, 200							
		5, 320 4, 076	4, 994 4, 156	4, 610 4, 202	4, 316	4, 390	繰出金	4, 906	4, 856	5, 215	5, 214	4, 15
	普通建設事業費		,		,	4, 390 2, 704	繰出金その他	4, 906 7, 091	4, 856 8, 141	5, 215 6, 866	5, 214 8, 299	4, 15 5, 4

ページ 変更前			変更後			
50ページ						
	(1)歳入					単位:百万円
	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	地方税	12, 120	12, 145	12,030	12, 060	12,066
	地方交付税	23, 653	23, 772	23, 165	24, 300	22, 077
	国庫支出金・県支出金	13, 012	12, 711	11, 885	13, 076	12, 662
	地方債	6, 061	6, 442	6, 112	10, 102	10, 264
	その他	6, 798	6, 577	6, 718	6, 457	8, 108
	計	61, 644	61, 647	59, 910	65, 995	65, 177
	(2)歳出区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	単位:百万円 平成32年度
	人件費	平成28年度 11,885	平成29年度 11,661	平成30年度 11,516	平成31年度 11, 104	平成32年度 10,724
	扶助費	9, 998	9, 775	9, 659	9, 541	9, 429
	公債費	8, 941	9, 308	9, 287	9, 894	9, 736
	物件費・補助費等	18, 183	18, 562	18, 144	18, 534	18, 364
	普通建設事業費	6, 901	7, 184	6, 141	11,632	12,046
	繰出金	4, 188	3, 352	3, 363	3, 404	3, 317
	その他	1,548	1,805	1,800	1, 886	1,561
	計	61,644	61, 647	59, 910	65, 995	65, 177

ページ 変更前			変更後			
51 ページ						
	(1)歳入					単位:百万円
	区 分	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
	地方税	11,960	11, 988	12, 005	11, 887	11, 901
	地方交付税	20, 793	20, 649	20, 762	20, 878	20, 460
	国庫支出金・県支出金	11, 184	11, 718	11, 723	10, 617	10, 431
	地方債	6, 480	5, 849	6, 038	4, 596	4, 036
	その他	9, 642	8, 786	8, 448	8, 149	8,013
	計	60, 059	58, 990	58, 976	56, 127	54, 841
	(2)歳出区分	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	単位:百万円 平成37年度
	人件費	10,584	10,440	10,233	10,074	10,070
	扶助費	9, 323	9, 218	9, 115	9, 014	8, 914
	公債費	9, 984	10, 141	10, 452	10, 522	10, 062
	物件費・補助費等	18, 746	18, 020	17, 829	17, 752	17, 826
	普通建設事業費	6, 622	6, 374	6, 726	4, 240	3, 538
	繰出金	3, 247	3, 268	3, 099	3, 015	2, 933
	その他	1, 553	1, 529	1,522	1,510	1, 498
	計	60, 059	58, 990	58, 976	56, 127	54, 841

ページ	変更前	変更後
52 ページ	用語解説	用語解説
	[カ行]	[カ行]
	〈合併処理浄化槽〉 水洗トイレからの汚水と台所や風呂などからの生活雑排水とをあわせて微生物の働きを使って浄化する方式。	〈合併処理浄化槽〉 水洗トイレからの汚水と台所や風呂などからの生活雑排水とをあわせて微生物の働きを使って浄化する方式。
	〈グリーン・ツーリズム〉 農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。	〈グリーン・ツーリズム〉 農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
	〈グリーンマスター〉 グリーン・ツーリズムでの活動にあたって、体験や学習の手助けを行う指導員。	〈グリーンマスター〉 グリーン・ツーリズムでの活動にあたって、体験や学習の手助けを行う指導員。
	〈ケーブルテレビ〉 アンテナを使って電波を受信する一般のテレビと違い、電話線のように張られたケーブルを使ってテレビ放送を受信するもの。	〈ケーブルテレビ〉 アンテナを使って電波を受信する一般のテレビと違い、電話線のように張られたケーブルを使ってテレビ放送を受信するもの。
	〈コーホート要因法〉 人口推計に当たって出生、死亡、社会移動の年次変化から算出して求める方法のこと。コーホートとは、同期間に出生した集団を意味する。	〈コーホート要因法〉 人口推計に当たって出生、死亡、社会移動の年次変化から算出して求める方法のこと。コーホートとは、同期間に出生した集団を意味する。
		<u>〈コーホート変化率法〉</u> 各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を 推計する方法のこと。
	〈コミュニティ〉 人々が共同意識を持って生活を営む一定の地域及び人々の集団。地域社会。共同体。	〈コミュニティ〉 人々が共同意識を持って生活を営む一定の地域及び人々の集団。地域社会。共同体。
54 ページ	【ヤ行】—————	【ヤ行】――――
	〈UJIターン〉 東京や大都市から地方へ転職・移住することを指し、地方出身の場合UターンやJターンと呼ばれ、都 会出身の場合Iターンと呼ばれている。	〈 <u>UIJ</u> ターン〉 東京や大都市から地方へ転職・移住することを指し、地方出身の場合UターンやJターンと呼ばれ、都 会出身の場合Iターンと呼ばれている。

一関市過疎地域自立促進計画 (案)

(平成28年度~32年度)

岩手県一関市

目 次

1	基本的	りな事項	1
	(1)	一関市の概要	1
	ア	概要	1
	イ	過疎の状況	1
	ウ	社会経済的発展の方向	3
	(2)	人口及び産業の推移と動向	3
	ア	人口	3
	イ	産業	6
	(3)	行財政の状況	6
	ア	行政	6
	イ	財政	6
	ウ	施設整備	
	(4)	地域の自立促進の基本方針	
	ア	自立促進の基本目標	
	イ	重点施策の方向	
	(5)	計画期間	11
_	<u> </u>		
2	,,	D振興	
	(1)	現況と問題点	
	(2)	その対策	Ιt
3	☆涌:	通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	20
Ü	(1)	現況と問題点	
	(2)	その対策	
	(2)	C => 1/K	
4	生活理	環境の整備	23
	(1)		
	(2)	その対策	25
5	高齢	š等の保健及び福祉の向上及び増進	28
	(1)	現況と問題点	28
	(2)	その対策	29
6		D確保	
	(1)	現況と問題点	
	(2)	その対策	31
	+11		^
7		D振興	
7	(1)	ル振興 現況と問題点	32

8	地域文	て化の振興等	35
		現況と問題点 3	
	(2)	その対策	35
9	集落σ)整備 3	36
		現況と問題点 3	
	(2)	その対策	36
10	その他	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	37
	(1)	現況と問題点 3	37
	(2)	その対策	37

1 基本的な事項

(1) 一関市の概要

ア 概要

① 自然的条件

本市の気候は、東日本の太平洋側の気候区に属しており、冷涼な気候の岩手県内にあっては比較的温暖な地域となっています。

地形は、中央部を南北に流れる東北一の大河北上川とその支流である磐井川、砂鉄川、 千厩川、金流川及び黄海川などの流域に平野部が開けています。支流には、厳美渓や猊 鼻渓があり、多くの観光客が訪れる名所となっています。

北上川は狐禅寺までは広い川幅となっていますが、その下流は狭窄部となっているため、大雨が降るたびに洪水となり、その影響は支流部にまで及びます。現在は、一関遊水地事業や河川改修事業が進められ、洪水被害の軽減が期待されています。

市の西側には奥羽山脈が連なり、栗駒山の周囲に森林が広がっており、東側には北上山地があり、室根山や東稲山などは憩いの場ともなっています。

本市は、こうした緑や水の豊かな自然に恵まれ、美しいゆとりのある環境に包まれています。

② 歴史的条件

当地の歴史は古く、旧石器時代から人が住み始めた形跡がみられ、縄文時代、弥生時代の遺跡も各地にあります。平安時代には安倍氏、藤原氏が独自の文化を築き上げ、その後葛西氏、伊達氏、田村氏の治世下に置かれました。

明治の近代化以降は、廃藩置県によって胆沢県、一関県、水沢県、磐井県と変遷し、明治9年に岩手県に編入され、戦後まもなくまでは、36の町村に分かれていました。

昭和23年から昭和33年にかけてのいわゆる昭和の大合併によって、一関市、花泉町、 大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村の7市町村となり、平成17年9月20日に7 市町村の合併、平成23年9月26日に藤沢町との合併を経て、現在の「一関市」が誕生 しました。

③ 社会的経済的条件

本市の総面積は 1,256.42k m^2 で、東西は約 63km、南北は約 46 kmの広がりがあり、県内で第 2 位の規模となっています。

土地利用の状況は、総面積のうち 56.7%が山林で占められ、次いで田が 11.2%、畑が 6.9%となっており、県内では比較的農地の割合が高い地域といえます。

交通事情は、中心部を東北縦貫自動車道、東北新幹線の高速交通幹線が縦走しています。また、これらと平行して国道 4 号、JR東北本線が南北に走り、さらに三陸沿岸部とは、JR大船渡線のほか、国道 284 号、342 号及び 343 号が横断し、内陸部と結んでいます。さらに、主要地方道が東西方向に走っており、これら主要幹線道路と一般県道、市道などによって道路網が形成され、市民生活はもとより、産業、経済活動の重要な基盤としてその役割を果たしています。しかしながら、市道の整備状況は、改良率、舗装率とも県内平均を下回っており、今後、早急な整備が求められています。

イ 過疎の状況

① 人口等の動向

平成 22 年の国勢調査による本市の人口は、127,642 人で、岩手県全体の 9.6%を占めています。

市全体として、過去の人口の推移をみると、戦後まもなくは増加したものの昭和30年代から昭和40年代にかけて転出超過により大幅な人口減となりました。昭和50年からは緩やかな減少傾向が続いており、平成17年から平成22年の5年間では約8,000人の減少となっています。

② これまでの対策

川崎地域、藤沢地域は、昭和45年制定の過疎地域対策緊急措置法から、花泉地域、大東地域、室根地域は、昭和55年制定の過疎地域振興特別措置法からそれぞれ過疎地域の指定を受け、その後、引き続き平成2年制定の過疎地域活性化特別措置法、平成12年制定の過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けてきました。

平成17年9月20日には過疎地域の4町村を含む7市町村が合併し、同日に過疎地域 市町村とみなされる市町村として過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けることと なり、平成23年9月26日の藤沢町との合併後も引き続き適用を受けています。

これまで、過疎地域からの自立促進を図るため、国、県の補助事業の導入や過疎対策事業債等の財政支援を受けながら、各分野において以下をはじめとする各種の施策を展開してきました。

・産業の振興

農業生産施設や土地基盤整備等による農業の振興、企業の誘致や既存企業の規模 拡大による就労の場の確保

・交通通信体系の整備

道路網の整備、光ファイバーによる市全域の公共施設の情報ネットワーク整備、 テレビ難視聴地域解消のための共同受信施設整備、高齢者等の交流活動の促進及び 利便性の確保を図るための福祉乗車券の交付

- 生活環境の整備
 - 簡易水道、下水道事業等の生活環境基盤の整備、防火水槽等の消防施設の整備
- ・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 特別養護老人ホームや介護老人保健施設の整備、保育所の整備、一関保健センタ ーの移転整備
- ・医療の確保

医療施設の整備、地域医療と介護の連携の推進

・教育の振興

小中学校の施設整備、生涯学習拠点施設の整備、図書館の移転整備

③ 現在の課題

これまでの過疎対策の結果、日常生活や産業の基盤である道路をはじめ、教育文化施設や生活環境・福祉施設の整備などについては一定の前進をみています。しかしながら、生産年齢人口は年々減少し、商工業についても景気低迷の影響から厳しい状況が続いており、さらに若者の流出に歯止めがかからず、地域の活力が低下している状況にあります。

このため、産業の振興と新たな雇用の場の創出により、若者の定住促進を図ることなどが喫緊の課題となっています。

また、高齢化と核家族化の進行により、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者及び要介護者が増加傾向にあることから、高齢者福祉対策や介護サービスの充実、高齢者の健康増進や生きがい対策も大きな課題となっています。

④ 今後の見通し

本市の人口は、少子化や転出超過による社会減少などこれまでのすう勢からみると、今後 も減少が続くものと推測されます。さらに、高齢者の占める割合はますます高くなっていく ことから、医療、福祉、介護の体制の充実が重要な課題となっています。

また、産業の振興を図り、魅力ある雇用機会の創出に努めるとともに、定住環境をさらに 整備することが若者の定住促進にもつながり、また、地域間交流を盛んにすることにより、 交流人口の拡大、地域の自立促進を図ることが必要となっています。

ウ 社会経済的発展の方向

本市の産業経済は現在、多くの分野において厳しい状況に置かれています。

農業は、自然環境の保全や食の安全性などが重要視され、その果たす役割が再認識されてきていますが、耕地面積、農家数とも減少傾向が進み、近年さらにその減少幅が大きくなっています。

これまで地域経済をリードしてきた工業も、厳しい国際競争の中で事業所の減少傾向が続いています。

商業は、商圏の広域化や郊外への大型商業施設の立地などにより、中心市街地の活力が低下しています。

観光も、ニーズの多様化などにより観光客入り込み数は年々減少傾向にあります。

また、雇用は、人口減少が続く中で、若者の地元定着が喫緊の課題となっており、新たな雇用の場を創出し雇用の安定を図ることが急務となっています。

このような状況から、地域産業・地域経済を活性化させ、誰もが魅力を感じ安心して暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、各地域の特徴ある資源を結集・共有し、都市としての総合力を高めると ともに、国・県はもとより民間資本の投入も導くことができるよう「中東北」の拠点都市 としての存在感を高めていく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

本市の総人口は、表1-1(1)に示すとおり、昭和 35 年から平成 22 年の間に 168,768人から 127,642人へと減少し、実数にして 41,126人、率にして 24.4%の減少となっており、平成 37 年には約 101,967人(平成 22 年比 20.1%減)まで減少するものと推計されます。

年齢階層別で見ると、年少人口 (0 歳~14 歳)が昭和 35 年から平成 22 年までに 58,665 人から 15,840 人、率にして 73% と大幅に減少し、特に昭和 40 年から昭和 45 年にかけては 20.6%の減少となっており、その後、減少率は縮小傾向にありましたが、近年拡大する傾向にあります。

同様に、生産年齢人口(15 歳~64 歳)も、昭和 35 年から平成 22 年までに 98,870 人から 72,936 人、率にして 26.2%減少しており、平成 12 年から減少率が拡大する傾向にあります。

一方、高齢者人口 (65 歳以上) は、昭和 35 年から平成 22 年までに約 3.4 倍となっており、高齢者比率も昭和 35 年には 6.7%であったものが平成 22 年には 30.3%と大幅に高くなっており、今後もこの傾向が続くものと推測されます。

男女別の人口は、表1-1(2)に示すとおりであり、男女の構成比は女性が男性を若干上回っています。

今後も年少人口(0歳~14歳)及び生産年齢人口(15歳~64歳)は減少し、高齢者人口(65歳以上)は増加していくものと推計されることから、少子高齢化に対応した施策の展開が急務となっています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和	40年	昭和45年		昭和50年	
<u> </u>	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数		人	人	%	人	%	人	%
形心安义	168	,768	159,818	\triangle 5.3	150,366	△ 5.9	147,933	△ 1.6
0歳~14歳	58	,665	48,876	△ 16.7	38,811	△ 20.6	34,196	△ 11.9
15歳~64歳	98	,870	98,585	$\triangle 0.3$	97,768	△ 0.8	98,160	0.4
うち15歳~29 歳(a)	37	,410	33,351	△ 10.9	31,444	\triangle 5.7	30,262	△ 3.8
65歳以上(b)	11	,233	12,357	10.0	13,787	11.6	15,568	12.9
(a)/総数		%	%		%		%	
若年者比率		22.2	20.9	_	20.9	_	20.5	_
(b)/総数		%	%	·	%	·	%	
高齢者比率		6.7	7.7	_	9.2	_	10.5	_

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
区分	実数	増減率	実	数	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%		人	人	%	人	%
朴心 灰 久	147,465	$\triangle 0.3$	146,065	$\triangle 0.9$	144,896	$\triangle 0.8$	143,974	$\triangle 0.6$
0歳~14歳	31,851	\triangle 6.9	30,063	\triangle 5.6	26,894	△ 10.5	23,337	\triangle 13.2
15歳~64歳	97,484	$\triangle 0.7$	95,032	$\triangle 2.5$	92,791	$\triangle 2.4$	89,757	\triangle 3.3
うち15歳〜29 歳(a)	27,628	\triangle 8.7	23,534	△ 14.8	22,466	\triangle 4.5	22,635	0.8
65歳以上(b)	18,101	16.3	20,970	15.8	25,211	20.2	30,880	22.5
(a)/総数	%				%		%	
若年者比率	18.7	_	16.1	_	15.5	_	15.7	_
(b)/総数	%				%		%	·
高齢者比率	12.3	_	14.4	_	17.4	_	21.4	_

豆八	平成	平成12年		17年	平成22年		
区分	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人	%	人	%	人	%	
孙心 安X	140,825	△ 2.2	135,722	△ 3.6	127,642	△ 6.0	
0歳~14歳	20,286	△ 13.1	17,951	\triangle 11.5	15,840	△ 11.8	
15歳~64歳	84,860	\triangle 5.5	79,283	\triangle 6.6	72,936	△ 8.0	
うち15歳〜29 歳(a)	21,946	△ 3.0	19,140	△ 12.8	15,645	△ 18.3	
65歳以上(b)	35,564	15.2	38,022	6.9	38,622	1.6	
(a)/総数	%		%		%		
若年者比率	15.6	_	14.1	_	12.3	_	
(b)/総数	%		%		%	·	
高齢者比率	25.3	_	28.0	_	30.3	_	

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区	分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総	数	人		人		%	人		%
776	心 奴	141, 754	_	136, 758	_	▲ 3.5	128, 965	_	▲ 5. 7
	男		%		%			%	
	/	69, 141	48.8	66, 561	48.7	▲ 3.7	62, 642	48.6	▲ 5.9
	女		%		%			%	
-	·^	72, 613	51. 2	70, 197	51.3	▲ 3.3	66, 323	51.4	▲ 5. 5

	区分	平成 26	年3月31	日	平成	27年3月31	3月31日	
	区 万	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数		人	_	%	人	_	%	
	(外国人住民除く)	124, 240		▲ 3. 7	122, 666		▲ 1.2	
男			%			%		
	(外国人住民除く)	60, 279	48.52	▲ 3.8	59, 524	48. 53	▲ 1.2	
	女		%			%		
	(外国人住民除く)	63, 961	51.48	▲ 3.6	63, 142	51.46	▲ 1.3	
参考	男(外国人住民)	180	0.14%		181	0. 15%	0.6	
考	女(外国人住民)	594	0.48%		598	0.48%	0.7	

イ 産業

産業就業人口の動向は表1-1(3)に示すとおりで、昭和 35 年には第一次産業に従事する割合が最も高く 66.1%、次いで第三次産業が 24.2%、第二次産業が 9.7%となっており、第一次産業主体の産業構造となっていましたが、平成 22 年には、第三次産業に従事する割合が最も高く 54.9%、次いで第二次産業が 29.9%、第一次産業が 15.3%となっています。このように本市の産業就業人口比率は、第一次産業から第二次産業、第三次産業主体へと移ってきており、今後もこの傾向は続くものと見込まれます。

また、市町村民所得推計における平成22年度の本市の純生産は2,708億円で、平成21年度と比較すると1.0%減少しています。産業別では、第一次産業、第二次産業が減少しており、第三次産業も平成17年までは増加していましたが、その後減少に転じています。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

- 1(3) 産業	美別人口の	->]勢調査)					
区分		35年	昭和		昭和		昭和:	50年
区为	実	数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数		人	人	%	人	%	人	%
		83,267	78,792	$\triangle 5.4$	80,073	1.6	79,265	$\triangle 1.0$
第一次産業		66.1%	59.5%		52.4%		42.4%	
就業人口比率		(55,003)	(46,863)		(41,978)	_	(33,626)	_
第二次産業		9.7%	11.6%		15.8%		22.9%	
就業人口比率		(8,095)	(9,151)		(12,665)	_	(18,143)	_
第三次産業		24.2%	28.9%		31.8%		34.7%	
就業人口比率		(20,169)	(22,778)		(25,430)	_	(27,496)	_
区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
区分	実数	増減率	実	数	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%		人	人	%	人	%
	79,076	$\triangle 0.2$	70.000	Λ Λ 1				
第一次産業			79,026	$\triangle 0.1$	79,078	0.1	77,827	$\triangle 1.6$
	32.9%		31.2%	△ 0.1	25.2%	0.1	20.0%	△ 1.6
就業人口比率	32.9% (26,014)	_	31.2% (24,655)		25.2% (19,941)	0.1	20.0% (15,577)	△ 1.6 –
就業人口比率 第二次産業	32.9% (26,014) 28.5%	_	31.2% (24,655) 30.2%		25.2% (19,941) 34.7%	0.1	20.0% (15,577) 36.2%	△ 1.6 —
就業人口比率 第二次産業 就業人口比率	32.9% (26,014) 28.5% (22,507)		31.2% (24,655) 30.2% (23,839)		25.2% (19,941)	0.1 _ _	20.0% (15,577) 36.2% (28,176)	△ 1.6 — —
就業人口比率 第二次産業 就業人口比率 第三次産業	32.9% (26,014) 28.5% (22,507) 38.6%		31.2% (24,655) 30.2% (23,839) 38.6%		25.2% (19,941) 34.7% (27,447) 40.1%	0.1 	20.0% (15,577) 36.2% (28,176) 43.8%	△ 1.6 ————————————————————————————————————
就業人口比率 第二次産業 就業人口比率	32.9% (26,014) 28.5% (22,507)		31.2% (24,655) 30.2% (23,839)	∠ 0.1 	25.2% (19,941) 34.7% (27,447)	0.1 	20.0% (15,577) 36.2% (28,176)	△ 1.6
就業人口比率 第二次産業 就業人口比率 第三次産業	32.9% (26,014) 28.5% (22,507) 38.6% (30,555)		31.2% (24,655) 30.2% (23,839) 38.6%	_ _ _	25.2% (19,941) 34.7% (27,447) 40.1%	_ _ _	20.0% (15,577) 36.2% (28,176) 43.8%	△ 1.6 ————————————————————————————————————

区分	半成	平成12年		17年	平成22年	
区刀	実数	増減率	実数	増減率	実	
総数	人	%	人	%	人	%
	74,998	$\triangle 3.6$	68,701	\triangle 8.4	60,606	\triangle 11.8
第一次産業	17.2%		16.7%		15.3%	
就業人口比率	(12,913)	_	(11,456)	_	(9,257)	_
第二次産業	36.4%		32.7%		29.9%	
就業人口比率	(27,324)	_	(22,453)	_	(18,102)	_
第三次産業	46.3%		50.6%		54.9%	
就業人口比率	(34,761)	_	(34,792)	_	(33,247)	_

[※]分類不能は第三次産業に含む

(3) 行財政の状況

ア 行政

本市は、市町村合併により広大な面積を有することとなりました。また、市民の意識や価値観、社会の態様も従来とは大きく変化してきています。

このため、変化に対応できる組織機構を構築する必要があり、合併によるスケールメリットを生かした組織の効率化、行政能力の向上を図るとともに、多様化する市民ニーズに対応するため、市民起点に立ったサービスの提供を図る必要があります。

イ 財政

本市の平成 22 年度と平成 25 年度の財政状況は表 1-2(1)のとおりです。 歳入においては、一般財源の歳入総額に占める割合は、平成 22 年度には 59.6%でした が平成25年度には地方税の減収などにより53.7%と5.9ポイント下降しています。

歳出においては、人件費、公債費などの義務的経費の歳出総額に占める割合が、平成22年度には46.1%でしたが平成25年度には40.6%と5.5ポイント減少しています。

また、財政構造の弾力性の指標とされている経常収支比率は、平成25年度で88.0%であり、平成22年度と比較すると3.3ポイント上昇と依然高い状況にあり、財政構造の硬直化が懸念されます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく平成 25 年度の実質公債費比率は 14.7%、将来負担比率は 127.2%であり、財政健全化計画の策定などが義務付けられる早期健全化基準は下回っているものの、類似団体の平均を上回っている状況にあります。このような中で行政サービスを維持・向上していくためには、今後も行財政の改革に努め、行政コストの削減を図るとともに限られた財源を効率的かつ効果的に運用していく必要があります。

表1-2(1) 市財政の状況

(単位:千円)

	区分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳ノ	人総額 A	67, 722, 582	63, 580, 660	69, 475, 049	76, 529, 413
	一般財源	44, 793, 328	39, 268, 143	41, 408, 249	41, 068, 680
	国庫支出金	4, 015, 889	5, 300, 434	7, 222, 426	9, 433, 661
	都道府県支出金	4, 501, 694	3, 465, 251	4, 982, 213	6, 011, 286
	地方債	7, 173, 200	6, 318, 200	8, 588, 854	11, 451, 016
	うち過疎債	1, 604, 600	1, 297, 700	2, 754, 300	6, 938, 300
	その他	7, 238, 471	9, 228, 632	7, 273, 307	8, 564, 770
歳と	出総額 B	65, 775, 429	62, 615, 925	65, 842, 946	72, 841, 316
	義務的経費	27, 303, 886	27, 354, 563	30, 321, 012	29, 544, 258
	投資的経費	15, 760, 714	11, 286, 554	11, 580, 504	17, 138, 637
	うち普通建設事業	14, 787, 836	11, 147, 450	11, 432, 784	15, 374, 809
	その他	22, 710, 829	23, 974, 808	23, 941, 430	26, 158, 421
	過疎対策事業費 (※歳出総額には含めない)	2, 511, 264	2, 584, 412	6, 304, 442	11, 171, 131
歳	人歳出差引額 C(A-B)	1, 947, 153	964, 735	3, 632, 103	3, 688, 097
퐾4	F度へ繰越すべき財源 D	335, 011	157, 385	2, 306, 874	903, 089
実質	質収支 C-D	1, 612, 142	807, 350	1, 325, 229	2, 785, 008
財政	数 力指数	0.33	0.36	0.36	0.37
実質	質公債費比率	_	_	16.8%	14. 7%
起信	責制限比率	12. 3%	11. 2%	11.0%	8.8%
経常	常収支比率	82. 4%	91. 7%	84. 7%	88. 0%
将列	夹負担比率	_	_	143.0%	127.2%
地力	方債現在高	84, 741, 059	89, 284, 724	78, 579, 406	83, 662, 879

ウ 施設整備

本市の主要公共施設等の整備状況は、表1-2(2)のとおりです。

これまで、国、県の補助事業などを導入しながら、整備を進めてきたところであり、日常生活や産業の基盤である道路をはじめ、教育文化及び生活環境施設の整備などについては一定の前進をみています。

しかしながら、市域が広範囲にわたることから十分な整備がなされているとは言えず、 今後とも計画的にこれらの整備を推進する必要があります。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

ζ Ι	2(2) 工安公共	加以サウコ	E /m·//\/								
		昭和 45	昭和 55	平成 2	平成 12	平成 22	平成 25				
	区 分	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末				
市町	丁村道					<u> </u>					
	改良率 (%)										
	一関市	12. 2	20.6	37. 7	44. 8	F0 F	53. 6				
	藤沢町	5. 6	17. 6	35. 0	46. 4	52. 5	53. 6				
	舗装率 (%)										
	一関市	3. 5	15. 7	33. 1	42. 3	49. 2	51. 7				
	藤沢町	1.4	10. 4	30.0	46. 4	49. 2					
農	道										
	耕地1ha当たり農道延長 (m)										
	一関市	66. 5	59. 3	20.9	15. 2	16. 4	_				
	藤沢町	5.6	17. 6	35	48. 3	10.4					
林	道										
	林野1ha当たり林道延長 (m)										
	一関市	4.1	5.9	7	7	5. 6	_				
	藤沢町	1.4	10. 4	30.0	46. 4	3.0					
水道	道普及率 (%)	46. 9	55	66. 6	78	85. 3	89. 3				
水资	先化率 (%)	0	0	1.5	23	42. 5	48. 2				
	コ千人当たり病院、 寮所の病床数(床)	0.4	0.5	0.3	30. 1	15. 2	14. 6				
N/Ame of a	1. 明古光的和	曲井光みい	サコール 苦を	H-1	ヒシチュレ An エ田 七左き	SH -1-/- (44- 115 SH					

資料:一関市道路現況、農林業センサス、水道統計、一関市汚水処理施設整備状況 医療施設調査(「人口千人当たり病院、診療所の病床数」において、昭和45~平成2 年までは診療所のみの病床数。)

(4) 地域の自立促進の基本方針

ア 自立促進の基本目標

我が国の人口は、今後、少子化や高齢化により急激に減少していくことが予想されており、 経済成長や地域コミュニティの維持が困難になるおそれがあります。

地方においては、この傾向はさらに強く、本市においても、少子化、高齢化及び人口減少が進行することが見込まれており、地域の活力の低下など多方面に大きな影響が及ぶことが懸念されます。本市が活力あるまちとしてさらに発展していくためには、これらの課題に正面から向き合いまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、社会経済情勢の変化や課題を踏まえ、新たな視点で一関市の将来を切り開くための計画を定めて、市民、地域、行政がまちづくりの主体として絆と連携を深め、共にまちづくりを進めていくことが大切です。

そして、すべての市民が健康で生きがいのある暮らしを送ることができ、子どもからお 年寄りまで、みんなの心が通い合い支え合う住み良いまちを築いていかなければなりませ ん。

また、今を生きる私たちのためだけではなく、次代を担う子どもたちのために、安心して暮らせるまち、自信を持って誇れるまちを創造していくことが私たちに課せられた使命です。

そこで、一関市総合計画では、市民一人ひとりの幸せを実現するため、

「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」

を将来像に掲げました。

この将来像の実現を目指し、総合計画のまちづくりの目標と同じ5つの基本目標を掲げます。

① 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

まちを持続的に発展させていくためには、地域を支える産業を振興し、一人ひとりが持てる力を発揮することができる場を創出することが必要です。

地域資源や地域特性を生かした事業の創出や誘致に取り組むとともに、既存産業の振興を図り、若者が地域に定着する魅力あるまちを目指します。

② みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

活力ある地域となるためには、新しい風を呼び込み、市内外で交流、連携し、市民活動や経済活動を活性化させていかなければなりません。

人、もの、情報が行き交うための基盤整備を促進するとともに、国際化に対応した地域づくりを進め、活発な交流により活力あるまちを目指します。

③ 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

将来にわたって誇れるまちづくりを進めるためには、家庭、地域、学校、企業、行政などが一体となり、次代を担う人材を育てることが必要です。

市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと暮らしながら、子どもを安心して生み育てられる環境づくりにみんなで取り組み、自らが輝き、人が集うまちを目指します。

④ 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

豊かな自然は市民の心の支えであり誇りでもあることから、この貴重な自然の恵みを確実に次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

自然環境と調和した快適で住み良い生活環境の整備を進めていくとともに、省エネルギー、再生可能エネルギーの取り組みを推進し、循環型社会の構築にみんなで取り組み、環境にやさしいまちを目指します。

⑤ みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

市民誰もが健康で心豊かに自立した生活を送るためには、市民、地域、企業、行政などが一体となって安全な環境を築き、市民が互いに支え合い安心して暮らせることが必要です。

東日本大震災等の経験を踏まえ、災害に強いまちを目指すとともに、市民の健康に関する意識の向上を図り、健康寿命を延ばすための取り組みを進め、いつまでも笑顔で暮らすことができるまちを目指します。

イ 重点施策の方向

一関市総合計画に掲げる将来像を実現するため、一関市総合計画重点プロジェクトや一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながらまちづくりを進めていきます。 さらには、少子高齢化・人口減少等の社会構造の変化を見据え、行政サービスのあり方を時代にあったものへと見直すとともに、本市の特徴を活かした活力あるまちの創造、生涯にわたって愛着と誇りを持っていきいきと暮らせるまちを目指し、「少子化対策・健康長寿」「雇用創出・移住定住」「地域連携・交流」について重点的に取り組みます。

(5)計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間とします。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア農業

本市の農業は、米を中心に、地域特性を生かした畜産や野菜、花き、果樹などの生産が複合的に行われ、地域経済の基幹を担う重要な産業となっています。

主要な農畜産物としては、米、肉用牛、生乳、豚、ブロイラー、トマト、なす、ピーマン、きゅうり、小菊、りんどう、りんご、シイタケがあります。

農家数は平成22年で12,838戸あり、専業農家が1,945戸で15.2%、第一種兼業農家が961戸で7.5%、第二種兼業農家が6,498戸で50.6%、自給的農家が3,434戸で26.7%となっています。

平成12年と平成22年を比較すると農家数が1,927戸と大きく減少しており、兼業農家の減少や自給的農家の増加といった傾向から、徐々に離農へと進んでいることが窺えます。また、基幹的農業従事者は、平成22年で10,272人ですが、そのうち65歳以上が6,845人と全体の66.6%を占め、従事者の高齢化が大きく進んでいます。

経営耕地面積は、平成22年で12,966ha、うち田が9,483haで73.1%、畑が3,235haで24.9%、樹園地が248haで1.9%となっており、農家1戸当たりの平均耕地面積は1.00haとなっています。

以上の数値が示すとおり、農家数が減少する中、小規模経営の兼業農家の割合が高く、 基幹的農業従事者の高齢化が進行しているなど、農業構造の弱体化が顕著になってきてお り、農業生産力の低下のみならず、農地の荒廃や集落機能の低下が懸念されています。

このため、地域農業の維持・発展のけん引役となる認定農業者をはじめとした個別経営体や集落営農組織など、担い手を主体とした強固な農業構造への転換が急務となっています。

また、将来の担い手を確保するため、青年農業者、新規就農者など、多様な担い手の育成を図っていく必要があります。

農畜産物の生産については、価格の低迷が続く中、新規参入や規模拡大の動きは鈍く、なすや小菊といった成長分野はあるものの、全体的な農業生産力の低下が懸念されています。

産業として自立できる農業の確立を図るためにも、安全、安心で高品質な農畜産物を安定供給できる産地としてのブランド力を高めていく必要があり、このことを進めていくベースとして、新たな担い手の確保や高い生産技術の導入、低コスト・省力化などの農業生産基盤条件の整備促進を図っていく必要があります。

また、農畜産物の加工開発や、農業・農村の多面的な機能を活用した交流事業の展開など、地域の活性化に向けた新たな取り組みが必要であり、女性や高齢者など地域の多様な人材が参画した6次産業化の取り組みを推進していく必要があります。

年	農家数(戸)					基幹的農業従事者数		経営耕地面積【販売農家】(ha)				
'		専業	第一種 兼業	第二種 兼業	自給的 農家	(X)	65歳以上		田	畑	樹園地	
平成7年	15,796	1,650	2,385	9,281	2,480	12,075	5,276	16,418	11,686	4,164	566	
平成12年	14,765	1,269	1,479	9,431	2,586	10,866	6,274	14,980	10,963	3,629	387	
平成17年	13,929	1,603	1,243	7,976	3,107	9,496	5,915	13,987	10,383	3,261	344	
平成22年	12,838	1,945	961	6,498	3,434	10,272	6,845	12,966	9,483	3,235	248	

表2-1 農業の状況

(資料:農林業センサス)

イ 林業

本市の森林面積は、79,126ha で、全面積の63.0%を占め、豊富な森林資源を有していま

す。そのうち、民有林の面積は 69,586ha で市の森林面積の 87.9%を占め、民有林の人工 林率は 45.7%となっています。

そのような状況の中、林業は、長期的な視点による資源の蓄積と活用が不可欠であり、 適切な除間伐を定期的に行い、安定した優良材の生産を目指すとともに、生産性の向上を 図るための林道整備などを進めることが必要であり、また、林業経営の担い手となる林業 就業者の確保が課題となっています。

一方、産地化形成を目指し奨励してきた特用林産物のシイタケは、東日本大震災の影響で出荷制限や風評被害を受けており、再生産に向け放射能で汚染されたほだ場の落葉層を除去し、生産基盤の環境整備を支援するとともに、原木林の確保や造成、栽培の施設化などの課題解決に向け、取り組む必要があります。

また、森林の機能は、木材の生産のみならず多岐にわたっており、土砂災害の防止、水源のかん養など、森林の持つ多様な機能に期待が高まっています。

ウエ業

経済のグローバル化や技術革新が進展する中、国内企業における生産機能の海外移転が 進み、金融危機に端を発した世界同時不況、原料価格の高騰、消費税率の引き上げに伴う 消費の落ち込みなどと相まって、地場の中小企業に深刻な影響を与えています。

一方、東北地方に自動車関連産業の集積が進みつつあり、岩手県南・宮城県北の「中東北」の中心に位置する本市の有利な立地特性を生かした工業振興への期待が高まるなど大きな転換期を迎えています。

このため、地域企業については、ものづくり人材の確保・育成を進め、技術開発や高品質・高付加価値化への取り組みによる技術力・競争力の向上を図るとともに、新事業展開や起業化を促進する必要があります。

また、(公財) 岩手県南技術研究センターの研究開発・人材育成機能の充実を図り、(独) 国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校などとの連携による産学官交流を促進する とともに、地域企業間の連携を図り、地域企業のネットワークの推進が望まれます。

しかしながら近年は、少子化の影響による人材不足も顕在化しており、若年者の地域への定着化と併せて、UIJターン者の促進等による人材確保が必要となっています。

企業誘致については、本市の優位性を発揮した多様な誘致活動や地域特性・成長産業など将来性を見通した誘致活動を展開する必要があり、その受け皿として企業ニーズに対応した工業団地、貸し工場の整備やアクセス道路網の整備が課題となっています。

さらに、高品質・高付加価値なものづくりへの対応や、資源循環型社会への対応、リスクマネジメントなどについての企業の主体的な取り組みが求められています。

エー商業

長引く不況による消費低迷の中、消費者ニーズの多様化や郊外型大型店の進出などの変化に加え、経営者の高齢化や後継者不足などにより、個店や商店街は厳しい状況に置かれています。

特にも商業集積や経済活動などに重要な役割を果たしてきた中心市街地の空洞化に加え、地元商店街での購買の低下は、地元商業者の経営状況を一層厳しいものとしています。 平成 26 年における本市の商業の状況は、小売・卸売業では商店数 1,261 店、従業者数 7,251 人、年間販売額 1,832 億 1,500 万円、売場面積 16 万 2,642 ㎡となっており、平成 19 年と比較すると商店数、従業者数、売場面積ともに減少しています。

また、一関地域や千厩地域など一部地域への大型店の進出はあるものの、消費動向としてもニーズに応じた商品を隣接する他の市町村や都市部など市外に求める傾向にあります。

今後はさらに購買エリアの拡大や消費者ニーズの個性化、専門化が一層高まることが予想されることから、ニーズに応じた商品構成やインターネットの活用などによる商業展開が重要となってきます。

また、小売業においては、地元消費者の購買動向の的確な把握や商業者の新たな販売戦略に向けた意識改革を行うことにより個店の魅力を高め、まちづくりの視点からも新たな経済活動への積極的な展開が求められています。

卸売業においては、小売業への支援機能の向上や共同物流システムの構築などを図りながら、経営体質の強化を進めるとともに物流の効率化を促進する必要があります。

さらに、高齢化社会の進行に伴い、日常生活の利便性、快適性の向上を図るため、高齢者に対するサービスやリサイクル、レンタルなど多彩な生活支援サービス業の展開と商店街活動との連携が求められています。

今後は、地域の中心商店街や郊外型商業機能などのそれぞれの特徴を踏まえつつ、地域 商店街の連携を図りながら、歴史や文化などの特色を生かした市街地の形成に努めること や、市民や来街者の様々なニーズに対応できる複合的な機能を集約するなど、中心市街地 の活性化を図るため、各種のまちづくりを推進していくことが必要です。

表 2-2 商業の状況

27 - 1						
年	商店数 (店)	従業者 (人)	年間商品販売額(万円)	売場面積(㎡)		
平成 14 年	1, 930	10, 070	21, 272, 935	168, 477		
平成 16 年	1,870	9, 953	21, 144, 231	170, 563		
平成 19 年	1,736	9, 465	18, 991, 510	180, 688		
平成 26 年	1, 261	7, 251	18, 321, 500	162, 642		

資料:商業統計調查

才 観光

地域の歴史、文化資源を生かした観光の振興は、市民の誇りの醸成につながるとともに、 交流人口の拡大を通じた地域の活性化に貢献する極めて重要なものとなっています。

本市においては、栗駒国定公園、名勝・天然記念物厳美渓、室根高原県立自然公園、名勝・日本百景猊鼻渓、幽玄洞など、地域固有の歴史・文化や豊かな自然が多く観光資源に恵まれています。

また、一関温泉郷、祭畤スノーランド、アストロ・ロマン大東、大東ふるさと分校、室根高原牧場、黄金山キャンプ場、望洋平キャンプ場、花と泉の公園、館ケ森高原エリアなど、地域の特性や豊かな自然を生かし、自然への理解を深めながら、自然をフィールドとして多彩な体験を楽しむ新たなアウトドア型観光に向けたレクリエーション施設の整備が図られています。

しかしながら、観光ニーズの多様化などにより観光入込客数は年々減少傾向にあり、また、観光地が点在していることや受け入れ体制の整備、訪れる方々の目的と志向にあったサービスの提供が十分でないことなどから、本市においては滞在時間の短い通過型の観光となっています。

このため、観光関連施設が集積している地域と周辺の観光資源との有機的な連携を促進しながら、各観光地の個性が発揮できるよう、地域の特性を生かした魅力ある観光施設の運営や、目的と志向にあったサービスの提供、交通利便性の向上を図るなど、多様なニーズが満たされる観光エリアの整備を図る必要があります。

また、農林業や伝統工芸などの特色ある地域産業との連携を深めながら、特産品の活用や土産品の開発を進めるとともに、多様なイベントとの複合化による創意工夫を凝らした観光の振興を推進するなど、地域産業との結びつきを強め、地域住民の雇用の場の拡大を図る必要があります。

特に、本市には魅力ある祭りが数多くあり、国重要無形民俗文化財指定の室根神社特別大祭、大東大原水かけ祭りなど、観光と結びついた多くの優れた伝統ある祭りや、一関夏まつり、かわさき夏まつり花火大会、藤沢野焼祭、最近では全国地ビールフェスティバルin一関、一関・平泉バルーンフェスティバル、全国ご当地もちサミットin一関、せんまや夜市、唐梅館絵巻などイベントや体験交流などが各地で多彩に繰り広げられており、地域の歴史・文化や特性などを生かしたイベントを通じて心がふれあえる観光地づくりが求

められています。

カ 雇用

近年の国内の雇用情勢は、景気動向を反映し改善の傾向にあり、岩手県内の雇用情勢については、東日本大震災の復興事業の影響等により、平成27年11月の有効求人倍率は、1.22倍の高水準となっています。

一関公共職業安定所管内では、有効求人倍率は、平成25年8月以降0.9倍を超える高い水準で推移しており、平成27年11月には、1.14倍と前年同期比べ0.05ポイント高くなっています。

また、新規高卒就職希望者の就職状況は、平成24年3月卒から4年連続で100%の就職率となっており、新規高卒者をはじめ新卒者の就職環境及び一般求職者を取り巻く雇用環境は、全国と同様改善傾向にあります。

しかしながら、急激な人口減少と高齢化社会が進展する中で、若者の地元就職と就業定着が喫緊の課題となっており、また、企業では人材不足による事業活動への影響が深刻化しています。さらに、求人内容は、正規雇用よりも期間雇用やパート、臨時などの非正規雇用が多く、求人側が求める人材と求職者が求める職種とのミスマッチにより、就職に結びついていないケースもあります。

このようなことから、内発型産業の振興や事業誘致、農商工連携の支援、中小企業の経営安定化や企業誘致の促進など、地域の特性や資質を生かした独創性のある産業の展開による多様な雇用の場の創出が課題となっています。

また、国・県等の関係機関との連携による求職者への就職相談や情報提供、若年者へのキャリア教育支援、さらには、求職者の早期就職と企業の人材を確保するため、市内の高等職業訓練校などを活用した職業能力開発の支援が求められています。

(2) その対策

ア農業

① 意欲ある担い手づくり

認定農業者の育成、新規就農や定年帰農などの農業参入を促進し、担い手の確保を図るとともに、持続可能な水田農業の確立を目指し、低コストで地域の農業者が多様に参画できる営農形態の構築を図るため、集落営農組織などの設立を支援します。

② 農業生産の振興

消費者ニーズに対応した安全で良質な農畜産物を安定供給する産地形成とブランド 化を推進します。

- ・水稲については、地域の特色を生かした、高品質で良食味な売れる米づくりを目指します。
- ・野菜、花き、果樹の園芸作物については、高品質、安定生産に努めるとともに、一 関の農産物ブランド力を高め、一層の産地形成に努めます。
- ・ 畜産については、優良繁殖雌牛及び高能力乳用雌牛の導入を図るとともに、肥育牛 ブランド「いわて南牛」の確立を推進し、体質の強い畜産経営を確立します。

③ 生産基盤の整備

農用地の有効利用や農作業の効率化など、低コスト生産の実現と担い手育成の観点から、農地の大区画化、汎用化などの農地整備をはじめ、農業用水路、農道などの農業用施設の整備を進めるとともに、農業用水の確保を図るためのため池の整備など、生産基盤の整備を推進します。

④ 農村環境の保全

有機・減農薬栽培などによる環境保全型農業の展開、多面的機能支払交付金や中山間 地域等直接支払制度、また環境保全型農業直接支払制度等の活用により、農村の多面的 機能の維持増進に努め、環境と調和した農村社会を形成します。

⑤ 農村の活性化

地域の特色を生かしたグリーンツーリズムや観光分野との連携によるニューツーリズムの展開により、観光客を中心に本市の魅力を体験されるとともに、本市の豊かな自然を全国に情報発信してまいります。

また、地産地消の取り組みを推進するとともに、女性や高齢者など多様な人材が参画した産直や農産加工などの取り組みを支援し、農村地域の活性化を促進します。

イ 林業

① 優良材の生産

森林施業に関する長期的視点に立った管理を行い、安定した優良材の生産と間伐材の 有効利用を図ります。

② 林業基盤の整備

林業の作業効率の向上、低コスト生産のため、林道及び作業道の改良、開設などの整備を進めるとともに、既存林道の維持管理に努めます。

③ 森林保護の強化

松くい虫等の森林病害虫被害の抑制や土砂災害の防止、水源かん養機能などの公益的機能の増進を図り、健全な森林の保護に努めます。

④ 林業就労者の確保

作業の機械化を進め、研修・交流などの機会を設けるなど、林業就労者の確保と人材 育成に努め、高度な技術の習得や労働条件の改善を図ります。

⑤ 経営構造の改善

森林組合、生産森林組合などを中心とした林業事業体の組織・機能を支援、強化し、 受託事業の拡大等を推進するなど、経営改善を促進します。

⑥ 特用林産物の振興

原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により出荷制限等を課された特用林産物について、放射性物質濃度の動向を注視します。

なかでも、県内有数の産地であったシイタケは、放射性物質の影響による出荷規制の解除に向け適切な栽培管理を行い、生産の拡大に努めることで、産地の再生を図ります。

⑦ 森林機能の活用

森林が持つ保健、文化、教育、レクリエーション機能を活用し、野外活動の場、生涯 学習の場としての利用増進に努めるとともに、森林の公益的機能を図るための緑地休養 施設などの整備を進めます。

ウ 工業

① ものづくり人材の確保・育成

若年者の人口流出を防止し、地域企業の人材不足に対応するため、地域企業と学生・社会人などとの情報交換の場を設けるとともに、公共職業安定所、ジョブカフェー関など関係機関との連携を図り、新卒者や研究者、技術者の市内定着とUIJターンを促進します。

また、ものづくり人材の育成を図るため、(独) 国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校などの理工系高等教育機関や(公財) 岩手県南技術研究センターなどと連携を図りながら、企業ニーズの高い品質管理、分析技術、加工技術などの研修に取り組むとともに、技術・技能の資格取得を支援します。

さらに、次代を担う人材を育成するための小中学生を対象としたキャリア教育や、高齢者を含めた企業経験者の活用により各世代のステージにおける人づくりを推進します

② 技術開発、高品質化への取り組み支援

技術開発や共同研究を支援するため整備した、貸し研究室の活用を図り、産学連携に

よる共同研究を支援するとともに、助成制度の充実と積極的な活用を促進します。

また、高品質化への取り組みを支援するため、(公財) 岩手県南技術研究センター、(独) 国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校などとの連携を図り、専門技術講習などの 開催による技術・技能習得を支援するとともに、同センターの試験・分析機器の充実と 技術相談などのサポート体制の強化を支援します。

③ 地域内発型産業の振興

地域の資源や特性を活かして活性化を図るため、企業間連携による新産業・新事業の創出支援、起業・創業支援、農商工連携などの地域内発型産業の支援について、産業支援機関等と連携しながら取り組むことにより、新たな雇用の場の創出に努めます。

また、新事業展開・起業化を支援するため、貸し研究室や新たに整備する貸し工場の利用を促進するとともに、各種支援制度により地域内発型産業を推進します。

- ④ 地域連携と課題解決型ネットワークの構築 地域企業の取引支援をはじめとする連携を促進するとともに、共通課題の解決に向け た産学官連携による地域企業ネットワークの構築を促進します。
- ⑤ 企業誘致の推進

本市の持つ「中東北」の中心としての優位性を発揮し、地域企業・研究機関・産業支援機関などのネットワークを活用した多様な誘致活動に取り組むとともに、研究開発部門・自動車関連産業をはじめとする将来性を見通した企業誘致活動に取り組みます。

また、企業の進出形態やニーズの多様化に対応するため、産業用地リース制度や空き工場などの情報発信、優遇制度の充実に取り組みます。

⑥ 工業を支える環境(基盤)整備

企業の立地しやすい環境を整備するため、企業ニーズにあった工業団地や貸し工場の整備に取り組み、また、アクセス道路や高速通信網などのインフラ整備に取り組むなど企業活動を円滑にするための環境整備と勤労者が生活しやすい環境整備を推進します。さらに、市内の中小企業が、生産活動の拡大のため工場や設備などを増設するとともに、雇用の場の創出を図る際には、その経費の一部を地域企業経営強化支援事業費補助金で補助することにより、中小企業の設備投資の促進を図ります。

⑦ 高品質化の取り組み支援

高品質化への取り組みを支援するため、(公財) 岩手県南技術研究センター、(独) 国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校との連携を図り、技術講習などの開催による品質管理・分析技術などの技術・技能習得を支援するとともに、技術相談などの体制強化を支援します。

工 商業

① 魅力ある商店街づくり

地域の商店街において、商業施設の集積を促進するとともに、歴史や文化など地域の特色を生かした魅力ある商店街、賑わいと活気のある商店街の形成を促進します。

② 魅力ある商店街活動の促進

夜市・互市・ど市など地域住民と密着した魅力あるイベントの開催と情報の発信を図るとともに、商店街への集客を促進します。

③ 商店街の活性化

空洞化が進む商店街の活性化を図るため、個性ある店舗づくりや空き店舗への入居を 促進します。

④ 卸売業の近代化

小売業への支援機能の向上や共同物流システムの構築などを図りながら、経営体質の 強化と物流の効率化を促進します。

⑤ 新たなサービス業の展開

地域住民の日常生活の利便性や快適性の向上を図るため、高齢者などに対する宅配サービスやリサイクル、レンタルなど多彩な生活支援サービス業の展開と商店街活動との

連携を促進します。

⑥ 特産品の開発と販路の拡大

多様な地域資源の利活用を図るとともに、特産品の開発を促進し、観光との連携を図りながら首都圏などへの特産品PRと販路の拡大を推進します。

⑦ 人材の確保と育成

商工会議所等関係機関と連携し、人材・後継者の確保と育成に努めるとともに、商業者の意識醸成を図りながら、新たな商業活動への積極的な展開により活性化を促進します。

また、女性や若者などによる起業が、商店街の再生やにぎわい創出に大きな役割を果たすことから、起業しやすい環境づくりを行い、支援します。

才 観光

① 新たな観光資源の活用

豊かな自然や優れた景観、地域固有の歴史・文化など、多彩な観光資源の一層の掘り起しを図るとともに、農業や自然などをフィールドとした体験型観光を含めた着地型旅行商品を企画するなど魅力ある観光地の形成に努めます。

② 地域産業と連携した観光の振興

農林業や伝統工芸などの特色ある地域産業と観光との連携を図りながら、特産品などの活用や新たな開発を促進するなど、地域産業と結びつきを強め、多様な観光振興を図ります。

③ 広域観光拠点の推進

観光関連施設が集積している地域と周辺の観光資源との有機的な連携を強化し、選択 肢の豊富な拠点型観光を目指しながら、通過型観光から滞在型観光への転換を図ります。

④ 観光施設の整備

高齢者や障がい者を含めたすべての観光客が、安心して観光を楽しめるよう配慮した 観光施設などの整備を促進するとともに、観光地間を結ぶ道路交通網の整備や交通機関 の利便性の向上に努めます。

⑤ 観光情報の発信

各観光協会や広域連携の協議会などと連携を図りながら、多様化する観光ニーズにきめ細かく対応するため、引き続き幅広い観光関連情報を収集し、ホームページなどを通じた最新情報の提供に努めます。

⑥ 観光客へのサービス向上

観光関連事業者などの研修会などを開催しながらサービスの質的向上を図るとともに、観光ボランティアの養成など、「おもてなし」を大切にした受け入れ体制の整備を推進します。また、外国人観光客が安心して観光ができるよう観光案内所や公共サイン、宿泊施設などの環境整備に努めます。

カー雇用

① 関係機関との連携による就業支援

無料職業紹介所及びふるさとハローワークを継続運営することにより、求職者への相談・職業紹介を行い、総合的な就職支援を図ります。

また、ジョブカフェー関による中学生・高校生等のキャリア教育の支援に取り組むとともに、いちのせき若者サポートステーションも含め求職者や在職者へのカウンセリングなど相談サービスの充実を図ります。

② 職業能力開発と人材育成

市内の職業訓練施設を活用し、企業のニーズに合った職業訓練等を実施するとともに、訓練機会の充実を図り、在職者及び求職者の技能習得及び職業能力開発を支援します。

③ 就職機会の創出

新規学卒者、求職者の就職機会を創出するため、中東北就職ガイダンスや企業見学ツ

アーを開催し、企業の人材確保やUIJターン就職希望者等の支援に取り組みます。

④ 若年者の地元就職及び就業定着

若年者、特にも高校生の地元就職及び定着を支援するため、関係機関との連携を図り、高校生や先生方と企業との情報交換会などを開催するとともに、採用企業への人材育成費用の助成や地元企業に対し、正規雇用の拡充に向けた働きかけを行い、新規学卒者等の地元就職を支援します。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路

本市の道路網は、高速道路をはじめ、国道や主要地方道、県道などにより骨格的な道路ネットワークが形成されています。東北縦貫自動車道は、本市のほぼ中央を南北に縦断し、市域内の一関ICのほか、若柳金成IC、平泉前沢ICが高速道路へのアクセスとして利用されており、また、三陸縦貫自動車道の登米IC、登米東和ICが供用開始しており、沿岸地域を結ぶ交通の要衝として利用されています。

国道は、市の中央部を南北に貫く国道4号があり、これに連結し、東西に横断する気仙 沼市と結ぶ国道284号、秋田県から厳美町、花泉町を経由し宮城県に至る国道342号、陸 前高田市から大東町、東山町を経由し奥州市に至る国道343号などがあり、陸中海岸国立 公園、平泉の文化遺産、栗駒国定公園など、観光地への玄関口として重要な位置を占めて います。

本市は、市域が 1,256.42k ㎡と県下第 2 位の面積を有しており、市域の一体化がまちづくりにおける重要課題の一つとなっています。その一体化には、道路交通のネットワークが果たす役割がきわめて重要であると言えます。

道路の利用状況を見ると、南北に走る国道4号においては、特に早朝や夕方の出退勤時の交通渋滞が慢性化しており、交通渋滞への対応や市域の一体化推進のための道路環境の整備に向け、既存道路の整備、充実を図るとともに、国道4号を補完し災害時の渋滞を緩和する新たな南北の幹線道路の整備が大きな課題となっています。

また、東日本大震災における沿岸被災地への支援活動及び災害時の迅速な救援活動や救急活動のためには、東西に広がる市域を横断し、沿岸部と内陸部を結ぶ国道 284 号や 343 号の急カーブ・急勾配の解消や狭隘部の改良など大型車輌の通行に支障のない早期整備、充実も不可欠です。

こうした広域的な幹線道路網や高速交通へのアクセス向上とともに、地域に密着し市民生活にとって最も関わりの深い生活道路網の整備も必要です。生活道路である市道については、より市民の利便性の向上を図るとともに、安全を確保する上からも、各地域において一体的な整備、改良を促進する必要があり、併せて歩行者の安全確保のための歩道の整備や防護柵、カーブミラー、交通標識等の設置など安全面の整備、さらに、歩道のバリアフリー化や街なみの整備・保存などにも力を入れていく必要があります。

加えて、道路及び橋梁などの社会資本全体の老朽化が進行しており、施設の点検を促進し、長寿命化、予算の平準化を図ることにより良質な社会資本の確保に努める必要があります。

また、良好な道路環境を維持管理していくため、地域住民の協力を得ながら協働で取り 組んでいくことが必要です。

イ 交通機関

本市では、JR東北新幹線とJR東北本線が南北に縦貫しており、さらに一ノ関駅を起点として、市の東部を横断し三陸沿岸へとJR大船渡線が運行しています。

昭和57年の東北新幹線開通により、首都圏との時間距離は飛躍的に短縮され、日帰り活動圏内となりました。平成27年6月現在、一ノ関駅には1日に東京行き3本、新青森行き1本のはやぶさが停車し、一ノ関駅から東京駅までわずか2時間余りで結ばれています。

平成28年3月には、北海道新幹線の開業により新函館北斗駅まで新幹線が延伸され、新幹線全体の高速化の方向性の中で、経済文化の交流の推進に果たすーノ関駅の役割を高めるため、駅周辺の整備など拠点機能の一層の充実が求められています。

東北本線は、身近な中距離輸送機関としての役割を果たしており、通勤、通学利用者などの利便性の向上を図るため、ダイヤ編成の改善や大船渡線との相互乗り入れなどが望まれるとともに、新幹線乗り換え利用者に配慮した接続ダイヤの改善が望まれています。

また、大船渡線については、モータリゼーションの進展及び沿線人口の減少などにより

利用者は減少してきていますが、地域の生活、経済、文化などに果たす役割は大きく、産業基盤をなす重要不可欠なものであり、ダイヤ改正等利便性の向上を促進する必要があります。

本市では、岩手県交通が路線バスを運行し、また、民営バスが撤退した地域を中心に市の財政負担による路線バス及び市営バスを運行しており、市民の身近な移動手段として重要な役割を果たしています。

しかしながら、モータリゼーションの進展により自家用車の利用が大幅に増えたため利用者が減少しており、民営バスの不採算路線の廃止や運行回数の削減などにより日常生活に影響を及ぼしています。

高齢者や児童、生徒などにとってバスは重要な交通手段となっており、地域の実情に応じた持続可能なバス交通体系の構築・維持は、地域振興と市民福祉の向上には欠かせないものとなっています。

ウ 情報・通信

情報通信技術の進歩には目覚しいものがあり、市民生活や産業活動におけるインターネットの普及や携帯電話などの利用は急速に拡大しているところであり、それに伴い社会経済活動そのものも大きな変革が生じます。

これに対応するためには、すべての市民が均等に恩恵を受けるための設備や知識の普及がますます重要になります。

本市では、有線放送や情報無線により生活情報や行政情報を伝達していますが、今後はインターネットや携帯電話などの活用を推進していく必要があります。

その一方で、一番身近な生活情報源であるテレビ、ラジオの難視聴世帯の存在や携帯電話等移動通信サービスが不安定な地域もあり、インターネットのブロードバンド利用環境に地域的な格差が生じていることから、その解消が求められています。

工 地域間交流

交流には、地理的なつながりや歴史的文化的な結びつき、さらには都市交流や、国際理解のための交流などさまざまな形があります。

地方分権に伴い、地域の特色や独自性を前面に出した地域づくりを進めることにより、 地域アイデンティティの確立や相互の発展が促され、ひいては地域の活性化につながって いきます。

そのためにも、観光、産業、文化等多様な交流連携のため情報交換や交流の場の拡大が求められています。

本市においてもそれぞれの地域の観光・産業資源を活用したまちづくりやさまざまなイベントを開催しており、また、他の都市との交流も進んでいます。

さらに、日常社会生活圏の拡大により市民生活における行政の垣根は低くなっており、 市内外に限らずさまざまな連携が図られています。

(2) その対策

ア道路

「中東北」の拠点都市としての広域的な文化的交流と県際連携を支え、緊急輸送・物流・ 広域観光ネットワークの機能も併せ持つ骨格道路の整備を促進し、高速交通拠点へのアク セス時間の短縮を図ります。

また、市全体の均衡ある発展や市民の一体感の醸成、通勤・通学・通院・買い物など日常生活の安全で利便性の向上につながる幹線道路や市民生活に密着した生活道路の体系的な整備を推進するとともに、歩行者や自転車、車いす利用者にとっても安心安全で快適に利用できるような道路環境の整備を目指します。

さらに、予防保全型の維持管理を推進し、道路や橋梁の長寿命化を図ります。

イ 交通機関

鉄道や乗合バスなど公共交通については、市民、バス事業者と連携しながら利用促進に 努め、路線の維持を図るとともに、コミュニティバスなどについては、利用者ニーズを把 握しながら新たな運行形態について検討します。

ウ 情報・通信

行政情報や防災情報、生活関連情報を地域格差なく享受できるよう、情報通信技術の発達に対応した高度な情報網などの整備の促進や、テレビ・ラジオの難視聴解消と携帯電話の不安定地域の解消を図ります。

また、本庁と各支所等を結ぶ情報ネットワークを活用し、窓口サービスの充実や施設の有効活用を図ります。

さらに、行政情報の新たな発信手段として、インターネットや携帯電話などを活用し、 情報伝達の充実を図ります。

工 地域間交流

東北の中心に位置する立地条件を最大限に生かし、観光・産業・文化など多様な分野において、北東北と南東北との交流拠点となるよう「中東北」としての広域的な交流と連携を推進します。

さらに、市内の各地域が、互いの良さを発揮しながら、一丸となって市全体の発展に取り組めるよう地域間交流の機会を設けるなど、一体感の醸成を図ります。

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

本市の平成 27 年 3 月 31 日現在の給水人口は、108,799 人で普及率は 88.1%であり、 年々水道の整備が進み、着実に普及が図られています。

しかし、市の東部では住家が山間地に点在しているなど、地理的条件等により水道が普及していない家庭も多く、水道普及率は72.1%(大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢地域)と依然として低い水準にあります。

本市の水道水源は北上川とその支流河川の表流水、伏流水のほか、湧水、地下水を使用していますが、良質で多量な水源を確保することにより、未普及地域の解消と水道の安定供給を図る必要があります。

また、高度経済成長期に整備した水道施設がほぼ同時期に更新の次期を迎え、大きな財政負担を伴うことになります。

今後は、少子化などによる人口減少によって給水人口が減少し、給水収益の減少が見込まれる中、健全かつ安定的な事業運営を進めながら、安全な水の安定供給を図ることが重要です。

イ 下水道

下水道は、農業集落排水施設や浄化槽とともに、豊かな自然環境の保全、特にも河川等公共用水域の水質を保全し、市民が衛生的で快適な生活を送るうえで欠くことのできない施設であり、その整備が求められています。

この整備に当たっては、平成 26 年 1 月に国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省連名で、今後 10 年程度を目途に概成を目指す考え方が示されていることから、効率的な整備が必要であり、それにあわせた汚水処理計画の見直しやアクションプランの策定が必要となります。

また、平成26年度末の水洗化人口割合が50.4%で、県平均の69.6%に比較して低い水準となっています。今後、少子高齢化などにより、水洗化人口も伸び悩むと考えられ、経営の見直しのため、公営企業への移行や経営の合理化を図る必要があります。

浄化槽整備事業については、市設置型と個人設置型の2種類の整備手法が存在していましたが、個人設置型の場合は市設置型に比べ維持管理費用等の負担抑制を図ることができることや、下水道の全体計画区域内であっても下水道事業計画区域外であれば設置できることなどから、平成28年度から個人設置型に統一することといたしました。

今後、下水道整備区域の見直しとあわせ、浄化槽の普及促進を図る必要があります。

ウ ごみ処理

市内から排出されるごみは、一関地区広域行政組合において、広域処理を行っており、収集は民間業者へ委託し、可燃、不燃、資源の分別収集を行っています。

ごみの減量には、分別排出が効果的であることから、市民の協力を得ながら、ごみの分別及び再資源化について、更に徹底して推進する必要があります。

また、ごみ収集やごみ焼却施設などの、ごみ処理の広域化を含めた在り方についての検 討が必要です。

ごみ問題の基本はごみの減量化であり、限られた資源は出来るだけ有効に再利用することが重要です。市民一人ひとりの意識改革が求められており、家庭、企業、行政が一体となった取り組みが必要です。

このような観点から資源回収や過剰包装の抑制など啓発活動を進めていますが、今後は市民生活のあらゆる分野でごみ減量化運動、リサイクル運動を積極的に推進する必要があります。

エ し尿処理

市のし尿処理は一関地区広域行政組合で行っており、施設の処理能力は、一関清掃センターが160k1/日、川崎清掃センターが100k1/日を有し、処理量はそれぞれ一日当たり、155k1及び88k1となっています。

収集については、許可業者により、市内全域を収集していますが、一関清掃センターの 処理施設は、昭和52年に建設され、施設の老朽化が課題となっています。

才 消防

本市の消防体制は常備、非常備消防からなっています。常備消防は平成 18 年 3 月に一部事務組合である両磐地区消防組合が解散し、平成 18 年 4 月から平泉町及び藤沢町の消防事務を受託し、新たに一関市消防本部として発足しました。

また、平成23年9月26日からは藤沢町との合併により、一関市に消防本部4課及び4消防署4分署1分遣所、平泉町に分署を配置し、広域的、総合的な消防、救急救助体制の整備を図っています。

近年の火災原因は生活スタイルの変化から複雑・多様化してきており、また、本市には 数多くの文化財などもあることから、火災から市民の生命、財産を守り、生活の安全を確 保するためには、消防体制の充実強化と市民への予防啓発が重要となっています。

本市の人口減少傾向とは比例せず、救急出動件数、搬送人員は、平成 23 年の東日本大 震災の影響による急増はあるものの増加・減少の繰り返しが続いています。また、救助出 動件数は、横ばい状態が続いています。

今後もより高度な救急医療体制の整備が求められることから、迅速で高度な救急救助体制の整備促進と併せ、市民の応急手当の普及啓発、さらには広域の拠点医療施設である県立磐井病院をはじめとする医療機関との連携強化を図っていく必要があります。

非常備消防は、常備消防と同様に消防防災の重要な役割を担う消防団が市内全域に組織されており、消防団員数は 2,764 人(平成 27 年 4 月 1 日現在)ですが、団員の高齢化及び企業に就労する団員が多くなっており、災害発生時の団員確保対策については、今後の課題となっています。

力 住宅

核家族化の進行や持ち家志向の増大など、生活スタイルの変化に伴い、一定の住宅需要が見込まれております。

市内には平成27年3月31日現在、公営住宅1,231戸(内、特公賃住宅46戸)が整備されていますが、常に高い入居率を保っている状況です。

しかし、老朽化が著しい住宅も多く、今日の居住ニーズに合わないものとなってきているため、今後、施設改修やバリアフリー化を進めるほか、ユニバーサルデザインに配慮しながら計画的に整備を進める必要があります。

キ 防災

岩手・宮城内陸地震や東日本大震災の教訓を踏まえ、さらには近年頻発している局地的集中 豪雨などの自然災害に備えて、危機対応できる総合防災体制の充実強化が重要であり、緊急時 の情報連絡体制の充実、市民の防災意識の高揚を図る必要があります。

また、防災対策の目的は、災害から市民の生命と財産を守ることを基本としており、地域防災計画に基づいて、防災対策の強化を図っているところですが、防災関係機関の連携の充実はもとより、市民自らが防災対策の主体であることを認識し、日ごろから災害について備えることが大切であり、市民、防災関係機関及び市がそれぞれの役割と責任のもと相互に連携・協働できる体制づくりを図る必要があります。

ク 防犯

交通・情報網の発達により、犯罪が広域化・多様化している今日、犯罪のない明るく住

みよい地域社会の実現のため、防犯意識の高揚や、防犯協会などの体制強化を図るなど、 関係機関・団体などが一体となった活動が求められています。

ケ 治山、治水

治山については、地すべりなどの崩壊危険箇所が点在しており、引き続き崩壊危険箇所の調査を実施しながら自然環境の保全と併せ、復旧、予防治山、水源かん養保安林をはじめとする防災林造成などを積極的に推進する必要があります。

また、岩手・宮城内陸地震、東日本大震災により大規模に被災し、現在も不安定な状態にある森林に対し、二次災害の防止のため積極的な治山事業促進活動を行う必要があります。さらに、治水については、市の中央を縦断する北上川やその支流の溢水や逆流により、毎年のように洪水の被害を受けてきたことから、磐井川堤防改修を含む一関遊水地事業の早期完成が望まれており、北上川狭隘部の治水対策事業についても早期完成が図られるよう積極的な促進活動が必要です。

(2) その対策

アニル道

- ① 安全な水の供給と未普及地域への対応 水源の水質に応じた適切な方法により浄水を行うとともに、長期的な財政状況を勘案 しながら、未普及地域への給水拡張を図ります。
- ② 災害対策と復旧の迅速化

水道施設の耐震化について優先順位を決めながら進めるとともに、長時間の停電においても水道の供給が可能な体制を整えるため、非常用発電装置等の整備を進めます。

また、災害発生後の応急復旧活動を組織的に行うための訓練を実施するなど迅速な復旧に努めます。

③ 水道施設の更新と事業運営の効率化

水道施設のアセットマネジメントに基づき計画的に更新を進めるとともに、民間委託 を推進するなど業務の効率化に努めます。

イ 下水道

① 処理施設の整備

河川等公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を創出するため、地域特性に 応じた公共下水道や浄化槽の効率的な整備を進めます。

汚水処理施設の早期概成のためのアクションプランを策定し、定期的に進捗管理を行いながら、必要に応じ社会情勢の変化や地域の実情にあわせた計画の見直しなどを行います。

また、効率的な推進のため、施設の統廃合や更新などを実施し、施設の長寿命化を図りながら、持続的に安定したサービス提供体制の確保に努めます。

さらに、災害に強い下水道を目指し、下水道施設の耐震化を図ります。

② 水洗化の促進

下水道の供用を開始した地域や農業集落排水施設の処理区域については、経営の安定化を図るため、早期の水洗化(接続)を働きかけ、施設の利用を促進します。

なお、下水道事業計画区域及び農業集落排水施設処理区域のどちらにも該当しない区域については、個人設置型浄化槽の普及を促進します。

ウ ごみ処理

① ごみ処理施設の整備

施設の老朽化や最終処分場の埋立状況など長期的展望に立ち、ごみ処理施設の整備を 図るとともに、ごみ処理の広域化などについて必要な調査を進めます。

② 収集方法の改善

ごみ収集の効率化を図るために、ごみの収集エリア、収集回数など、ごみ収集体制の整備充実に努めます。

③ 減量運動の推進

ごみ排出量の増加を抑制するため、分別収集の徹底やごみの減量化、再資源化を促進し、資源循環型社会の構築を推進します。

また、リサイクルプラザの活用を図り、ごみ排出抑制や再利用、資源ごみ回収、リサイクル運動などの意識啓発を推進します。

エ し尿処理

① 収集、処理の充実

し尿処理施設の整備充実を図るとともに、し尿を円滑かつ衛生的に処理するため、し 尿収集サービスの向上を促進します。

才 消防

① 消防力の強化

複雑・多様化する災害に対応するための消防施設・機械器具の更新整備、情報通信体制の整備並びに水利施設の整備を図るとともに、消防団員の確保と団員出動に対する事業所の理解と協力を求めていきます。

② 予防活動の強化

防火対象物、危険物施設、火薬や高圧ガスなどの立入検査及び一般家庭防火指導の強化に 努めるほか、防火座談会の開催などにより、地域ぐるみの自主防災意識の高揚を図ります。

③ 救急、救助体制の強化

救急救助資機材の高度化を図るとともに、救急救命士の養成や市民への応急手当の普及啓発、救急医療機関との広域連携を深めるほか、緊急消防援助隊など広域的な連携体制を有効に活用するための受援体制及び応援体制の整備を進めるなど、より効果的な救急救助業務体制の確立を図ります。

力 住宅

多様化する利用者の居住ニーズに沿うよう、施設改修やバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮しながら、高齢者や障がい者、低所得者などの利用を考慮した住宅整備に努めます。

また、住宅セーフティネットの構築などにより、定住化の促進を図ります。

キ防災

① 防災体制の確立

関係機関や企業との連絡、救援体制の整備と自主防災組織の育成や防災意識の高揚を図るとともに、危険箇所の把握や点検を行い、すべての市民が迅速な避難行動に移れるよう避難のための情報や、指定避難所及び指定緊急避難場所の周知に努めます。

② 大規模災害対策の強化

災害発生時の救援対策を迅速かつ的確に行えるよう、各種応援協定を民間団体と締結 し、連携を図りながら応援体制の強化を推進します。

③ 防災力の向上

災害から安全・安心を得るためには、市民、地域、行政が一体となった取り組みが不可欠です。特に地域においてお互いが助け合う「自助・共助」の体制づくりや行政の「公助」との連携を構築し防災力の向上を推進します。

また、一関市防災指導員養成講習を実施し、地域の防災指導者を養成して地域防災力の強化を図ります。

ク 防犯

① 防犯・暴力追放意識の高揚

警察署等関係機関との連携を図りながら、防犯活動、環境浄化運動の推進や暴力団追放宣言の周知などにより防犯・暴力団追放意識の高揚に努めます。

② 自主防犯組織の育成

防犯協会、青少年団体、PTAなど関係団体の相互の連携を図りながら、各種防犯活動の助長に努め、自主防犯組織の育成を推進します。

また、悪質商法などによる被害を未然に防止するため、消費生活に関する情報の提供に努めます。

③ 防犯環境の整備

安全、安心なまちづくりのため、公園、道路、駐輪場等公共施設においては、防犯灯など犯罪防止に配慮した環境づくりを推進します。

ケ 治山、治水

岩手・宮城内陸地震により大規模に被災した箇所については、現在も積極的に治山事業を行っていますが、被災箇所が多く、被災範囲も広いことから、国、県とともに危険箇所を的確に把握しながら治山事業の促進を図ります。

また、一関遊水地事業、北上川狭隘地区治水対策事業など北上川とその支流域における治水事業の早期完成を促進します。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア保健

医療の進歩や生活環境の改善により平均寿命は延び、人生 80 年の長寿社会を迎えています。反面、社会構造の多様化、複雑化によりストレスを起因とする心の病や、生活習慣病など新たな課題も増えています。生涯にわたり健康で心豊かな生活を送るため、市民一人ひとりが若いうちから健康的な生活習慣を確立し、その実践を通じて積極的に健康の保持増進に努めることが求められています。

また、多様なニーズに対応できるよう、保健、医療、福祉の各分野の関係機関・団体が相互に連携を深め、総合的なサービスが提供できる仕組みを構築する必要があります。

イ 高齢者福祉

岩手県毎月人口推計(年報)(平成27年10月1日現在)における本市の65歳以上人口は40,255人で、高齢化率は33.5%と、県平均の30.5%を上回り、県内でも高齢化が進行した地域となっています。

このような中で、明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者自身がこれまで培ってきた知識・技能を生かし、積極的に社会活動に参加することが重要であり、社会の一員として活躍できる環境の整備が求められています。一方、万一病気や介護が必要になった場合でも、長年住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう、適切なサービス基盤の整備と介護サービスを提供する介護福祉士などの人材育成、確保が急務となっています。

介護保険制度による要介護認定者は、軽度の要介護者が増加傾向にあることから、要支援、要介護状態になるおそれのある段階の高齢者を対象に、予防を重視した介護予防教室などの効果的な実施とともに、健康なうちからの介護予防活動の推進が必要です。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者など、何らかの生活支援を必要とする高齢者が増加していることから、住民相互の支え合いを基本とした高齢者の支援体制の構築が必要です。

ウ 児童福祉

本市においても、急速に少子化が進んでおり、その問題は要因・背景そのものが、結婚、育児、 地域、学校、職場など私たち一人ひとりの考え方や生活に深く関わっているだけでなく、その影響は広く社会経済、市民生活に影響を及ぼしています。このような中で若い世代が結婚し、安心 して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができるようにするため、子育て 家庭を社会全体で支援していくことが必要です。

本市には、保育所が27園、へき地保育所4園、児童館4館、認定こども園7園が設置されていますが、入所待機児童が生じている一方、児童数の減少により定員に達しない施設もでてきています。

「一関市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、核家族化や生活スタイルの多様化等 に伴う様々な保育ニーズに適切に対応し、仕事をはじめとする社会活動と子育ての両立を 可能にしていくことが必要です。

工 母子 文子福祉

母子、父子家庭においては就労困難などによる経済的問題、家事や子どもの養育の問題など多くの問題を抱えており、その生活安定を図るため、家庭児童相談室により相談支援を行うとともに児童扶養手当制度等により経済的支援を行っています。

今後も引き続き母子、父子家庭の社会的・経済的自立を総合的に支援することに重点を 置き、関係機関相互の連携を図りながら、各種施策の一層の充実に努める必要があります。

才 地域福祉

少子・高齢化など社会状況の変化や福祉ニーズの多様化により、市民の地域福祉に対する関心はますます高まってきています。このような中で、本市では様々な福祉施策に取り組んできましたが、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりが福祉の担い手であるといった意識の醸成と、地域での支え合いが重要です。そのため市民、関係機関、行政等が連携して、協働による地域福祉を推進していくことが必要です。

カ 障がい者(児)福祉

平成25年4月から障害者総合支援法が施行されたことにより、身体・知的・精神の三障がいのほか、政令で定める難病患者の方々も障がい福祉サービスの対象となりました。

障がいのあるなしにかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現が 求められています。障がいのある人の地域生活を支援していくためには、多様なニーズに きめ細かく対応することが必要であり、地域の実情に応じた相談支援体制の構築と身近な 地域でのサービス提供体制の充実が不可欠です。

また、障がい者の誰もがその能力を最大限に発揮しながら地域の中でその人らしく生活していくことができるよう、社会、経済、文化活動などの社会参加の機会を保障していくことが必要です。

(2) その対策

ア保健

① 保健対策の充実

疾病の早期発見、早期治療の徹底を図るため、乳幼児から高齢者まで一貫した健康診査や保健指導体制の充実を図ります。また、生活習慣病の予防に取り組むとともに、心の健康を保つための活動を推進します。

② 健康づくりの推進

健康教育や暮らしの中に運動を取り入れる活動を推進し、市民一人ひとりが生涯を通じて健康づくりを実践できるよう支援します。

③ 保健、医療、福祉の連携

保健、医療、福祉の相互連携を強化するとともに、関係機関相互の情報ネットワークの形成を促進し、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めます。

イ 高齢者福祉

① 介護予防の推進

保健・医療・福祉分野の関係機関が連携し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など健康の維持増進を図るとともに、単に個々の機能改善にとどまらず、高齢者一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、地域の主体的な運営による介護予防の推進に努めます。

② 生きがいづくりの推進

生きがいをもって高齢期を過ごすために、健康づくりや介護予防とともに生涯学習、スポーツ、就労機会の拡充、世代間交流、ボランティア活動など幅広い社会参加と身近な地域内交流の活性化を推進します。

③ ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢者が長年住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、 生活支援サービス、介護サービス等の充実に努め、市民相互の支え合いを基本としなが らも、地域包括支援センターを核として、保健・医療・福祉関係機関、団体・事業所な どとの連携のもとに地域全体で高齢者を支える体制の整備を推進します。

④ 介護施設の整備と人材の確保

介護施設の整備促進を図るとともに、多様な介護担い手の育成や資格取得に対する支

援など、介護人材の育成、確保等に努めます。

ウ 児童福祉

① 保育サービスの充実

保護者の就労形態等の多様化に対応した延長保育や一時預かり保育など、保育サービスの充実を図るとともに、待機児童の解消に向けて保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の整備に努めます。

② 子育て支援体制の充実

子育て支援センターを中心として、地域における子育てに関する相談指導体制の充実 を図ります。

また、男性が育児に積極的に参加する意識づくりや、育児休暇の取りやすい職場環境づくりの支援、放課後における児童の健全育成を図るための放課後児童クラブの整備など、子育て支援策を推進します。

③ 子育てしやすい生活環境の整備

公園など安心して遊べる場所を整備するとともに、公共施設などに授乳コーナーやベビーコーナーの設置を促進するなど、子育てに配慮した環境の整備に努めます。

工 母子 父子福祉

① 就労の場の拡大

関係機関との連携を図り、職業紹介、助言、指導に努めるとともに職業訓練施設を活用し、技能修得等を促進します。

② 支援体制の充実

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金など各種公的資金貸付制度などを活用し、 生活支援、養育支援の充実を図ります。

③ 相談体制の充実

家庭児童相談室を中心として、関係機関との連携を図り、母子・父子相談など各種相談体制の充実を図ります。

才 地域福祉

① 地域福祉を担う人づくり

市民の福祉に対する理解と関心を高めるため、福祉に関する学習機会を幅広く提供し、地域福祉の担い手の育成を推進します。

② 共に支え合う地域づくり

社会福祉協議会、福祉活動推進協議会等と連携を図りながら、ボランティアグループ、NPO等による福祉のネットワークづくりを推進します。また、多様化する福祉課題に対応するため、新たな地域福祉活動や社会資源の開発、提供を支援します。

カ 障がい者(児)福祉

① 相談支援体制の充実

地域の実情に応じた相談支援体制充実と、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援の提供に努めます。

② 地域ネットワークの構築

地域における、保健・福祉・医療・教育・就労などの障がい福祉に関する関係者の連携と支援体制に関する協議を行うため、既設置の地域自立支援協議会の活動充実を図り、相談支援事業の効果的な実施に努めるとともに、多様な支援を一体的に提供できる体制の拡大を図り、さらに権利擁護のための支援の充実にも取り組みます。

③ 社会参加の促進

障がいのある方の社会的自立を促進するため、それぞれの障がいの特性に応じた適切な就労の機会を確保する取り組みを積極的に行い、併せて障がい福祉サービスの充実と、ユニバーサルデザインの推進に努めます。

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

高齢化社会の進展や疾病構造の変化などを背景に市民の医療ニーズは年々増大しており、 その内容も高度化、多様化しています。このため患者の症状に応じた適切な医療体制を整備 する必要があります。

また、重度な要介護状態になっても誰もが住み慣れた地域で生活していくためには、在宅 医療を中心とした地域包括ケアシステムの構築が急がれます。

本市には、医療施設として病院 10 か所、一般診療所 85 か所、歯科診療所 52 か所があります。両磐保健医療圏では、基幹的な医療機関の県立磐井病院を核に、市内の医療機関が連携して地域医療を守っておりますが、常勤医師の不足や医師の診療科偏在、地域偏在などが深刻化しております。

救急医療については、休日当番医制や小児・成人夜間救急当番医制、休日歯科応急診療、 さらには病院群輪番制によりその体制が確保されていますが、高齢者の増加に伴い需要はま すます高まっており、各医療機関と消防本部とが連携を強化し、一層の充実を図ることが必 要です。

また、救急患者の中には、軽症での利用が多く、医療機関が本来担うべき重症患者への医療の提供に支障を来たし、医師の負担が過重になっていることから、受診する人が、医療機関の役割を理解して、症状による適切な行動を心がける必要があります。

(2) その対策

ア 医療施設の整備充実と人材の確保

医療施設の整備促進を図るとともに、医師や看護師など、医療従事者の確保に努めます。 また、過疎地域自立促進基金を活用し、平成32年度まで貸し付けを行う医師修学資金貸付事業を実施します。

イ 医療機関の機能分担と連携、市民・関係機関団体・行政の役割の明確化

医療ニーズの多様化、高度化に対応し、市民が身近な場所で良質で効率的な医療サービスを受けられるよう、医療機関相互の機能分担と連携を促進します。

また、地域の医療・福祉・介護・保健のネットワークによる地域包括ケアシステムの構築を推進し、医療機関の適正受診の市民周知を徹底しながら、かかりつけ医、かかりつけ薬局の普及・定着を図り、プライマリー・ケアの充実を図ります。

ウ 在宅医療介護の推進

在宅医療を担う医療機関を支援するほか、急性期から在宅医療までを担う医療機関の連携、当該医療機関と居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等が連携し、看護や介護を必要とする患者や障がい者の在宅医療介護が確保されるよう支援します。

エ 救急医療体制の充実

救急時や災害時において迅速に救急サービスが受けられるよう、救急医療体制の一層の 充実を図ります。

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 就学前教育

本市の幼稚園は、公立と私立を合わせて 12 園で、在園者数は 548 人、また、認定こども 園は、公立と私立を合わせて 7 園で、在園者数は 929 人となっています。

今後、出生率の低下、核家族化・共働き家庭の増加に対応するため施設の適正配置や、 既存施設の老朽化に伴う整備、幼稚園と保育所などとの連携強化が課題となっています。 また、幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、質の高い教育・保育の

提供を行うなど、幼児教育の充実を図る必要があります。

イ 義務教育

本市の市立の小学校は33校、中学校は17校、県立の中学校は1校となっています。出 生率の低下に伴い児童生徒数が減少していることから、統合を含めた学校の規模適正化を 進めるとともに、老朽化に伴う校舎などの計画的な改修が必要です。

また、ことばの力や社会への適応能力、コミュニケーション能力の養成、語学力を含めた国際感覚など、これからの社会を生き抜く力の育成が求められています。

さらには、多様化する教育ニーズに対応するために、教職員の資質の向上を目指し、広域的な研修会の実施や自主的研究会の奨励を図る必要があります。

ウ 高等学校等

本市の高等学校は、県立が6校、私立が2校あります。出生率の低下による生徒数の減少により、学校統合、学科の廃止、定員の削減が進んでいます。

また、県の「県立高等学校新整備計画」等により、本市では、既に4校が統合により廃校となっておりますが、地域の高等学校として、また、多様な進路選択のためにも学校の維持は市民の強い願いとなっています。

工 社会教育

公民館を市民センターとし、生涯学習の拠点としての機能に地域づくりの活動拠点としての機能を加えるとともに、地域による指定管理ができる施設としました。社会教育事業を効果的に推進するためには、学校、家庭、地域、企業等の連携と参画を図り、ニーズに対応した学習の充実が求められます。

また、少子化、核家族化、人間関係の希薄化などにより、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されています。

社会教育の取り組みは、少子高齢社会に対応する事業を地域とともに進めていくための重要な時期となっています。

一方、施設面においては、施設、設備とも老朽化しているものも少なくないことから、 計画的な改修が必要となっています。

オ スポーツ・レクリエーション

これまでのスポーツ教育は、学校における体育の授業や部活動を軸とし、学校対抗方式で、競技力の向上を中心に行われてきましたが、小規模校では少子化の進展もあいまって希望する種目の選択ができないという問題点が顕在しています。少子高齢化社会の到来は、価値観の多様化を促し、スポーツ・レクリエーションに対するニーズも、余暇や趣味の充実など競技力の向上のみを直接の目的とはしない形態が増えており、ますます多岐多様なものになっています。

このため、既存組織の基盤強化を図りつつ、関係団体などと連携しスポーツ指導者などの人材の掘り起こし・育成・確保を図るとともに、スポーツ・レクリエーションに対する市民ニーズに対応できる新たなシステムを構築する必要があります。

また、スポーツ施設にあっては、施設運営体制の充実に努めるとともに、既存施設のメ

ンテナンスや相互利用など更なる有効活用を図る必要があります。

(2) その対策

ア 就学前教育

① 幼稚園及び認定こども園の整備 幼稚園及び認定こども園の適正配置と就学前教育環境の整備を図ります。

② 家庭教育の充実

「家庭」が持つ基本的役割が機能するよう、保護者や地域住民の意識の醸成を図るための講座などを開催します。

③ 幼児教育の質の向上に係る推進体制づくり 多様化する就学前教育に対応するため、関係職員の研修の実施、連絡調整などを図り、 長期的な展望のもと、体制の充実を図ります。

イ 義務教育

① 学校の施設整備

適正な規模の学校と教育内容を確保するため、学校統合を推進するとともに、老朽化などによる校舎等の改修を計画的に推進します。また、情報教育機器などの整備や更新により教育環境の充実を図ります。

② 教育の充実

社会の変化に対応できる確かな学力と心豊かな人間性を培う総合的な人づくり教育を推進します。

また、心豊かな人間を育成するため、「ことばの力」を育む教育や道徳教育の充実を図るとともに、体験的学習を推進し、自ら考え、行動できる児童生徒を育てる教育の充実を図ります。

③ 国際理解教育の推進

国際化時代に対応するため、外国語指導助手等の一層の活用や異文化の体験を通し、国際理解教育を推進します。

④ 魅力ある学校づくり

学校の情報を公開するとともに、学校運営に保護者、地域住民の参加を促進することにより、地域と一体となった特色ある学校づくりを推進します。

⑤ 教職員の資質の向上

教育者としての資質と社会性、人間性にあふれた教職員像が求められていることから、 研修の機会を積極的に与えるとともに、自主的な研究に励むことができるような環境づ くりを推進します。

ウ 高等学校等

① 高等学校の整備

教育環境の充実を促進するとともに、新しい時代に対応した多様な学科の新設・確保 を関係機関に働きかけます。

② 高等教育機関の整備

既存の高等専門学校や短期大学の運営の充実を関係機関に働きかけます。

工 社会教育

① 指導体制の充実

社会教育の知識や技術の向上を図るため、研修機会の充実に努めます。

② 社会教育事業の充実

各種課題に対応した社会教育を推進するため、学校、家庭、地域、企業等の連携と参画を図り、ニーズに対応した学習の充実に努めます。

③ 家庭と地域の教育力の向上

家庭の果たすべき役割などについての学習の機会を設けるとともに、地域全体で子どもたちを育む事業を実施し、家庭と地域の教育力の向上を目指します。

- ④ 各種社会教育団体の育成 地域ぐるみでの教育環境づくりを図るため、子供会、婦人会、老人クラブなど、社会 教育団体の育成に努めます。
- ⑤ 社会教育施設の充実 各地域の活動の拠点となる市民センター、図書館などについては、その機能を十分に 生かした利用を促進するために、施設・設備の充実に努めます。 併せて、図書資料の整備に努めます。

オ スポーツ・レクリエーション

① スポーツ推進体制の充実

多様化する市民ニーズへの対応や、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを推進するため、体育協会の基盤を強化し、指導者及び指導体制の充実を図ります。

- ② 施設運用の充実 スポーツ施設の一層の利用を促進するため、管理、運営体制の充実を図り利用しやす い環境づくりに努めます。
- ③ 教室、大会の充実 市民ニーズに合う参加しやすい各種スポーツ・レクリエーション教室、大会の開催を 促進するとともに、市民が高度な技術に直接触れることができる全国的なスポーツ大会 の招致に努めます。
- ④ 施設の整備 主に老朽化した施設の改修、整備に取り組みます。

8 地域文化の振興等

(1)現況と問題点

ア 芸術文化

各地域においては、市民センターなどを中心に地域住民の参加による芸術文化活動が活発に展開されています。

また、市の文化活動の拠点施設としての一関文化センターでは、芸術鑑賞機会の拡充や芸術文化行事の開催が積極的に図られており、広域的な事業としては、いわい地方芸術文化団体協議会が主体となっていわい地方文化祭、文芸「いわい」の発行などを行っています。一方、施設・設備ともに老朽化が進んでいることから、計画的な改修が必要となっています。

イ 文化遺産

本市には、有形無形の文化財や史跡名勝天然記念物など、指定等文化財が 229 件(平成 27 年 10 月末現在) あります。また、縄文時代をはじめとする各年代の埋蔵文化財包蔵地は約 900 ヶ所確認されています。

特にも、本市には世界文化遺産「平泉」と関わりの深い骨寺村荘園遺跡があり、世界遺産拡張登録に向けて取り組む必要があります。

このため、平泉文化をはじめ、引き続き各種文化財について調査、研究を推進するとともに、埋蔵文化財の発掘調査を計画的に実施し、貴重な文化財を後世に伝えていく必要があります。

また、これら貴重な文化財を保護するため、各種調査保存活用計画の策定を進め、指導者や後継者の育成、保護団体への支援、保存公開施設等の整備を進めるとともに、小中学生や地域住民を対象とした学習会、説明会を開催し、郷土の歴史・文化への理解を一層深める必要があります。

ウ 郷土芸能

本市には、神楽、鹿踊、獅子舞、田植踊など各地に多くの郷土芸能が継承されています。しかし、これらを伝承する後継者の確保などが課題となっています。

(2) その対策

ア 芸術文化

① 芸術文化団体の育成

各地域芸術文化団体の育成といわい地方芸術文化団体協議会の活動の促進を図ります。

② 芸術文化活動施設の充実

優れた芸術文化の鑑賞や、日常生活の中で芸術文化活動を実践できる施設・設備の充 実を図ります。

イ 文化遺産

① 世界遺産拡張登録の推進

関係機関と連携し、骨寺村荘園遺跡の拡張登録に向けた取り組みを進めます。

② 文化財及び遺跡の保護と調査研究の推進

文化財の調査研究、文化財指定や周辺環境の整備、管理体制の充実を図るなど、適切な保護に努めるため、各種調査保存活用計画の策定を進めるとともに、歴史・民俗・考古資料の展示公開や学習の場としての施設整備を推進します。

ウ 郷土芸能

① 郷土芸能等の保護

郷土芸能などの伝承活動の支援や発表機会の拡充を図るとともに、後継者の育成に努めるなどその保存・伝承を図ります。

9 集落の整備

(1)現況と問題点

生活スタイルの変化や価値観の多様化、交通機関の発達による生活行動範囲の拡大などで、連帯、協力、相互扶助が希薄になり、地域形成に少なからず影響を及ぼしています。また、生活基盤となる就業形態の変化や少子・高齢化などに伴うリーダー不足など、従来どおりの集落活動ができない状況になってきています。

このように、地域を取り巻く今日の現状では、家庭、集落の維持が困難になることが予想 されることから、地域社会の維持、存続を図るため、若者の定住につながる生活環境づくり が重要な課題となっています。

(2) その対策

集落機能の維持向上を図るため、生活環境の整備を進めるとともに、地域づくり活動への 参画の促進など、集落活動支援体制の確立と自主自立意識の高揚を図り、魅力ある集落の形 成に努めます。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1)現況と問題点

ア 自然環境の保全

本市は、豊かな緑と清らかな水、変化に富んだ地形と優れた自然景観など恵まれた自然環境にあり、栗駒山、室根山、東稲山などがあります。このうち栗駒山は国定公園に、室根高原は県立自然公園に指定されています。

河川水源としては、県域のほぼ中央を南流する北上川及び北上川の支流である磐井川、砂鉄川、千厩川などが流れています。

しかし、都市化の進展などに伴い生活雑排水などによる河川の汚染など身近な環境問題が起きており、市民の大切な財産である自然環境はひとたび破壊されればその復旧は困難であることから、大切な財産を後世に引き継ぐためにも、自然保護意識の向上を図るとともに自然保護団体の育成、自然保護監視体制の充実強化に努め、適切な保全と利用を図る必要があります。

イ 資源・エネルギーの循環

私たちの生活にはたくさんのエネルギー源が必要ですが、現在のエネルギー源の主流となっている石油や天然ガスといった化石燃料は使い続ければ失われてしまいます。同時に、化石燃料の燃焼によって発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが地球温暖化を引き起こしています。

このような状況で、新エネルギーに大きな注目が集まっています。新エネルギーは環境を損なわないクリーンなエネルギーであり、その活用については世界各国で研究や導入が進められています。

新エネルギーは、再生可能で二酸化炭素の排出を抑えることができ、輸入に頼らない国産のクリーンなエネルギーとして脚光を浴び、エネルギー問題と地球環境問題を同時に解決することも考えられます。

本市は、豊かな自然に恵まれており、太陽光、風力、水力、木質バイオマスなどのエネルギー資源が存在しています。このような資源を有効に利用し、地域内で資源やエネルギーが循環するまちづくりの実現に向けて取り組みを進めることが必要です。

ウ 国際リニアコライダー(ILC)の早期実現

国際リニアコライダー(ILC)は、全長約31~50kmの地下トンネルに直線状の加速器をつくり、電子と陽電子の衝突実験を行う施設であり、ビッグバン(宇宙誕生)直後の状態をつくり出すことによって、宇宙創成の謎、時間と空間の謎、質量の謎などの解明に迫ります。

ILC が実現すれば、我が国初の国際プロジェクトとなり、世界中から多くの研究者等とその家族が居住、滞在する国際学術研究都市が形成され、この地域が世界に開かれた国際的な科学技術の拠点になることが期待されます。

本市を含む北上高地は、国内の研究者で組織するILC立地評価会議によりILCの国内建設候補地に選定され、世界で最も実現の可能性が高いILC建設候補地となったものの、政府は日本への誘致を表明しておらず、県をはじめとする関係機関や関係団体と連携して日本誘致に関する方針の早期決定を政府に働きかけていくことが重要です。

また、次代を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代にILCの価値や意義を正しく理解していただく取組や、世界中から訪れる研究者等とその家族が安心して生活できる環境の整備、地域の国際化、グローバル人材の育成に向けた取組などを進めることが必要です。

(2) その対策

ア 自然環境の保全

① 自然保護対策の促進 適正な土地利用を図りながら、自然保護対策を推進します。

② 自然保護意識の向上

自然保護意識の向上、高揚に努めるとともに、自然保護団体の育成、自然保護監視体制の充実強化を図ります。

また、自然観察会、森林教室や農業体験学習など体験型の自然保護学習の充実を図ります。

イ 資源・エネルギーの循環

① 地球温暖化防止に向けた新エネルギーの導入

公共施設や一般家庭への太陽光発電システムなどの導入に努めます。また、公用車の 更新時期にあわせ、クリーンエネルギー自動車への切り替えに取り組みます。

② 自然環境や地域経済・地域コミュニティとの好循環を生み出す新エネルギーの導入 木質バイオマス資源の有効利用を図り、化石燃料への依存を軽減するため、一般家庭・ 事業所へ薪ストーブやペレットストーブなどの普及啓発に努めます。また、エネルギー の地産地消を確立するため、木質バイオマスの利用者と生産者などのネットワークづく りを図り、木質バイオマスの流通システムの構築について研究します。

さらに、これまでエネルギー資源として活用されていなかった廃棄物や畜産バイオマスなどについても活用に向け検討します。

③ 新エネルギーの環境教育の推進

子どもたちや市民への新エネルギー教育の充実を図ります。また、啓発イベントの開催やホームページなどで新エネルギーの情報提供を行います。

ウ 国際リニアコライダー(ILC)の早期実現

① ILCの早期実現に向けた取組

政府が早期にILCの日本誘致を表明するよう、県や周辺自治体と連携して働きかけていきます。

また、ILC関連施設周辺のインフラ整備など、研究拠点として必要な環境の整備を関係機関と連携して検討していきます。

② 市民の理解増進、普及啓発

ILCの価値や意義について、講演会やサイエンスカフェ、出前授業などを実施して市民の理解の増進に努めます。

また、駅や主要な幹線道路への看板の設置や各種イベントを通じた普及啓発活動、常設の展示コーナーの設置などにより、ILCの実現に向けた機運の醸成、PRを進めます

③ 人材育成、次世代教育

次代を担う子どもたちが科学技術に対する興味や関心を持つよう、中学生最先端科学体験研修や中学校等でのILC授業などを実施します。

また、世界中から訪れる研究者等に対して地域の歴史や文化をはじめとする本市の魅力を発信できるよう、地元学を学ぶ取組を進めます。

④ 市内外への情報発信

ILCニュースやホームページ等でILC計画の動向や地域の取組などの情報発信を図ります。

また、国内外の研究者等に対し、美しい自然、伝統ある特有の文化などの本市の魅力を発信していきます。

⑤ 国際化の推進

教育や医療、子育てをはじめとする生活上必要な情報の多言語化、公共施設や宿泊施設、飲食店などにおける多言語対応や案内機能の整備等、国際化に対応した環境の整備を進めます。

また、次代を担う子どもたちが、英語力や国際感覚を身につける取組を進めます。

⑥ 快適な生活環境の整備

国内外の研究者やその家族等が快適に生活できる環境の整備を進めます。 また、主要な交通結節点から I L C 関連施設や医療機関、公共施設等までのアクセスの向 上、公共交通の利便性の向上などを促進します。